

水産政策審議会資源管理分科会

第 1 4 5 回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第145回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和8年5月18日（月）13:30～19:38

場 所：航空会館ビジネスフォーラム 701・702号室
（東京都港区新橋1-18-1）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第507号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部及びぶりの別紙2の変更）について

諮問第508号 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第509号 特定水産資源（さんま）に関する令和8管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

諮問第510号 特定水産資源（まだら北海道日本海）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更について

諮問第511号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等11国際資源）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分について

【協議事項】

- ・するめいかTAC管理について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 それでは、予定との時刻となりましたので、ただいまから第145回資源管理分科会を開会いたします。

私は本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務的な御案内をさせていただきます。

会場で御参加の皆様におかれましては、御発言の際には事務局でマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂き、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてくださるようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、初めに4月1日付で資源管理部長に着任いたしました柿沼より御挨拶を申し上げます。

○資源管理部長 皆さん、こんにちは。資源管理部長、柿沼でございます。

本日はお忙しい中、資源管理分科会に御参集いただきまして、山川分科会長をはじめ皆様大変ありがとうございます。

私、前職は栽培養殖課長でございまして、養殖を担当しておりまして、1日から資源管理の方というところでまた新しい分野になりますけれども、引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日でございますけれども、諮問五つ、それから、協議事項と報告事項ということで大変盛りだくさんの内容となっております。長時間にわたります御審議となるかと思っておりますけれども、忌憚のない御意見を頂きますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○漁獲監理官 それでは、次に委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。

本日、資源管理分科会委員はウェブ出席を含めまして10名中8名の方に御出席いただいております。木村委員におかれましては、16時以降ウェブ出席予定というふうにお聞きしております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ出席を含めまして13名中、現在8名の方に御出席いただいております。遠藤特別委員におかれましては、少し遅れているというふうにお聞きしております。

す。

最後に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますけれども、まず議事次第でございます。その後に資料の一覧がございます。資料1が資源管理分科会委員・特別委員名簿、資料2が諮問第507号関係の資料になります。資料3が諮問第508号関係、資料4－1から4－12までが特定水産資源ごとの説明資料になっております。資料5は諮問第509号のさんまの関係の資料になります。資料6が諮問第510号関係のまだら北海道日本海関係の資料になります。資料7が諮問第511号関係の国際資源に関する資料になります。資料8がするめいかTAC管理について、資料9が太平洋クロマグロの資源管理について、資料10が国の留保からの配分等についての資料になります。

資料について不備がございましたら、事務局の方にお申出をお願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（報道関係者 退出）

○漁獲監理官 それでは、議事の進行を山川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 山川でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりくださいます、ありがとうございます。

本日も先ほども御紹介ありましたけれども、非常に多くの議事が用意されてございます。資料も非常に膨大な資料が配られております。円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座って議事を進行させていただきます。

本日は諮問事項が5件、協議事項が1件、報告事項が2件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず初めに、諮問第507号と508号を一括して取り上げます。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理室長です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

諮問文は、資料2及び資料3のとおりです。読み上げにつきましては、前例に則りまして省略をさせていただきます。内容は資源管理基本方針の一部変更、TACの設定、配分等です。

この資源管理基本方針の一部変更案につきましては、本年4月14日から5月14日までパブリック・コメント手続を実施しました。その結果、ズワイガニにつきまして特定の漁業の在り方や違法漁獲物の流通に関する御意見を頂きました。貴重な御意見として承ることとさせていただき、特段の変更は行っておりません。

それぞれの資源で諮問の内容が異なりますので、ここからは資源ごとに説明をさせていただきます。

トップバッターはズワイガニに太平洋北部系群です。資料4-1をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の成松副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 水産研究・教育機構八戸庁舎の成松と申します。よろしくお願いいたします。

私からはズワイガニに太平洋北部系群について御説明いたします。

ズワイガニは北日本に広く分布しておりまして、そのうち東北地方の太平洋側に分布する群れを太平洋北部系群と呼んでおります。

図2に漁獲量の推移を示しております。2010年までは漁獲量、多い年では300トン、少ない年では100トンぐらいで推移しておりました。ですけれども、2011年に東日本大震災が起こりまして、それ以降の漁獲量は大幅に減少しまして、毎年の漁獲量は20トンを下回っているということになっております。

図3に2024年のトロール調査結果を示しております。ズワイガニの分布密度、雌雄ともに岩手県の沖合で高い傾向がありまして、主漁場である福島県の沿岸では低いといったような傾向が見られております。

次、お願いします。

続きまして、図4に現存量と資源量の推移を示しております。この図の中で黒いプロットで示しているのが現存量、トロール調査で求めた現存量の結果でして、また、折れ線で示しているのがその現存量を基にしました資源量ということになります。この資源量ですけれども、2008年に過去最高の1,415トンという資源量になりました。その後、長期的に減少しまして、2020年、2021年漁期には200トン台にまで減少しました。ですけれども、

その後回復しまして、2024年漁期には805トンまで回復しております。

また、右の図は自然死亡係数の推移を示しております。この自然死亡係数、2012年漁期までは上昇していたわけですが、それ以降、増減を繰り返しまして、近年としては非常に低い値ということになっています。この赤い線で示しているのが平均値ということになりますけれども、これを用いて将来予測を行っております。

次、お願いします。

続きまして、図6、再生産関係を示しております。横軸に親魚量、縦軸には親から生まれた子供の量を示しております。この関係はホッカー・スティック型の再生産関係式に当てはめられております。昨年度までは自然死亡係数が高かったといったようなこともありまして、管理基準値は設定されていなかったのですが、本年度から管理基準値の設定を行っております。

右の図の緑で示しているMSYを達成するときの親魚量の目標を管理基準値案としまして、また、黄色で示しているMSYの60%を達成するときの親魚量を限界管理基準値案としまして、それぞれの管理基準値案を設定しております。

次、お願いします。

続きまして、図8、神戸プロットを示しております。東日本大震災以降、漁獲圧が大きく下がったということもありまして、プロットが下の方にシフトしました。その後、しばらく左下のイエローゾーンと言われていたところで推移していたわけですが、近年になって親魚量が増加したということもありまして、現在の資源は右下のグリーンゾーンに位置しております。

また、右の上の図です。これは漁獲管理規則案を示しておりまして、横軸に親魚量、縦軸に漁獲圧を取っております。親魚量が限界管理基準値を上回った場合には漁獲圧を一定するわけですが、その上限は F_{msy} とするのではなくて、不確実性などを考慮しまして F_{msy} に調整係数を乗じるといったような形となっております。ここでは仮に調整係数を0.8としたものを図示しております。

次、お願いします。

こちらのスライドでは親魚量と漁獲量の将来予測を示しております。左の図は親魚量で、この中の赤で示しているのが $0.8F_{msy}$ となる漁獲圧、青で示しているのが現在の漁獲圧で漁獲したときの親魚量の将来予測になります。いずれの場合でも2029年漁期にかけて減少した後に、その後、増減を繰り返しながら緩やかに増加するといったような予測とな

っております。

また、右は漁獲量の予測で、現在の漁獲圧は低いということもありまして、こちらは将来予測においてもあまり増加しないということになります。一方、 $0.8F_{msy}$ で漁獲しますと、こちらでも増減を繰り返しながら緩やかに増加するといったような予測となっております。

次、お願いします。

続きまして、こちらでも将来予測になりまして、調整係数 β を変化させたときの予測結果となっております。上の親魚量は2029年漁期頃にかけて一度減少することですとか、回復自体が非常に緩やかだということもありまして、10年後の2036年漁期に目標管理基準値を50%以上で上回るような β はないということになります。

また、下の表は平均漁獲量でして、こちらでも2030年漁期にかけて減少しまして、その後、緩やかに増加するといったような予測となっております。

この資源につきましては、以上となります。

○資源管理推進室長 資源管理水産室長です。

7ページをお願いいたします。

この資源につきましては、「直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を水産資源ごとにおおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときには、これを変更する」との資源管理基本方針の規定に則して、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行います。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案を説明します。

8ページをお願いします。

資源管理の目標の案です。資源評価に基づき研究機関から提案されたものです。今般、この資源評価において大変大きな進展がありました。このため、成松副部長に続きまして、当方からも補足の説明をいたします。

従来、本資源は、自然死亡係数が非常に高い値に推定され、今後の動向について予測をすることが困難であることから、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案はされず、法第12条第2項に基づく「維持又は回復させるべき目標」を定めていたところです。今般、令和7年度資源評価から、資源の回復とデータの蓄積によって、この係数が許容される範囲の値と推定されたため上記の困難が解決されたとして、結果といたしまして、これらの資源管理の目標が提案可能となったところです。

次のスライドに移ります。

漁獲シナリオの案です。研究機関からは提案する漁獲シナリオの下では、調整係数 β の値にかかわらず、10年後に目標管理基準値案を50%以上の確立で上回ることは難しいとの将来予測の結果を提示されました。併せて、「漁獲圧を低い水準で維持し、資源の回復を待つことが望ましい」との助言を頂いたところです。

このことを踏まえまして、現行の漁獲シナリオを継続することとします。具体的には、この資源を獲ることを目的とする操業を避ける、この資源を獲ることを目的とする操業が行われていない平成23年以降の最大漁獲量、具体的には令和4年の14トン considering TACを算定することとします。

12ページをお願いします。

この水産資源の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2の17の変更案です。資源管理の目標の変更が盛り込まれております。

なお、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分案の説明に入ります。

13ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方につきましては、先ほど説明をしましたので割愛させていただきまして、令和8管理年度のTACの案は20トンとなります。

配分の案です。過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分と都道府県に配分することとしまして、その量は次のページの別紙のとおりとなります。

事務局からの説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 御説明ありがとうございました。

先ほど成松さんの方から御説明いただいた部分で教えてください。図4の現存量と資源量の推移について、これはJASAMというモデルを使われており誤差を考慮に入れているという点で高度なモデルかと思いますが、例えば2008年ぐらいで誤差を計算してみると幅がプラスマイナス30%ぐらいあり、それが2020年までだんだん狭まってきて、また広が

っているような状況なんですけれども、この誤差というのは、資料中の括弧内に説明があるんですけれども、どの誤差が効いているので、幅が広がったのかというのを教えてください。これが一つ目の質問です。質問は二つあるんですけれども、まずは一つ目をお願いします。

○水産機構底魚資源副部長 その誤差ですけれども、調査結果、年々のばらつきの影響が非常に大きいというのが一つです。それから、2020年頃の誤差が狭くは見えるんですけれども、ただ、その時期は資源量、現存量はすごく少なくなっていますので、パーセンテージとしてはそれほど小さくなっているというわけではないということは御理解いただければと思います。

○遠藤特別委員 分かりました。

では、データのばらつきが結構あるので誤差幅が広がっているという意味ですね。例えば具体的にどのデータのばらつきが大きいのか、教えてください。

○水産機構底魚資源副部長 ここで黒いプロットで示しているのは、毎年140点とか150点ぐらい調査して求めた数字ですけれども、ズワイガニ資源はそんなに大きく変動するものではないんですけれども、この黒いプロットを見ていただくと結構年にとって、ある年は高い位置にあるけれども、次の年には大きく減少していると、そういう年々の変動というのがあります。それが一つ。

あと、それぞれの調査点で密度を求めるんですけれども、その密度がある点では例えば10尾ぐらいしか獲れない、隣の点に行くと例えば100尾獲れるといったようなそれぞれの調査点の密度の誤差です。その二つの影響で誤差が出ているというふうに考えております。

○遠藤特別委員 ありがとうございます。

もう一つ伺います。先ほどおっしゃったように資源量はモデル上ではよくなっていて、更にその隣の図5で、自然死亡係数は低くなっているんで、これも改善、よくなっていると思いますけれども、それにもかかわらず図2の漁獲量は割と低迷しています。これは、図6を見ると2024年の加入量と親魚量が両方とも低くなっています。つまり、資源量も回復してきているし、自然死亡率も減っているけれども、漁獲量が上がらないのは、加入量が少ないためという解釈で合っていますか。

○水産機構底魚資源副部長 どちらかというと漁業的な問題がありまして、ズワイガニをメインで獲っているのは福島県の沖合になります。福島県の沖合は御存じのとおりまだ本操業再開に至っていないということがありまして、操業が近年沿岸のズワイガニのいない

ところで操業しまして、ズワイガニのシーズンになると何回か沖の方に行って操業すると
いったような状況になっています。なので、漁獲努力がまず回復していないのが一つ。

あと、図3に示しているんですけども、これは2024年のズワイガニの分布エリアを示
しておりますけれども、主漁場である福島県の沖合は密度がちょっと低くなってきている
というような状況で、岩手県とか宮城県の密度が過去に比べると高くなっているんですけ
れども、あまり岩手県、宮城県の漁業者の方はズワイガニを獲りに行かないんですね。福
島県の方は獲りに行くんですけども、何年か前に海洋熱波というようなことが起こりま
して、福島県の沖合のズワイガニの密度が近年下がってきていると。そういうような狙う
エリアと分布している場所の違い、そういったことがこのような漁獲の低迷している理由
だと考えております。

○遠藤特別委員 ありがとうございます。

漁獲努力量という問題と、先ほどお話のあった熱波という環境的な要因も影響して漁獲
量が戻っていない状況にある、という理解で合っていますでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長 はい。おっしゃるとおりです。

○遠藤特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

資料の5ページ目のところで、ズワイガニの平均親魚量と平均漁獲の将来予測があるん
ですけども、漁獲圧 β の係数のところの漁獲圧をゼロにしても資源が全然回復してい
かないという評価なんですけど、これはいったいどういうことなのか、もうちょっと詳しく説
明していただかないと分かりません。今の説明では海洋環境の激変なのか、漁獲圧が加
わっていないのに増えていないということになります。漁師は資源管理として漁獲を抑え
ることによって資源が増えてくることを希望しながら頑張っているところがあるもので
すから、それが期待できないのであれば他のやり方や方法を考えるべきなのではないでしょ
うか。例えば、資源を増やす方向に舵を切るといったことです。ですので、その辺を詳し
く教えていただきたいなと思います。

○山川分科会長 成松副部長、よろしくお願いします。

○水産機構底魚資源副部長 御質問ありがとうございます。

まず、伸び率が悪いといえますか、増加が非常にゆっくりだというのは、自然死亡係数、

それがまだ割と高い状態と想定しておりまして、この資源は太平洋側の分布の南限に位置しているということもありまして、御存じのように海水温がすごく上がってきているという状況の中で、今計算上の自然死亡係数が高めに設定されているということもあって、伸び幅がゆっくりになっていると考えております。

また、すごく増減を繰り返しているんですけれども、これはズワイガニに特徴的なものなんですけれども、調査では、漁獲される前のズワイガニの資源状態もある程度押さえることができまして、ズワイガニは大体11齢といいまして、生まれてから6年後、7年後にようやく漁獲されるような形になってくるんですけれども、それより前の小型のカニの資源状態も押さえることができていまして、小型のカニというのが今調査ではすごく少ないと考えられております。そのために向こう二、三年資源が減少してしまうと。その減少したところから回復していくんですけれども、回復度合いも弱いということで計算上はこのような形になっております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 中島ですけれども、とても素人な質問で大変申し訳ないんですけれども、まず、大まかに言って福島以南は水温が上昇したから減少してきた、そういうふうに理解してよろしいわけですか。

○水産機構底魚資源副部長 御質問ありがとうございます。

そのように考えております。といいますのも、かつては12年ぐらい前までは福島の南部のエリアから茨城の県境辺りにもずわいがにの分布が結構確認されたんですけれども、近年はそのエリアではほとんどいなくなっているということが分かってきておりまして、さらに、ここ二、三年ぐらいは福島の北部、今まで主漁場になっていたエリアでも密度が少し下がってきている、そういうような調査結果が得られておりますので、徐々にそういう傾向が出てきていると思っております。

○中島特別委員 ありがとうございます。

もう一点、大変素人な質問で恥ずかしいんですけれども、自然死亡係数の計算の方法とつか、多分シミュレーションしてやられるんだろと思うんですけれども、簡単に説明していただけますか。

○水産機構底魚資源副部長 自然死亡係数はほかの資源ではあまり出していなくて、大体固定値でやっているんですけれども、この資源だと震災の後、漁獲が全然なかったもので

すから、漁獲圧がほとんどない。その中で資源が増えたり減ったりしているというようなことで自然死亡係数を計算して求めていたんですけれども、このJASAMというモデルの中で漁獲圧、自然死亡係数、それから、漁獲による死亡、それを計算しているので、そういう漁獲がなかった状況だからこそ計算できたというものなんですけれども、そのメカニズムについて御説明するのは少し難しいので、御容赦いただければと思います。

○中島特別委員 分かりました。

要は稚ガニの段階から減ってくるのか、それともある程度一定の若ガニからの自然の死亡係数なのか、どういうふうな見方をしたらいいんですか、そこは。

○水産機構底魚資源副部長 ズワイガニは8齢といいまして、大体甲幅が30ミリぐらいのサイズから親ガニになるまでの間の死亡係数を求めています。親ガニになった後もそうなんですけれども、それぐらいのサイズからある程度漁獲サイズになるまでの自然死亡係数を求めています。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特になければ、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、ずわいがに日本海系群A海域に関して事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理室長です。

資料4-2をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の木所副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 水産機構の木所です。

それでは、私の方からずわいがに日本海系群A海域につきまして紹介させていただきます。

次のページをお願いします。

まず、令和7年度資源評価結果の概要ですけれども、令和7年度にこの資源につきまして資源評価手法の見直しを行っております。基本的には実態に合うように見直しを行っておりますけれども、齢期分解方法、各調査点ごとにやって精度を上げている、資源動態モデル、漁獲のかかり方を実態に合うようにしている、また、混獲の仮定ということで混獲

によって死亡する率をこれまで半分ぐらい死んでいるとやっていたんですけれども、近年の実質的管理の効果を考え、それをもっと下げて40%ぐらいにしましょう、そういった見直しを行っております。

そういった資源評価手法の見直しとデータ更新による再計算結果から管理基準値を資料にあるとおり、管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準、MSYを変更しております。目標管理基準値が3,000トンから2,600トンになった、また、MSYが3,700トンから2,900トンになった、この辺が大きな変更となっております。それを基に、資源評価結果を基にABCを5,400トンと提案させていただいたわけですが、その後、第5回ステークホルダー会合の検討ということで、それで研究者の提案以外にもABCの上限、最大値を3,000トンとして、それらの将来予測を試算してくれと。その辺の要因としましては、ステークホルダー会合で検討しました経済的観点、あと、これからちょっと紹介しますが、今後予想される資源減少への対応、それを基により安定的な漁獲の管理がいいんじゃないか、そういったことも検討してこの場で紹介させていただきたいと思います。

次をお願いします。

まず漁獲量ですが、このように近年ずっと減少傾向になっています。減っているのはこの青い部分、ミズガニ、つまり価値の低いミズガニを獲らなくなっている影響が多くなっております。

次をお願いします。

もう少し長期的に見ると、以前は1万トンぐらい獲っていたけれども、それはやっぱり乱獲だということで1990年ぐらいにかけて減っていった。それがその後資源管理の効果を反映して増えて、近年では5,000トンぐらいで安定しているとなっております。漁獲の大半はこの赤で示しています沖底による漁獲量で、資料で示したのは韓国の漁獲量となっております。

次をお願いします。

こういった漁獲状況を経ていますけれども、私たちの方ではどのように資源評価を行っているかという、このような調査船による調査結果を基にズワイガニの資源量を把握しております。これは先ほどの太平洋と一緒に調査船で140点ぐらいやって把握しております。

次をお願いします。

その調査結果を基に何を把握しているかということですが、サイズ、大きさとそ

ここにどれだけいたかというこの2点を把握しております。上から、2020年から2025年までの変化をサイズ別に見ていきますけれども、このように小さいカニがどんどん大きくなっていく様子が分かると思うんですけれども、2020年ぐらいは小さいカニがいっぱいいた。それが近年漁獲対象、90ミリ以上が漁獲対象になりますので、そういったものが増えているということになっております。

ただ、残念なことに近年、小さいカニがいないということで、今後カニが減りそうだと、そういったことを予測する根拠となっております。

次をお願いします。

そういった根拠を基に資源量を予測した結果がこのようになっており、近年増えていますが、2025年をピークに減少するだろうと予測しております。

次をお願いします。

そういった資源評価結果を基に管理基準値、この辺は先ほど紹介しました今年の資源評価手法の見直しとデータの蓄積を基に再生産関係をあてはめて、それぞれの漁獲圧で漁獲した場合にどうなるのか、その最大値をMSYと推定しており、MSYは2,900トンで、そのときの親魚量が2,600トン、これを目標管理基準値と提案させていただいております。

次をお願いします。

そういったMSYを達成する漁獲基準と現在の親魚量目標値、これを基に神戸プロット、いわゆる資源状況と漁獲圧、それを基に資源評価を行っております。これを見てみますと、2000年ぐらいは結構漁獲圧も高くて資源が少なかったんですけれども、その後、年を追うごとに漁獲圧が下がり、それと海洋環境の変化もあって資源が増えている、そういった状況を示しております。今は資源状況も漁獲量も適正水準にあると判断しております。

そういったものを基にどういうふうに漁獲管理を行うかということで、ここにありますが、 F_{msy} 、いわゆるMSYを達成する漁獲圧、それに安全率といいますか、資源評価の不確実性を考慮して0.8を掛けた、 $0.8F_{msy}$ で資源管理をやりましょうということで研究者の方は提案しております。

次をお願いします。

その提案を基に将来予測した結果がこの図になっております。左側が親魚量で、右側が漁獲量になっております。赤い線が研究者の提案、青い線が現在の漁獲圧に基づく予測となっております。このように先ほどもちょっと紹介しましたが、サイズ組成の変化を基に今は多いんですけれども、その後一旦減る。ただし、その後またちょっと回復する

だろうと。この辺は不確実性が高いんですけれども、そのように予測しているということになります。

次をお願いします。

その辺を数字にしたのがこの表になっております。研究者の提案ですと、将来の平均漁獲量、TAC対象年の2026年ですと0.8調整係数でやりますと5,400トン、そういったような提案でステークホルダー会合の方は検討させていただいたということになります。

次をお願いします。

そのようなことで検討させていただいたところなんですけれども、この辺はステークホルダー会合から検討依頼ということで上限値を3,000トン、先ほど研究者の方は5,400トンぐらいを提案したんですけれども、実際、経済的な要因、また、今後資源が減る。なので、減るのを少しでも抑えるような方策にしてはどうかということで、そういう提案をステークホルダーからいただいて、その計算結果がここに示したのになります。

それを見てみますと、ちょっとこれは表が分かりにくいなんですけれども、真ん中の表の漁獲量だけ見ると、表2の $\beta = 0.8$ で研究者の提案ですと、2026年が5,400トン、ただ、その後、2028、2029、2030年と2,200トンぐらいまで減ってしまう。それよりも、より安定的なものにした方が良くないかということで、上から3段目、 $\beta = 0.8$ 、上限3,000トンでいきますと、2026年のABCは3,000トン、その後、2028、2029年が2,400トンということでかなり漁獲量が安定して得られるということで、こういったものも試算させていただきました。次からはその辺のグラフで示した結果になります。

以上です。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

11ページをお願いいたします。

この資源につきましても資源管理基本方針の規定に則しまして、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行います。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

資源管理の目標の案です。資源評価に基づいて研究機関から提案されたものです。資源評価手法の見直しとデータの蓄積によって更新され値が変わったことは、先ほど木所副部長から御説明があったとおりです。

次のスライドです。

漁獲シナリオの案です。規則については研究機関から提案されたものを基礎として、漁獲圧力の調整係数については資源管理基本方針に則して10年後に目標管理基準値の案を上回る確率が50%以上となるもののうち、0.8を選択します。加えて、研究機関の試算結果を踏まえ、資源量の予測値に漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値が3,000トンを上回る場合は、3,000トンをABCとするルールを盛り込んだところです。研究機関の提案と今回諮問する提案の違いは下のイメージのとおりです。TACはABCを超えない値とします。

次のスライドです。

ABC上限値を設けた場合の将来予測試算について再紹介するものです。先ほど木所副部長から御説明があったとおり、本資源の将来予測は2027年以降、親魚量が急減することを示しております。この資源の将来予測は加入前の小さいカニを調査船で追えることができるため非常に信頼性が高いことから、急減に対する非常に強い懸念が関係者間で共有されていたところでした。

そういった背景の下、ステークホルダー会合において、この資源の持続的利用の確保と安定供給の両方を漁獲する漁獲シナリオとして、2026年以降の漁獲量は3,000トンを上限とし、 β を0.8又は0.7で導かれる将来の平均漁獲量が3,000トンを下回る場合には、その漁獲量とした場合の将来予測の試算を求める意見が出ました。結果として、先ほど御説明があったとおりABCの上限3,000トンを入れますと、漁獲量の減り幅が少なくなり、変動幅も縮小することが示されました。

16ページをお願いいたします。

この水産資源の資源管理方針である別紙2の18の変更案となります。資源管理の目標及び漁獲シナリオの変更が盛り込まれております。

加えて、ここまでで触れていなかった変更について説明いたします。

今回、第3の1の目標管理基準値として採用する親魚量の説明について、「最大持続生産量を達成するために必要な親魚量」を「最大持続生産量を実現するために必要な親魚量」に変更することを諮問しています。当時の最善の判断の下で定めた説明ですが、その後、資源評価報告書の様式として「実現」と記載するよう指定されていること、また、「最大持続量を実現するために維持し又は回復させるべき目標となる値」との漁業法第12条第1項の目標管理基準値の定義により合致したものと考えられることから、よりよい言いぶりを目指して今回変更することとしたものです。今後、他の資源につきましても、資源管理

基本方針別紙２の変更の機会を捉えて順次変えていく予定としております。

なお、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和８管理年度のＴＡＣの設定及び配分の案の説明に入ります。

１７ページをお願いいたします。

ＴＡＣ設定の考え方につきましては、先ほど説明しましたので割愛させていただきまして、令和８管理年度のＴＡＣの案は３,０００トンとなります。

次のページに移ります。

配分の案です。国の留保を除いた分について、過去３か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県別に配分することといたしまして、その量は次のページの別紙のとおりとなります。

２１ページをお願いします。

この資源に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の運用に関する諮問です。令和７管理年度、配分を受ける者の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更、また、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更につきましては、事前に行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。

今般、令和８管理年度の開始に当たりまして、これらに伴う数量の変更につきましては、引き続き事後報告と対応させていただきたく存じております。

事務局からの説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等よろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

２点発言させていただきます。まず１点目、このずわいがに日本海系群Ａ海域で上限３,０００トンとしながらも経済的若しくは安定的な漁獲、そして、資源の維持という点からこういう漁業者からも望ましい上限３,０００トンということが実現できたのは、ズワイガニという資源の特性もあると思います。寿命が長いことであったり、特にＡ海域は調査も充実している、また、漁業者の方々の自主管理もかなり充実していると。ここは評価している点かなと。何度も私は発言している点なんです、もう一度改めて申し上げたいと思い

ます。

もう一点、ちょっと疑問に思ったというか教えていただきたいんですけども、A B Cを計算の結果、資源評価の結果、3,000トンよりもいい、試算結果はA B Cの上限を3,000トンにするという言い回しなんですけれども、私の理解ですと、ちょっとこれは古い多分教科書に載っていたことだと思いますが、A B Cは本当に純粹に計算して、例えば5,000トンだったら5,000トンと出て、そこでいろいろ要素を考えてT A Cは3,000トンというのが古い教科書の説明だったかと思います。

でも、今回に関しては、もうA B Cの段階から3,000トンと出してしまっただけで、そこからT A Cも3,000トンにしますよと、そういうふうに何が変わったといえれば何が変わったか、私が勉強していなかったというだけですけれども、そのところをちょっとコメントいただければ幸いです。ありがとうございます。

○山川分科会長 赤塚室長、お願いします。

○資源管理推進室長 大変重要な御指摘をありがとうございます。

A B Cという用語を見ると、正に東村委員が感じられたジレンマに直面すると思います。

回答といたしましては、13ページの漁獲シナリオの案になります。資源管理基本方針の下では、資源評価において示される資源量の予測値に漁獲シナリオによって得られる漁獲圧力を乗じた値をA B Cとしています。資源管理基本方針の下でのA B Cの定義があって、学術用語としてのA B Cの定義との差が東村委員が直面されたジレンマの原因となります。

○東村委員 ありがとうございます。

あくまで漁獲シナリオ等々の結果、A B Cが出てくるということですね。ありがとうございます。失礼します。

○山川分科会長 では、川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。川原でございます。

御説明ありがとうございました。御説明の中で近年の国、韓国の漁獲量が示されていたかと思いますが、この点について質問させてください。

韓国は日本のようなT A Cを持っているのでしょうか。また、どのような形で管理されているのでしょうかということで、漁場がひょっとすると重なる部分もありやなしやというところもあるかと思いますが、せっかく日本がこのように厳しい管理を行っている中で、近隣諸国も同じように管理をしていただいた方がこの資源に対してもよい結果となるのではないかと思った次第です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 では、木所副部長、お願いします。

○水産機構底魚資源副部長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりのことだと思います。韓国もTACの管理をやっているほか、例えば日本と違って雌は禁漁にしていると、そういった特性もあります。

それを一緒にやったらいいかということですが、例えば暫定水域というものがあると思うんですが、暫定水域は日本と韓国でともにやっていますけれども、そうすると、日本の方では漁獲圧を下げて雌も獲りながらやっている、韓国の方は漁獲圧が高い、プラス雌ガニを残しているということで、実際暫定水域を見ると、日本のEEZの暫定水域ですと、ちょっと雄と雌の構造も違ったりなんかして、そういったものも含めて今後どういった管理がいいかというのは、それぞれの日本と韓国、経済的要因とかそういったものを含めながら検討する必要があるかと思いますが、その辺は水産庁の方からもコメントがあったらと思うんですが、いかがでしょうか。

○山川分科会長 赤塚室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

この資源に限らず、やはり分布域が日本の水域を超えるものについては、そういった協調管理を期待する御意見を頂いているところです。それぞれの国の事情というのがあり難しい部分がありますけれども、例えばまず調査のところから協力していく。そういった積み重ねで。非常に大事な資源ですので、持続的利用の確保に向けて私どもとしてやらなきゃいけないことがあることは承知しています。

○川原特別委員 ありがとうございます。

確かに調査のところから協働のできるのであれば、同じような形で共通の認識を持つこともできると思いますし、そういったことを進めることができればよいなと思っております。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 内水面漁連の渡部でございます。

先ほど今の議論でちょっといつも思っていることなんですけれども、ここの海域だけではないんですが、今TAC、それから、例えばズワイガニということを普通ネットで調べますと、非常にやっぱりこういういろいろなデータを積み上げて親魚量を出したり、それから、新規の加入量を予測したりというような中で、機構の方で非常に詳細にわたって詳

しくやっけていただいているというようなことなんかよりも、一般の人がそこで仕入れる情報となると、もともと獲り過ぎだというようなことで、その中で今の議論は雌を獲っているのは日本だけだと。ノルウェーでもロシアでも雌は獲らない。もうここから間違いが始まっているみたいなことをある先生が書いているわけですね。

私はそれを1回見たら、また2回も3回もそういう人には同じようなことが上がってくるのはネットの常でありますから、獲る方の意識からすると、やっぱりそこはいかんのかなというように考えが支配されてくるわけですね。やっぱりこういうデータの積み上げをして、また、経験値も踏まえて、そしてまた、いろいろなところで意見を聞いたりということで、きっちりと将来予測してTACを設定していつているということをもうちよつと普通の人にも分かるようにしていくということが必要なんじゃないかなというように思います。

普通に何の先入観もなくネットで調べたら、大体そういうことが出てくるんですね。ズワイガニは特に雌を獲らなかつたら解決するみたいを書いてあるんですよ。私は素人ながらそういうことを申し上げるんですけれども、またその辺努力されていることをきっちりと何かの機会に御説明いただくようにということをお願いしたいと思います。

○山川分科会長 非常に重要な視点かと思います。御意見いただいたということでよろしくをお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 御説明ありがとうございます。

この調査海域について質問です。先ほどの福島県沖と比べると、福島県は定点調査で調査海域が分かりやすいですけれども、日本海の方は四角形に区切られた海域ではありません。この違いは例えば福島県の方だと1997年から定点調査をやっているんで、20年ぐらいたってデータもかなり蓄積しているため、調査手法が確立しているのかなと思いました。それに対して日本海の方が定点調査の形ではない理由、また、どのくらい前から、調査を実施されておられるのかというのをまず教えてください。もう一つ質問がありますけれども、まず最初の質問をお願いします。

○水産機構底魚資源副部長 ありがとうございます。

まず、定点調査です。定点調査で、試験場がある2000年ぐらいいから四半世紀ぐらいいやっているということになります。これは定点調査で、先ほど太平洋の方はきれいにやっ

ますが、あれは作図ですよ。作図の問題であって、実際は太平洋の方もこういった感じで水深に沿って、各水深ごとに定点を配置していて、こういった色ごとに並べているというわけではありません。その辺は作図の問題ですので、ちょっとこちらの方の図の違いで誤解を与えてしまったかと思います。

○遠藤特別委員 ありがとうございます。

大体同じ時期から調査が始まっているということですね。

○水産機構底魚資源副部長 はい。評価調査が始まったのはそのぐらいになります。

○遠藤特別委員 先ほどのお話ですと、データも蓄積され調査も継続されているというお話でした。JASAMは比較的高度で複雑なモデルだと理解しております。そのため、なぜこちらもJASAMを使わないのか、JASAMを適用するのに必要なデータが不足しているのか、別の理由があるのかについて教えてください。

○水産機構底魚資源副部長 一つは観測値の方の誤差が大きいと、その観測誤差を抑えるために先ほどのモデルベースでやっている場合もあります。こちらはどちらかというと観測結果、そっちの方が結構正しいらしいので、デザインベースでやっている、そういったことになります。モデルを介さないでもいい結果が得られる、そういった解釈でいいかと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、ずわいがに日本海系群B海域に関して、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料は4-3をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の木所副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 それでは、また木所の方からずわいがに日本海系群B海域について説明させていただきます。

それでは、次のスライドをお願いします。

まず、このB海域の概要について紹介させていただきます。こちらの方も若干の変更を

行っています。一番大きな変更というのは将来予測手法の変更、これが令和7年度に変更した大きなポイントとなっております。というのは、前年度までは、このずわいがに日本海系群B海域の方はA海域と違ってなかなか調査のデータが少ないことから将来予測が難しいということで、過去5年平均値を用いて、過去5年の平均値が来年、再来年の資源量だろうと、そういった予測を行っていたんですけれども、やはりそれですといろいろな問題があるということで、過去の余剰生産量、そういったものを基に将来予測する方法、そこに変更しております。これが一つ大きな点。

もう一つは令和7年度に管理基準値の見直しの提案を行っておりますけれども、ここでも大きいのが、これまではF30%SPR、いわゆる漁獲がない場合の親を30%残しましょうというのを今回研究機関会議で研究者で検討した結果、より安全な40%残しましょう、もう少し残しましょうと、そういった基準になっております。この辺がより安全な方にやらないといけないということになっておりますけれども、その40%SPRというのはどんな値かといいますと、ほぼ現状のA海域の漁獲圧、それと同じぐらいの値となっております。

そういったことを基に将来予測の変更と管理基準値の見直しを行うことによって、今回目標管理基準値を定量することができて、それが1,217トンとなっております。そのような変更を行っています。

今回、そういった変更を基に神戸プロットで評価することもできて、2026年の算定漁獲量ABCを870トンと求めることができたということになっております。

次をお願いします。

将来予測手法をどういうふうに変化したかというところがちょっと分かりにくいので、簡単な図で説明させていただきます。まず、余剰生産量というのは何かといいますと、資源の増えた量です。資源がどういうふうが増えたかといいますと、基本的には成長と加入で増えて、それで死亡があるわけですが、そういったものをまとめたものが余剰生産量となっています。その余剰生産量というのは、一番シンプルな式で今年の資源量から去年の資源量を引いて、それに前年の漁獲量を足した、そういったことで求めています。その余剰生産量、過去のをいろいろ計算できますので、それを等確率で発生させて、それで将来予測を行うというようなことを行っております。

次をお願いします。

それを基にやった管理基準値の見直しと提案ということで、一覧表にするとこのように

なっています。こういった変更を基に今年の資源評価について説明させていただきます。

次をお願いします。

まず、漁獲量の推移ですけれども、このB海域といいますのは、以前の1980年ぐらいは800トンまであって、かにかご漁業なんかもあったわけですが、近年は400トンぐらいで主に底引きと刺し網で漁獲しているということになります。

次をお願いします。

この資源もほかの系群と同じように調査船による調査で把握しております。ただ、先ほどのA海域ほど海域的な特性もあって、なかなか調査の方が難しいということもあって、ここでは量的なものしか把握できておりません。まず、雄の採集個体数、上から2019年から2025年、いわゆるかにかごによる調査というのを行っております。これを見ていただきますと、2022年から結構獲れていることが分かります。

次をお願いします。

次は雌です。雌の方を示していますけれども、この辺は雌ですとカニ山があたりしてちょっとばらつきが多くなっておりますけれども、雄同様、2022年ぐらいからたくさん獲れるようになっていきます。

次をお願いします。

そういった調査結果を基に資源量を推定した結果がこのようになっていて、1998年から行っていますけれども、それまで4,000トンぐらいだったのがここ4年間倍増している、そういった資源評価結果になっております。

そういった資源評価結果を基に次をお願いします。

先ほど言った余剰生産量と管理基準値案、そういったものを検討しているということになります。左側の図がさっき言った余剰生産量の各年ごとの推定値、右側が管理基準値、この図はなかなか見方が難しいかと思いますが、現在は管理基準値30% S P Rから40% S P Rに変えたということで、もう少し管理基準値となる漁獲圧を下げましょうということを書いていますけれども、それよりも現在の漁獲圧は更に低いですと、そういったことを示しております。

次をお願いします。

今回、こういった予測手法を入れることによって目標管理基準値と漁獲圧が分かって、こういった神戸プロットを作成することができております。この神戸プロットを見ると、この辺はA海域と同様ですが、漁獲圧がどんどん下がり、それとともに近年親魚量

も増えていることが分かります。先ほどこれまでの30% S P Rからそれがちょっと実態に合わないので、40% S P Rにした方がいいんじゃないかということで検討したわけですが、そういったことができるようになった背景として、こういった神戸プロットを示して実態と合っているかどうか、ちょっとこれまでの30% S P Rは楽観的過ぎるんじゃないか、そういったような議論があつて、もう少し基準を厳しくしたというような背景があります。厳しくしたといっても、かなり現在の漁獲圧よりも低い値となっております。

次をお願いします。

その管理基準値を基に将来の予測結果というのを示したのがこの図になっております。すみません、1個戻っていいですか。大事なところが抜けました。

ありがとうございます。まず、漁獲管理規則案なんですけれども、この方法ですと、基本的にはF m s yから先ほど言った調整係数をこれは0.7にしています。この0.7を掛けている理由としましては、このずわいがに日本海系群B海域では先ほど言いましたとおり資源量の推定結果もなかなか信頼性が低いということで、資源の評価の不確実性が高いということです。0.8ではなく、ここでは0.7を掛け、もう少し安全を見た管理規則案というものを提案しているということになります。

次をお願いします。

安全率を高くした管理規則案を基にやった将来予測がこの図になっております。現在かなり資源状況がいいわけですが、それに漁獲管理規則案を基にすると、もうちょっと減っていきますけれども、漁獲量の方はM S Yの代替値に近づく、そういった予測になっております。

次をお願いします。

そういったものを数値で示したものが次の表になっております。この表で見ますと、研究者の提案では2026年のA B Cは調整係数0.7を掛けていますので、870トンというふうに提案させていただいているということになります。

以上となります。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

9ページをお願いいたします。

こちらの資源につきましても、資源管理基本方針の規定に則して資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行います。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案を説明します。

10ページをお願いします。

資源管理の目標の案です。資源評価に基づき研究機関から提案をされたものです。資源評価の改善の結果、目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準値についてそれぞれ親魚量の値として定量化が実現したところです。

資料の訂正があります。目標管理基準値案の説明の中で、1行目に「最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値」とありますが、こちら正しくは「最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値」です。よろしくお願いいたします。

次のスライドに移ります。

資源評価の改善です。大変重要なことでしたので、木所副部長に続きまして私の方からも説明をいたします。

従来、この資源は精度の高い加入量の把握に至っていない等の理由によって将来予測が困難とされてきたところです。今般、令和7年度資源評価から、漁獲量や資源量などの現有データでも実装が可能となる将来予測の手法が導入されました。この結果として、令和8管理年度以降の資源評価・管理においては、目標管理基準値の定量化、限界管理基準値及び禁漁水準値の設定、資源量と漁獲の強さをMSY水準と比較した形で過去から現在までの推移を示した神戸チャートの提示、そして、将来予測に基づくABC算定年の資源量の算出が可能になったということで、ここ数年来の研究機関の努力に対して管理側として心から感謝いたします。

次のスライドです。

漁獲シナリオの案です。規則につきましては、研究機関から提案されたものです。漁獲圧力の調整係数 β につきましては、資源管理基本方針に則して10年後に目標管理基準値の案を上回る確率が50%以上となるもののうち、0.7を選択します。ABCは資源評価において示されるその年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに基づき算出した漁獲圧力を乗じて算出し、TACはその範囲内で設定します。

14ページをお願いいたします。

この水産資源の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2の19の変更の案です。資源管理の目標、また、漁獲シナリオの変更が盛り込まれております。

なお、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。

15ページをお願いいたします。

TACの設定の考え方につきましては、先ほど説明しましたので割愛させていただきます。令和8管理年度のTACの案は870トンとなります。

次のページ、配分の案です。

過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県別に配分することといたしまして、その量は17ページの別紙のとおりとなります。

19ページをお願いいたします。

本資源に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の運用に関する諮問です。令和7管理年度、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更につきましては、事前に行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。今般、令和8管理年度の開始に当たりまして、この数量変更につきましては引き続き事後報告で対応させていただきたく存じます。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブもよろしいですか。

では、特に御意見等ございませんので、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、ずわいがに北海道西部系群に関して事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料4-4をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 では、まずは資源評価結果の御説明をいたします。

資料、今映っている画面の下の方に移っていただいて、北海道西部系群は左の地図に映っているピンクのところ、こういったところに分布している資源を対象としております。

次の次をお願いします。

資源評価の方法なんですけれども、こちらにお示ししていますように直近年までの漁獲データというのは、この場合はズワイガニはかご漁業で行われておりますので、かご漁業の努力量と漁獲量の情報と。努力量と漁獲量の情報が分かれますと、真ん中に示したようにC P U E、1 かご当たりの漁獲量、それが資源量指標値になるんですけれども、そういったものを算出しておりますので、それを基に評価しております。

そして、その下、資源管理基本方針で定められる維持又は回復させるべき目標の検討のためにこのたび提案いたしましたのがこれまでの資源量指標値の平均値、値で言うと1.0及び過去の最低値0.4といったところを基準に現状の評価をしております。また、これまで漁業データを中心にやっていたんですけれども、漁業の規模も大分小さくなって、そのC P U Eの不確実性も最近高まっているということで、漁業と独立の調査船によるデータ、短期的な資源動向の判断には調査船調査から推定された現存尾数、それを最近は使用し始めております。

次をお願いします。

長期的な漁獲量としましてはこちらのような推移をしております、漁獲量の規模自体も数十トンレベルといった規模なんですけれども、最近大きく減っていて、直近年の2024年漁期は1.5トンといった漁獲でありました。

次をお願いします。

これは資源量が減って1.5トンになっているというわけではなくて、長期的にはこちらに示しましたように努力量の推移、かにかご漁業のかご数も長期的にはこのように漁獲量と同じような減少傾向を示している、あまり獲らなくなって漁獲量が減っているといった状況であります。

次をお願いします。

そういった状況でありますので、この左上の図です。これは資源量指標値の推移なんですけれども、緩やかに変動はしておりますが、このように長期的に見るとおおむね横ばいというか、長期的には減っているわけではないと。最近すごく減っていますが、それは先ほど申しましたように漁業自体が大分小規模になっているということで、なかなかC P U Eだけで精度よく資源の状態を示すのが難しくなっているということで、その右側、小さい図なんですけれども、これは調査船を5年前からやっていて、今回からその図をここにお示しすることにしたんですけれども、調査船による資源量ということで見ると、この5年間はやや変動しておりますが、おおむね横ばいぐらいに見える、そういった評価としており

ます。

次をお願いします。

以上をまとめますとこちらのようになりまして、1ポツ目は漁業の方でもすごく主体的に獲っているわけではないというような状況もあって、なかなかCPUで全体を表すのも徐々に難しくなっているというところもある。あと、資源量そのものの推定とかもできておりませんので、目標管理基準値といったようなものを示すことは困難な状況の資源であります。

そういったところで2ポツ目ですけれども、かにかご漁業の資源量指標値の平均値と過去最低値を維持又は回復させるべき目標として提案いたしております。ちなみに直近年の2024年漁期の資源量指標値は0.4で過去最低値でありました。また、最近データを取り始めている調査船調査に基づきますと、ここ5年間の動向は減っているというところではなくて横ばい、そのように判断をしております。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料9ページをお願いいたします。

この資源につきましても、資源管理基本方針の規定に則しまして、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行います。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案を説明します。

10ページをお願いします。

資源管理の目標の案です。引き続き研究機関から提案をされた資源量指標値の値を漁業法第12条第2項の規定に基づく目標とします。

次のスライドに移ります。

漁獲シナリオの案です。代替となる資源量指標値については先ほど上田副部長から説明ありましたとおり開発中であること、また、開発中の代替指標上では資源状況の急激な変化は見られないことを踏まえまして、代替が完了するまでの間は平成9年以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する現行のルールを継続することとします。TACは漁獲シナリオの継続を踏まえ、平成9年以降の最大漁獲量を考慮して算定します。

14ページをお願いします。

この資源の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2の20の変更案です。資源管理の目標の変更が盛り込まれております。

なお、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。15ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方につきましては、先ほど説明しましたので割愛をさせていただきまして、令和8管理年度のTACの案は43トンとなります。

次のページ、配分の案です。

過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県に配分することとしまして、その数量は17ページの別紙のとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。

青木委員。

○青木委員 すみません、2点質問させてください。

このスライド2のところ、水深200から450メートルに分布というふうに書いているんですけども、先ほど日本海系群A海域ですか、あそこだと調査するところが190から550メートルというところで書いてあったんですけども、北の方に行くとちょっと浅めになるというような、分布域が狭まるという理解でよろしいのかというのが1点目の質問です。

あともう一点、この海域ですと北朝鮮とかロシアとかが近くなってくるんですけども、調査しているときにそういったところの密漁のかごが放置されているとか、そういうのは見つけることがあるのかなというちょっと疑問でした。

○水産機構底魚資源副部長 最初の御質問ですけども、これはズワイガニに限らない話ですが、やっぱり北の方は浅いところでも水温が低い傾向にありますので、ズワイガニもそうですし、ほかの資源でも浅くなる傾向があり、もっと北の方に行けば水深数十メートルでもいるような場合はあるといったところ。あと、北海道の場合は韓国のかにかごが見つかるかというようなことは北海道だとなくて、一方で先ほどの日本海A海域とか隠岐諸島周辺とかあの辺りだとそういったものが調査船調査でも結構見つかったりするといったことは見られております。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次にずわいがにオホーツク海南部について事務局から資料の説明をよろしく願います。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料４－５をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 では、資料は次にいっていただきまして、オホーツク海南部ですけれども、分布域はこちらの地図で示したピンクのところであります。北海道のオホーツク海から北の方、サハリンの東の方までつながっていると。ロシア海域までつながっていて、またがり資源、そのように呼んでおります。

次をお願いします。次の次です。その下です。

資源評価の方法ですけれども、こちらは直近年の漁期までの調査船による調査のデータを使っております。その調査船による調査によって漁獲対象資源、甲羅の幅、甲幅で言うと90ミリ以上の雄なんですけれども、その分布密度を推定しております。そのデータをベースにしまして、その下、資源管理基本方針に定められる維持又は回復させるべき目標の検討のために提案した資源量指標値の平均値及び過去最低値、2022年は異常値と判断したので除いた過去最低値といったところを基準に現状評価をしております。

次をお願いします。

漁獲量としてはこのような長期的な推移をしております。90年代の初めには5,000トンぐらい獲れたときもあったんですけれども、その後、変動しながらこのように少ない推移をしております。この海域は2ポツ目に書きましたように、北海道ですので、スケトウダラ、あと、最近ではマダラというものが圧倒的に資源としても大きいということもありまして、その操業状況にもズワイガニは影響されるということです。それ以上に最近来遊している分が少ないというのもありまして、直近の2024年は28トンと非常に少ない漁獲となっております。

次の次、お願いします。

こちらは沖底の長期的な努力量の推移ですけれども、努力量で見てもいっぱい獲れたと

きに90年代の初めは多かったですが、その後はやはりズワイガニに対してはこれぐらい少ない努力量で推移をしているというところでもあります。

次をお願いします。

これが調査船による結果でありまして、左側の図のような場所で調査をしておりまして、その結果が右です。2004年以降ですが、おおむね横ばいで最初は推移していたんですが、最近はそのにいる資源の分布量としても少ない状況で推移をしているというところでもあります。

次をお願いします。

その調査船による資源量指標値は維持又は回復させるべき目標の検討のために提案しているんですが、平均値の黒い点線、それと2022年は分布が非常に偏っていて、この資源の状況を表すには適切でないと判断して除いておりまして、それを除いた過去最低値といったところを提案しております。

以上をまとめますと、最後の図になりまして、こちらの資源は日本水域とロシア水域にまたがって分布しているということもありまして、なかなか資源全体の状況を捉えることは難しいといった資源であります。そこで、調査船による情報、資源量指標値の平均値と最低値を維持又は回復させるべき目標として提案しております。直近で2024年漁期は、その平均値は下回っておりますけれども、過去最低値は上回っていたといった評価結果でありました。

以上で終わります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

9ページをお願いいたします。

この資源につきましても資源管理基本方針の規定に則しまして、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行います。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案を説明いたします。

10ページをお願いします。

資源管理の目標の案です。引き続き研究機関から提案された資源量指標値の値を漁業法第12条第2項の規定に基づく目標とします。具体的には、かにかご漁業の標準化C P U Eの値が1平方キロメートル当たり5キログラムを下回らないことを資源管理の目標とします。

次のスライドに移ります。

漁獲シナリオの案です。我が国漁船による漁獲の状況等を踏まえて、操業水域に分布するこの水産資源の最適利用が図れるよう漁獲を管理する、TACは、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量、具体的には平成27年の904トンを考慮して算定するとした現行のルールを継続します。

14ページをお願いします。

こちらはこの水産資源の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2の21の変更案です。資源管理の目標の変更が盛り込まれております。

なお、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。15ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方につきましては、先ほど説明したとおりですので割愛させていただきます。令和8管理年度のTACの案は1,000トンとなります。

資料の修正があります。（1）のなお書きのところです。近年として具体的に挙げました年ですけれども、平成28年ではなく、平成27年となります。訂正いたします。

次のページ、配分の案です。

過去3か年の漁獲実績の比率等に基づいて大臣管理区分と都道府県別に配分することとしまして、その量は次の17ページの別紙のとおりとなります。

19ページをお願いいたします。

本資源に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の運用に関する諮問です。

令和7管理年度、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更につきましては、事前に行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。今般、令和8管理年度の開始に当たりまして、この数量の変更につきましては、引き続き事後報告で対応させていただきたく存じます。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 2020年から28トンと漁獲量が減っているという形、これに関しましては、やはりロシアと思われる不法漁具が境の中に入っているというようなことで、そこに引っかけてしまうと船が止まってしまって危険だということではなかなか行けないという現状が続いているせいだとは思いますが、多分そのことを考慮した形の漁獲量の計算を見ているのだと。その1,000トンだということではよろしいのでしょうか。

○山川分科会長 赤塚室長、お願いします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

答えといたしましては、資源状況が良好な場合に対応できる数量を設定しますので、もろもろを加味したものとしての1,000トンであると御理解いただければと思います。

○山川分科会長 釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合、釜石でございます。

資料の5ページに今の伊藤委員のお話と少し関連しますが、ここの表記が資源評価報告書に追記されたと書いてあります。この中に「2015～2018年漁期に漁獲量が増加したのは、水産庁による漁業取締りや違法漁具の押収等で資源の漁場が広く使えるようになって」という記載がございます。では、実際に実態はどういうふうになっているか、ちょっと今の新しい情報があったら教えていただきたいというのと、それから、せっかくですので現場の状況をお話ししますと、沖底が違法漁具と目されるものを揚げちゃうんですね。操業時にかにかごが揚がってきてしまうんです。それを無償と言ったら話がおかしくなりますけれども、操業時に危険も顧みずに乗組員たちが違法と思われる漁具を回収して、実際に陸に揚げてという作業をしているわけなんですね。官船もこの海域に投入していただいて、漁業取締りをしているのは存じ上げているんですが、あまり改善の傾向にないというのも現場から聞いておりますので、この辺の最新の情報がもしありましたら教えていただければと存じます。

以上でございます。

○山川分科会長 水産庁、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

北海道漁業調整事務所の所管になりますので、お時間を頂きまして、情報を入手次第、御報告します。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

資料の10ページ目のところで資源管理の目標というのが示されているんですが、これはちょっと見慣れないんですけれども、1平方キロメートル当たりで5キロの漁獲ということだと思うんです。これは、かにかご漁業の標準化したC P U Eなんですけれども、一方で、令和8管理年度のT A Cは近年の最大漁獲量を考慮した数量ということで1,000トンを設定している。T A Cの数量はこのような方法で設定しているのに、なぜ目標値は違う指標を用いているんですか。この関連を説明していただかないとよく分からないので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 三浦委員、非常に鋭い指摘をありがとうございます。

T A Cの設定から申し上げますと、資源管理の目標を設定し、そこに資源を維持又は回復するための漁獲量シナリオ、そして資源量の予測値からを定めることが原則となっています。M S Y水準、目標管理基準値を設定した水産資源についてはそのような形で設定しているところです。一方、この資源につきましては、漁業法第12条第2項に基づく「維持又は回復させるべき目標」を定め、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとしています。資源管理の目標と漁獲シナリオとの関連性について、目標管理基準値を定めたT A C資源と比べまして整合性が取れていないところは事実です。目標は目標として定め、T A Cの設定はどのように考えるのかということで漁獲シナリオを採用しています。

ここのところは資源を構成する水産動植物の特性や資源評価の精度に応じたパターンがある中で、この資源は例外的にこういった形となっていることを御了解いただければと思います。

○三浦委員 分かりました。

○山川分科会長 遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 オホーツク海南部ではないですけれども、よろしいでしょうか。もっと全体的な話ですけれども、このズワイガニの資源推定量、推定方法が海域によって手法が異なっています。私は去年8月に委員になったばかりで、これまでの議論を十分把握していないので、教えていただきたいですけれども、手法が異なる以上、各海域の資源推定量を単純に比較することができないと思いますけれども、この点は問題ないでしょうか、と

というのが一つ目です。

もう一つは、手法が異なるということは、各海域のデータの状況から最適な手法を選ばれておられると思いますけれども、どの海域でどの手法にするかというのは、誰がどのように妥当性を確認しているのか、例えば論文でいえばレビュアーのような、第三者がその手法を適正と認め、国際的にも妥当と認められるようなシステムがあるのか、水産庁が了承すればいいのか、この2点、質問です。

○山川分科会長 では、水産研究・教育機構を代表しまして、上田副部長、お願いします。

○水産機構底魚資源副部長 調査船で調査をしている海域が三つ、代表的なところで最初に説明した本州の太平洋北部、そして、日本海系群A海域、そして、今説明いたしましたオホーツク海南部、いずれも調査船によってデータを取得していて、この中で手法が全部違うということなんですけれども、まず太平洋北部系群は調査を長年やっているんですけれども、海域の特性もありまして、やはり調査データのばらつきといいますか、本当の正解よりも推定値ですから、高かったり低かったりというばらつきが大きめな傾向がありまして、そういう場合ですと、JASAMのお話も先ほどありました高度な資源動態モデルを用いないとうまく資源動態の説明がしにくいといったところがあります。

一方で日本海A海域の方は、もともとの調査のばらつきというものが太平洋北部系群よりは小さいというものがありまして、JASAMほどの高度なモデルを用いなくともある程度精度の高い推定が可能であるといったところ。

あと、オホーツク海南部なんですけれども、最初に私、またがり資源というふうに言いましたように、そもそも分布がロシアとまたがっている南の端っこのところを調べているところがありまして、そもそも資源量の推定、全てを把握することが難しい点もありますので、その時点でそこにいた来遊量というように言いますけれども、そこにいたズワイガニの数を参考情報のような感じで調べている。なので、調査自体も非常に少ないんです。オホーツク海南部だと調査の回数が24回、太平洋とか日本海A海域は100回以上の調査をやっている、そういったもともとの調査のデータの質、そして、海域の特性、そういったところで手法が決まっていくと。そして、その手法については研究機関の方で議論して、その海域にベストと思われる方法でやりましょうといったことを議論して確定している、そういうプロセスでやっています。

○遠藤特別委員 というと、やっぱり内部で完結しているという理解でよろしいでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長 研究機関は、水産機構だけで資源評価をやっているのではなくて、水産機構と各海域の都道府県の水産試験場、そして、有識者の先生、そういったところの皆さんで議論をして、水産機構だけでやっているわけではなくて、ジョイントベンチャーと言うんですけれども、更にはピアレビューと言いまして、MSYになってからそのようにしているんですけれども、通常の資源評価でも外部委員の大学の先生に見ていただいているんですが、更にそういった手法でよいのかというところにつきましては、外国の研究機関の方にピアレビューといってレビューを頂いて、それでよいでしょうといったお墨付きを頂いているといったところであります。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に、まさば及びごまさば太平洋系群について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料は4－6をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして、水産機構の久保田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 水産研究・教育機構の久保田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

マサバとゴマサバも続けてでいいですね。太平洋系群の資源評価結果を御説明いたします。

まず、図1、分布域ですけれども、日本周辺に分布するマサバのうち、太平洋に分布するものを太平洋系群としています。

次が漁獲量です。横軸を漁期年としていますが、2024年だったら2024年7月から翌年の6月までを漁期年としています。漁獲量は70年代に100万トンを超えるような漁獲があった年もありましたが、その後減少して、近年はまた増えてきて、最大は中国も合わせて60万トン程度まで増えたときもありましたけれども、その後また大きく減少しました。2024年漁期の漁獲量は日本で4万8,000トン、外国を含めると12万3,000トンとなっています。

図3は年齢別漁獲尾数です。これは全国の主要港、主要漁港で漁獲されているサバ類の漁獲物を測定した膨大なデータを集約したもので、それから、中国の漁獲物の情報も入れて推定しています。

次にいっていただいて、図4が資源評価の結果になりますけれども、先ほどの年齢別漁獲尾数のデータを基本に七つ資源量指標値があるんですけれども、それに適合するようにSAMという統計モデルを使って資源量を推定しています。その資源量の推移自体は漁獲量の推移とあまり変わらないですが、2024年漁期の資源量としては93万トン、親魚量は9万7,000トンと推定されました。

資源の年齢別資源尾数の推移が図5になりますけれども、この近年増加したところでは2013年級群が契機となっています。2013年の0歳魚、青いバーが大きくて、その翌年は1歳のオレンジのバーが多いというのが分かりますけれども、2013年級群の加入が多くて資源は増加してきたんですけれども、その後、数年間、この年級群が多かったことなどが分かります。

次に管理基準値ですけれども、1Bルールという方法を適用しています。マサバは長期の漁獲のデータと資源のデータもあるので、再生産関係といって親子関係を求めることもできるんですけれども、それは使わないちょっと違うやり方で管理基準値を求めています。

なぜそうしたかという、資料の後の方で出てきますけれども、マサバでは成長や成熟が年代によって大きく変わっているということが分かっており、例えば同じ500グラムになるのに5年ぐらいかかる年と2年ぐらいかかる年があるというように、結構大きく成長が変わってきていることが分かっています。成長、合わせて成熟も変わりますけれども、それをどう将来に当てるかによって、再生産関係、つまり親子関係を使った予測をした場合、将来の状況が簡単に回復するシナリオからなかなか増えないシナリオまで、かなり落差が出てきてしまうということがありました。一方で、将来の体重や成熟がどうなるかという点に対して、なかなか責任持てこうだと言うことが難しいということがあります。

1Bルールは再生産関係によらず管理基準値を求めるという方法なんですけれども、この方法であれば将来予測の振れ幅が小さくなるということがあったので、それを適用したということになります。ちょっと細かい説明はなかなか難しいんですけれども、具体的にはF40%SPRといって、ほかの資源でも出てきましたけれども、漁獲がない場合に期待される将来の親魚量を100としたときに40を残すような漁獲圧を与えて将来予測をしました。加入の仮定には図6にあるように、過去全期間と同様の加入が今後も親魚量によらず

起きると仮定したシミュレーションを行いました。管理基準値としては、 $F_{40\%SPR}$ がそのまま F_{msy} の代替値となります。そのときに得られる最大漁獲量が22万3,000トン、そのときの親魚量が48万2,000トンで、これを目標管理基準値としています。限界管理基準値や禁漁水準については、文章で書いてあるように求めています。

次は、神戸チャートです。横軸が親魚量、縦軸が漁獲圧の比ですけれども、このような推移をしてきており、直近の2024年には青い丸をつけており、限界管理基準値よりも左側、漁獲圧で言えば F_{msy} の2倍ぐらいというところにあつて、あまりよくない状態にあるということになります。

図9が漁獲管理規則で、上の図で $0.9F_{msy}$ というところで横のバーがありますけれども、これは去年の議論で決めたシナリオということになります。限界管理基準値を下回ると禁漁水準に向けて漁獲圧を直線的に下げると、これはほかの同じようなやり方をしてる資源と似たような管理方策となります。

次は将来予測を示した図ですけれども、左が親魚量、右が漁獲量の推移で、先ほどの $0.9F_{msy}$ による漁獲シナリオを赤、それから、現状の漁獲圧で漁獲した場合を青で示しています。太い線は中央値を表しています。網掛けの範囲は上下90%の範囲を示しています。予測の幅はかなり広いと言わざるを得ないんですけれども、左の図だけ説明しますと、漁獲シナリオに基づけば、親魚量は SB_{msy} と書いてある48万2,000トンの基準値に中央値としては近づいてくるということになります。一方、現状の漁獲圧に基づく将来予測では現状からちょっと増えたぐらいでとどまって、黄色いラインの限界管理基準値も結構な確率で下回ると試算され、漁獲圧は下げる必要があるということになります。

次は将来の親魚量、漁獲量を平均値の数字で表した表ですけれども、まさば太平洋系群に適用しているシナリオ、 $0.9F_{msy}$ に基づきますと、2026年の漁獲量として表2のように6万2,000トンと計算されます。これは外国の漁獲も含めた値ということでございます。

現状の漁獲圧で漁獲を続けると表1にありますように親魚量が全然増えていかないということになります。ということで、2026年のABCとしては6万2,000トンというものが出てくるということになります。

マサバについては以上でございます。

次に、ゴマサバについて御説明いたします。

ゴマサバも分布域はマサバと似たような感じですがけれども、より南西の方向に分布の中

心があるというのが従来認識ですけれども、近年は東の沖合の方に分布域が広く書いてありますけれども、ゴマサバも最近資源は少なくなっている状況ですが、東の沖合の方にもそれなりに出てくるというような感じで、以前の認識と比べると分布が変わってきている状況でございます。

漁獲量はこの下の図のように下がってきているということです。2024年漁期は日本と中国を合わせて2万3,000トンの漁獲となっています。年齢別漁獲尾数もまさばと同様に求めています。

図4が資源量などの推定値ですけれども、ゴマサバの場合は指標値が二つあって、それと先ほどの年齢別漁獲尾数を使ってコホート解析というほかの資源でもよく使われる方法で資源量を推定しています。近年、2010年から15年にかけて結構ずっと下がってきておりますけれども、その後は10年ほど停滞しているような感じで下げ止まっているのかなというぐらいの状況かと思います。

次にいっていただいて、図6が再生産関係です。ゴマサバの場合はリッカー型再生産関係といって、カーブするような関係を当てはめています。近年、2015年から後の方はこのカーブの左下のところにちょっと点の固まっているところがありますが、平均的な状態よりも加入のよくない年が続いている点に注意する必要があります。

この再生産関係に基づいて将来予測を行うことによって、図7のような関係を求めることができ、平均親魚量が16万7,000トンのときに期待される漁獲量が最大になり、それがMSYで7万2,000トンということになります。MSYの60%及び10%に相当する漁獲が得られるときの親魚量がそれぞれ限界管理基準値、禁漁水準というふうに求めています。これもほかの資源と同様の求め方です。

図8は神戸プロットでこのような推移をしてきており、2024年では目標には届かないけれども、限界管理基準値よりは多いという親魚量になっており、漁獲圧としても低めになってきているというふうになりますけれども、後の方で現状の漁獲圧が出てきますけれども、それは最近5年間の平均として出しています。なので、最近5年間の平均だと F_{msy} の1.08倍とちょっと高い値だというふうになります。

図9が漁獲管理規則で、これは先ほどのマサバと同様の絵になっています。 $0.9F_{msy}$ とかこういう規則にしましょうということも去年決まったことであるということです。

次は将来予測とその幅を示したもので、先ほどのマサバと同様の図ですけれども、赤い方が漁獲シナリオに基づく方です。青い方が現状の漁獲圧で少し高い漁獲圧ですけれども

も、違うところは漁獲量の方を見ると、最近何年間かのところで平均値がちょっと現状の方が高くなりますけれども、将来の親魚量としては左の図のようにそれなりの違いが出てくるということです。やはり漁獲圧を少し下げた方がよいということになります。

次の表は先ほどのような将来予測を数字で表したものですけれども、0.9F m s y でいきますと、2026年の漁獲量としては5万トンというふうに出てきまして、これがABCということになります。これももちろん外国の漁獲を含めた値ということになります。

次にいっていただいて、ゴマサバではもう一つシミュレーションの結果を示しています。これは近年の低い加入の水準が当面続いた場合はどうなるかというシミュレーションをしたものです。遠い将来に対しては遠い過去のような状況も起き得る。つまり過去全期間と同様の再生産が起これ得るというふうにして、直近の将来ところには直近の過去の状況が反映しやすいような将来予測をしたということです。

そうすると、2035年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率を示したオレンジ色のところを見ていただくと、50%を上回るところは $\beta 0.4$ という、漁獲圧をだいぶ抑えないと10年後に目標には届きませんよということになります。0.9F m s y で獲っていると、なかなかそう簡単には届きませんという結果になります。近年のような状況が当面続くと、こういう将来もあり得るんだということで、こういうこともあり得るということでお示しせざるを得ないということでございます。今後も注意が必要であるということでございます。

この後、マサバの不漁要因についていくつか資料がございます。

これは去年の11月に公表した資料なんですけれども、2013年級群から増えてきたマサバが近年これだけ減ってきてしまったというのは何でだろうかというところについて、環境の面から見た仮説を述べた資料となっています。公表資料から一部変更して紹介いたします。

15ページ目は12月の100メートル深の水温図ですけれども、図で矢印で示したように、秋から冬にかけてマサバが南下してきます。このときに2023年や2024年の絵のように、沿岸を南下する親潮第一分枝が下りてこないとか、黒潮続流が北の方にまで張り出してくるといったことがあって南下しにくい状況にありました。その結果、産卵場は伊豆諸島海域なんかが中心なんですけれども、そうした産卵場にたどり着きにくい環境に変わってきているということを示しています。

次の図は、親潮第一分枝や黒潮続流の北限が近年のところでは北に偏っていることを表した図となります。黒潮続流の北偏に関連して、皆さんも記憶に新しいと思いますけれど

も、黒潮の大蛇行ということも同時に起きていましたが、それと連動していると言われており、確かにそうなっていることを示すために下の図に緑色の影で大蛇行の時期をお示したというものです。

次はマサバの産卵状況を調査した結果をお示ししていますが、図6の方はマサバの産卵量が2023年以降かなり少なくなっていることを示しており、上の図は産卵場の中心がだんだん常磐や東北の方に移ってきているといった場所の変化が起きていることを示したものです。

次の図、これが結構重要なところで、マサバが成長しにくくなっているということを示しています。2013年級群が卓越年級群として多くて、その年級群から急に成長が悪くなったということがあります。資源が多いと、密度効果といって、成長が落ちるということがある程度は起きますが、近年、マサバの資源がまた減少してきた中でも、成長は少しは回復していますけれども、なかなか回復してくれないということが起きています。成長しないということは、漁獲をしないで残しても、来年思ったほど増えてくれないということにもなっています。

なぜこんな状況になっているかということについて、マイワシが増えた影響もあるんだということが書いてありますけれども、それだけじゃなくて、次のスライドのように、これは東北沖のプランクトンを分析した結果なんですけれども、代表的な2種類の餌生物の貝や種類の2種類の推移を表したものですけれども、こんなふうに餌生物が減少してきているということが観察されています。海洋環境の変化と連動して餌生物も少なくなっているということが、成長が回復しにくいことに影響しているのではないかと考えています。

最後は、気候の変動から不漁に至るプロセスとして、いろいろ途中経過はあるんですけれども、こんなプロセスが考えられます。今、増えにくいと申し上げましたけれども、そういう状況の中で今までと同じ感覚で漁獲すると、それだけでも漁獲圧としては高くなるんだということがあります。外国の漁獲が加わったということもありますけれども、そういう増えにくい状況ということを認識しつつ管理もしていく必要がありますし、また、こういった環境の影響については我々水産研究・教育機構としてもしっかり調査していきたいと考えています。

ご説明は以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

令和 8 管理年度の T A C の設定及び配分の案の説明に入ります。

資料13ページをお願いいたします。

T A C 設定の考え方です。採捕の実態を勘案いたしまして、T A C 管理においては、「まさば及びごまさば」として一体的な管理を行います。まさば太平洋系群、ごまさば太平洋系群それぞれについて、当該管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオから得られる漁獲圧力を乗じて得られるものを A B C とします。

A B C から T A C を算出する考え方については、N P F C、北太平洋漁業委員会の決定が影響します。公海に分布するサバ類については、N P F C において長期的な保存と持続的な利用の確保に向けた議論が行われており、令和 8 年 4 月に開催された N P F C 年次会合において、資源評価結果を踏まえ、公海におけるサバ類の2026年及び2027年の T A C が合意されました。他方で、この合意は、マサバについては国内評価とは異なる考え方により算出された暫定的かつ我が国のものとは乖離がある目標を踏まえたものであり、ゴマサバについては資源評価が行われておりません。N P F C については、この後、より詳しく説明します。このことから、引き続き、N P F C において適切な資源評価及び当該評価に基づいた資源管理の目標により日本の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう求めていくこととし、それまでの間は、まさば太平洋系群 A B C とごまさば太平洋系群 A B C の合計値の全量を T A C とします。

結果としまして、令和 8 管理年度の T A C の案は11万2,000トンとなります。

続けて、配分の案です。国の留保を除いた数量について、過去 3 か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県に配分することとしまして、その量は16ページの別紙のとおりとなります。

14ページに戻ります。この資源につきましては、来遊状況に応じて配分数量の不足が生じた場合に資源管理基本方針に定める規則に則して国の留保からの配分を行う運用を令和 8 管理年度も引き続き採用することとしております。運用の細則については令和 7 管理年度から変更ありません。最後、この資源については、基準年が更新される予定の令和 9 管理年度に向けて実際の漁獲状況も踏まえつつ、T A C の配分方法について関係者とともに検討を行います。

その他、将来の配分に関するものとしまして、3 の（1）の留保からの配分に係る漁獲量と 3 の（2）の融通に係る漁獲量の扱いにつきましては、令和 7 管理年度の考え方を継続することとします。

17ページをお願いします。

この資源に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の運用に関する諮問です。令和7管理年度、1の(1)の「75%ルール」と呼ばれる資源管理方針に定めた方法に則り行う国の留保からの配分に伴う数量の変更、1の(2)の大中小型まき網漁業であってIQによる管理を行う管理区分の漁獲可能期間の終了により発生する配分数量の未利用分の移転に伴う数量の変更、及び1の(3)の都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更、これらにつきましては、事前に行政府の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいていくところです。今般、令和8管理年度の開始に当たりまして、これらに伴う数量の変更につきましては、引き続き事後報告で対応させていただきたく存じます。

諮問事項に関する説明は以上となります。

続けて、NPFCの下でのサバ類の長期的な保存と持続的な利用の確保に向けた取組として、水産機構の久保田副部長からまさば太平洋系群の資源評価について、富永交渉官からNPFCで合意したサバ類の保存管理措置について、それぞれ説明をお願いします。

○水産機構浮魚資源副部長 久保田です。

引き続き今度はNPFCにおけるまさば太平洋系群の資源評価結果という資料のご説明をいたします。実際の中身は国内評価との違いに大分フォーカスした資料となっています。

次、概要となっていますが、こんな体制でやっていますということで次にいってください。

両評価の違いを整理した表ですが、大きな違いは2点あります。1点目、NPFCと国内評価の違いが生じる一番大きな原因がいつデータを準備したかということにあります。日付を見ていただくと分かりますが、そこで既に10ヶ月ぐらい違うということがあります。その影響で、NPFCの方の使えるデータが少ないというか、新しいデータが使えていないということになります。

具体的には、漁獲量や年齢別漁獲尾数のデータが1年前のもので評価している。それから、資源量指標値のうち日本が出している指標値について1年前までのデータになっているということです。

あともう一つ違うところが将来の加入の仮定です。NPFCの評価では、国内評価のところで口頭で、再生産関係を使わないということでは言いました。NPFCの方では再生産関係を求めて、それで計算することになっているということです。そこで使っている関係

がBeverton-Holt型という再生産関係です。後の方で図が出てきます。

このような違いが生じているということなんですけれども、次にいっていただいて、利用できるデータ及び指標値の差については、来年、NPFCのスケジュールを見直す計画で、年末に近いところにデータ準備を持って行って、国内評価と同じデータを使えるようにしようというふうになりました。恐らくこの計画でいきますので、この違いは来年度は解消すると思います。

もう一方のモデル内で仮定する再生産関係の違いです。ここはもう管理の考え方が違うので、ある意味、今のところどうしようもないとは思っていますが、国内ではMSYに準拠した管理基準値を使うんだということがあります。それでいくと、私がさきほど申し上げたように、再生産関係に基づくと将来予測が非常にいい若しくは悪いということが生物特性、体重や成熟の仮定によって大きく変わってしまうということがあるんですね。実はNPFCの方でもそのことは認識しています。そういうことで問題があるということは分かっているんですけれども、将来予測に近年の体重を使うというのは当然として、そうすると、資源はなかなか増えないし、目標にも全然届かないということになります。MSYには基づかない暫定的な目標を設けるということで一応解決するということになりました。

国内評価がそれでよければそれでもいいんですけれども、そういった違いがあるということでございます。それによって推定される資源量もほんのちょっとは違うんですけれども、そんなに大きな違いではありません。資源評価結果自体にはそんなに大きな違いが生じないんですけれども、将来予測の方法が違うということ、それから、目標の求め方が違うということです。これは管理のやり方をそろえていただかないと本当はどうにもならないと思っていますけれども、そういった差を埋めるために、引き続き国内でも、それから、NPFCとも検討していく必要があると思っています。

次にいっていただいて、これがNPFCで使っている再生産関係です。Beverton-Holt型といって、こういったカーブです。大分横に寝ているカーブなので、MSYという一番漁獲量が得られるポイントは、過去に経験しているところよりも大分右の方にいきます。

将来予測に適用する生物特性値というのは、これは体重や成熟率ですけれども、それに近年の状況を入れた場合は156万トンが目標管理基準値になり、全期間、つまり昔から今まで全部含めた平均の生物特性値を適用した場合は、その倍ぐらいのところに目標がいつてしまうということで、これらを目標にすることはできませんねということで、それでも

何がしかの基準値を出してくれというふうにもっと上の委員会から要請があり、科学委員会としてはここにあるようなパーセンタイル値として、過去に経験した資源量の中から下から25%のライン、50%のライン、70%のラインというのを提示したということになります。50%のラインというのは、つまりは過去の親魚量の中央値ということになります。

次に、将来予測の結果ですけれども、これもハーベストコントロールルールもありませんので、漁獲量を一定にした場合が上の図、漁獲圧を一定にした場合が下の図です。

先ほどパーセントSPRと言いましたけれども、下の図は30%SPRから70%SPRで漁獲圧を固定した場合の将来予測の中央値と漁獲量と親魚量の中央値が左二つの図になります。これも一個一個説明すると大変なんですけれども、下の段の左から二つ目の親魚量中央値の黄色か黄土色みたいに見える40%SPRを見ていただくと、将来的にはちょっとずつ上がっていくことは読み取れます。そして、10年たつと先ほどの親魚量の50パーセンタイル値には届くぐらいにはなる、ということがポイントになります。ですけれども、科学委員会からはこれがいいんだとか、そんな具体的な提案はなくて、計算すればこうなりますよというものを示したが、現状の漁獲圧では、 F_{cur} という黒い線で書かれているのがありますけれども、このように漁獲量も親魚量もどんどん下がる一方だということで、これはよくないので、漁獲圧は下げるべきだと言っている、ということになります。

私からはここまででございます。

○漁業交渉官 続きまして、漁業交渉官の富永です。

私からNPFCの結果につきまして御報告させていただきたいと思います。資料は4-6-5、お手元の資料では23ページだと思います。

北太平洋漁業委員会、NPFCですけれども、比較的新しい、と言いながらも10年たちましたけれども、2015年にできたRFMOでして、北太平洋公海を対象にしております。もう既に存在しているマグロですとか、サケ・マスとかそういったほかのRFMOで管理されている魚種を除いて管理する機関として発足いたしました。

今年4月に年次会合が開催されまして、サバ類に関しまして新たな保存管理措置が合意されました。結論を申し上げますと、公海における2026年、27年のTACをそれぞれ5.1万トン、4.5万トンにするというふうになっております。マサバに関して2年前の2024年にまず10万トンという上限を設定しまして、その後、2025年にそこから約3割削減して7万1,000トンという漁獲上限を設定いたしました。そして、今年それを先ほど申し上げた数字に下げるということに合意いたしました。なんです、これまでの措置と若干違うと

ころがございますので、そこを御説明したいと思います。

これまでは管理の期間は漁期年を使っておりまして、6月に始まって翌年5月までという年で管理していたんですけれども、今年からカレンダー、暦の1月から12月という管理年にしようということになりました。また、これまでマサバだけを管理対象としていたんですが、今回設定するTACにはゴマサバも含めた形にしよう。というのは、日本もそうですけれども、漁獲される際にはマサバと併せてゴマサバも漁獲されるので、漁獲量としては二つ併せて管理しようということで決まりました。

当初日本からは、先ほど久保田副部長からも説明がありましたけれども、科学委員会からの資源評価結果、それから、将来予測の結果に基づきまして、まずは70パーセントイルを目標にして管理すべきじゃないのかという提案を行いました。なのですが、議論の結果、資源は非常に悪い状況でもありますので、まずは50パーセントイルを目標にしようということで議論をしまして、この50パーセントイルを達成するための資源というのを計算した結果、まずマサバのTACを出しました。そこから先ほど申し上げたゴマサバを含めて考えるということで、実際の漁獲の中でマサバが占める割合を出して、そこから割り戻すという計算をして導かれた数字が4万5,000トンになります。

では、26年は何で5万1,000トンなのかということなんですが、今年に関しては昨年合意した7万1,000トンが5月までは有効であることから、4月、5月に関してはもっと獲れるでしょうということなので、その分を足すという計算をしまして、6,000トンを足して5万1,000トンという計算をしております。

以上の結果から、今年の2026年は5万1,000トン、27年は4万5,000トンというTACがサバ類に関して合意されました。

また、これまでになかった新しいこととして、下のアスタリスク2にありますけれども、獲り残した場合には枠の10%を上限として繰越しができるという規定を今回新たに設けました。

また、これまで漁獲の上限を設定して管理するという方向でNPFCでサバを管理しようということをやってきました。ですが、それだけでは不十分じゃないのかという意見もありまして、ここに書いてありますけれども、公海におけるTACの削減だけではなくて、未成魚を保護するための追加的措置についても検討する必要があるんじゃないか、具体的な例としては集魚灯の影響等などがありますが、そういった規制が必要じゃないかという話になっていますので、今後は漁獲上限とあわせて、小型魚をいかに守っていくか

という議論も行っていく予定になっております。

私からは以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

27ページをお願いいたします。

まさば太平洋系群に係る資源再建計画について説明します。令和7年度に行われた資源評価におきまして、この水産資源につきましては親魚量の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明しました。資源管理基本方針は、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、判明した管理年度の末日から2年以内に資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画、資源再建計画を定めることとしています。

このことを踏まえまして、今後関係者との議論を進めまして、令和9管理年度を始期とする資源再建計画を策定することとしました。

漁獲シナリオの下、限界管理基準値を下回った場合には漁獲圧力を更に削減することになりますので、更に抑制的なTACとすることは既に決まっているところです。資源再建計画の下、どのような上乘せの取組みが行えるのかということについて、今後関係者と議論してまいります。

以上が事務局からの説明となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

では、こちらから東村委員。

○東村委員 東村でございます。

N P F Cについての質問をさせていただきます。まず、N P F Cの実態なんですけれども、E Uが漁業に実際に携わっているというか漁獲しているということですが、具体的にどの国なのか。それによって多分簡単に言うと態度が変わるところがあると思います。

それから、資源評価に関して、アメリカ、カナダが漁獲はしないけれども、関わっているということなんでしょうが、クロマグロのときの状況を見るとかなり保守的というか、資源を守りましょうという姿勢が強い国かと思います。自分たちが漁獲していないとなおさらかなというのがありますが、その辺の実態を教えていただければということと、E E Zの中と公海は管理の手法等を一貫するというのが国際的なルールかと思いますけれ

ども、これはどちらが優先権を持つというのは、多分私の方ではないという理解、力関係というのはどちらがちゃんと正しい数字を出していけるかという情報の信憑性で勝てるかなというところかと思うんですけれども、その辺り、結果的にはあまり変わらないというふうに私はお話を伺っていて理解して、でも、その考え方がかなりかどうか分かりませんが、違っているので、将来もしかしたら結果が大きく変わってくるかもしれないという私の理解で合っているでしょうか。先のことは分からないとはいえですが、よろしくお願いします。

○山川分科会長 3点ございましたけれども、まず第1点目、どの国というのは富永交渉官でよろしいでしょうか。

○漁業交渉官 御質問ありがとうございます。

まず、EUですけれども、実際にまだ操業は行っていないです。漁獲上限としては2年前から設定されていますが、実際の操業は未だ行われていません。

このため、どの国がというのは、明確にはわかりませんが、関心がある国としてオランダだと聞いたことがあります、それは確認したわけではないので、未確認情報です。ただ、南太平洋でチリマアジを獲っている船が北太平洋でも操業することに関心があるというふうに聞いております。

もう一点、アメリカとカナダですけれども、会議には参加していますが資源評価の作業自体にはそれほど積極的には参加していないと認識しています。ただ、委員御指摘のとおり、彼ら自身獲っていないということもあるかもしれませんが、獲るというよりは保護するという観点に力を置いて議論にも参加しているということは申し上げられると思います。

あと、最後の点について私から少し触れさせていただくと、ストラドリング資源に関しては、沿岸国が行っている管理措置を公海漁業が阻害すべきではないと考えておりますので、交渉する立場としては、日本で取られている措置の効果を阻害しないよう、公海でもしっかりと措置を入れるという対応で我々は対応していきたいと考えております。

以上です。

○東村委員 すみません、平等のお立場で交渉するという言い方が多分誤解を与えてしまったと思いますが、申し訳ございません。

○山川分科会長 では、続きまして、高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。

国内の管理について2点質問があるんですけども、一つが管理基準値の決め方、考え方についてです。資料のスライド番号の3ページですか、まさば太平洋系群の管理基準値が出ていていると思います。目標管理基準値というのがこの資源として目指すべきラインという理解で、限界管理基準値というのはここを割ったら何か別の対策を取っていかないといけないというラインで、禁漁水準というのがここを割ってしまうともう資源として崩壊してしまうので、一旦漁獲はストップしましょうというラインかと思っていたんですけども、禁漁水準が今0トンに設定されているというのはどういう考え方なのかなというのが分からなくて、そこをお尋ねしたいです。

2点目が同じくマサバ、ゴマサバの国内の管理でTACが今マサバとゴマサバで一体的に管理をされております。採捕の実態を勘案したらこうなることは仕方ないというのは十分理解できるんですけども、やっぱりそうはいてもマサバの資源が今これだけ危ない状態で、実際にTACを守っていても結果的にマサバのABCだけで見たら、マサバのABCを超えて漁獲してしまうというリスクがあるやり方になっているんじゃないかなと思うんですけども、この点についてちょっと考え方と、もし私の理解が正しいのであれば、今後こういった形で改善していく予定があるのかというところをお聞きしたいです。

○山川分科会長 禁漁水準につきましては、久保田副部長ですかね。

○水産機構浮魚資源副部長 禁漁水準については、1Bルールの場合にこれというなかなかいい基準値がなかったということがまず一つあるんですけども、限界管理基準値を下回ると図9のように漁獲圧としてかなり急激に下げていくというルールになっており、図9の下の方のように推奨される漁獲量としても下に凸となるように結構早めに漁獲量は下げましょうというふうに勧告するということにはなりますので、ブレーキ自体はそこそこ早く踏むようになっているという理解の下で暫定的ですけども、0トンというまになっているということでございます。

○山川分科会長 あと、この管理で大丈夫なのかという点については赤塚室長でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 高橋委員、ありがとうございます。

御指摘について、採捕の実態を鑑みて一体的に管理するということと、マサバの資源、ゴマサバの資源にとってそれが適切なのかというところは、必ずしも一致するものではありません。特に、今回マサバが限界管理基準値を下回るまで資源が減少したことで、この運用への問いかけは更に重いものとなってきています。

TAC管理をこのままの形で続けていく中でできることはあります。自主的な管理として何ができるのかということです。それはマサバ、ゴマサバを利用している漁業種類の関係者の方々と議論して、水産庁でも資源管理推進室、また、業界を管轄している担当部署がございまして、その中で何ができるのかというところを考えていく。いずれにしても、委員ご指摘のとおり、マサバ資源が非常に悪い状況において「マサバ及びゴマサバ」として一体で管理することのリスクというのは私どもとしても承知しているところです。

○高橋委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。大中まきの業界からの意見として述べさせていただきます。

サバ類の太平洋系群についてですが、まき網漁業では漁場形成が縮小しておりまして、ここ数年の漁獲量は激減しております。皆さん御存じのとおりかと思えます。そして、極めて厳しい状況です。今回の資源評価によりまして、TACは昨年6割減に続き約2割減となりました。漁獲状況を踏まえれば必要な措置であると受け止めております。現在、平均体重の減少や生殖の遅れなど海洋環境の影響が大きいとのことでありますけれども、現場でも非常にこの点については困惑しております。

いずれにしても、資源評価が資源管理の基礎となりますので、資源調査の充実によりまして現場の状況を感度よく捉えつつ、精度の向上を図っていただければと思います。

また、一つ、NPFCの結果ですが、今回の少し厳しめの上限規制がかけられたということは、厳しい管理下で漁獲を行っている国内の漁業者の努力が今後報われることとなることを期待しております。引き続きよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

青木委員。

○青木委員 青木です。

意見が4点です。1点がこの資料の作成方法の提案、残り3点が管理に関してなんですけれども、まず1点目の資料作成に関してなんですけれども、マサバでもゴマサバでも現在の漁獲圧を続けていくと将来の親魚量がかなり減ってしまうといったところで、2024年でもたしか太平洋側は結構枠も残していたし、日本ではそんなに漁獲圧が高かったのかな

というふうに疑問を持ったときに、中国ですとかロシアですとか、そういったところの漁獲量が6割方獲っているというところで、彼らの漁獲圧が日本に比べてかなり高かったんじゃないかなというふうに思いました。

この資料だけ見ると、これは公開されますので、一般の方々だとやっぱり日本の漁業者が獲り過ぎて、だから、こんなにサバは減ったんじゃないかというような誤解を導いてしまうかもしれないと思ひまして、国別漁獲圧というんですか、そういったものは出せないものかなというふうにちょっと思ひました。それがあれば日本の漁業者は頑張って守って資源を増やそうとしているんだよというような頑張りが伝わっていけるのかなというふうに思ひました。これが1点目です。

残り3点は管理に関してなんですけれども、まき網における公的I Qをやってきて計画的な操業をしてきた中で、令和6年漁期まではあらかじめ留保からの上乗せ配分を頂いていたんですけれども、令和7年漁期からのT A Cの大幅減少に伴ひまして、全体のパイが限られたことから弾力的な管理を行っていくため留保割合を35%に上げたことがあります。この大中まき網のI Q区分への上乗せをやめることで一定量の留保を確保して、皆様が共通の枠組みで留保からの追加を受けられるようにすることとなり、これが令和8年漁期も継続する管理内容となっていると思ひております。

継続ですので反対はしないんですけれども、この留保からの追加配分を受けるときの75%ルールというのがまき網のやっている公的I Qとあまり相性がよくないんですね。全体的にオリンピック方式みたいなそういった状況ですと75%までいきやすいんですけれども、個々の船それぞれで厳格的に獲っているとなると、後半に残しておこうとかそういった船があったりすると、75%に全体では届かないということもありますので、今後の使用方法の検討を何ができるかお願いしたいということです。

また、この留保35%、国際交渉上、ロシアに対してだと思ひなんですけれども、用いると思ひんですが、これだけ国内T A Cが減少して資源も今のところ少ない。ただ、獲れるかもしれないという中で、これはできれば国内利用のみに使っていただきたいのが本音なんですけれども、少なくとも優先して国内利用へ回してもらいたいというのが二つ目の意見です。

三つ目の管理への意見として、翌管理年度からの繰入れの仕組みです。これは令和7年漁期に設けていただいたものなので、減少したT A Cの下での制度だと思ひているんですけれども、今回マサバの親魚量が限界管理基準値を下回ったため、資源再建計画を1年か

けて検討するといった中で繰入れは行われなかったということになりました。ただ、対馬系群の令和4年を見てみると、急激に回復した中でTACが逼迫して繰入れもしていただいたということがありますので、こういった状況もあり得ないとは言えないと思うんですね。今は本当に悪いんですけども、こういったことも考えながら何ができるか考えていただければなというのが一つです。

最後の意見なんですけれども、まき網なんですけれども、ほかの管理区分と比較しても漁獲量が大きく割合として減少している状況です。TACの配分は漁獲実績が基本となるのは致し方ないと思うんですけれども、回復した際に過去それ以前というんですか、漁獲実績を取る年度より昔の年度なんかを考慮しながらTAC配分していただけるような、そういった状況ができればうれしいなというふうに思う、あと、IQを含む実際の漁獲状況なんかのところ、そういったことも考慮しながら配分方法を考えていただければ幸いですというのが意見でした。

以上です。

○山川分科会長 4点ほど御意見を頂きましたけれども、水産庁として何かございますでしょうか。

久保田副部長、よろしくお願いします。

○水産機構浮魚資源副部長 久保田でございます。

御質問の中の1番目の国別に出ないかと、それは確かによく言われることでございます。NPFCの中でもあちらの場合は国というか、漁法まで含めてフリート別という言い方をよくしていますけれども、議論にはなっていますので、どこまでできるか分からないですけれども、そちらでも取組をしようというような状況です。

○資源管理推進室長 管理について御意見を頂きました。総論といたしましては、私どもは漁業法の下でのTAC管理の運用の柔軟性の確保に向けて常々いろいろと意見交換を重ねながら進めてきたところです。引き続き議論をさせていただければと思っております。

配分については、資料の2の(5)で考え方を示しています。検討を行う中で御意見を頂戴できればと思います。

ロシアに関する御意見を頂きました。重々私どもの立場も分かった上での御発言だと思います。このことについてはいろいろな中で今の形がありまして、それはまた水産庁として、日本国としての最善の形としての今、また、将来の形があると思いますので、その中で理解していただきたく存じますし、そのための努力を続けていきたいと思っています。

○青木委員　ほかの漁業種類の方の苦勞も存じておりますので、そこら辺の配慮をしながら是非よろしくをお願いします。

○山川分科会長　津田特別委員。

○津田特別委員　ありがとうございます。

3点ありまして、ちょっと既にもう議論が出たのも重複するかもしれないんですけども、お願いします。

一つ目は、今回マサバのABC 6.2万トン、ゴマサバ 5万トンで11万2,000トンということなんですけれども、マサバのABC 6.2万トンというのは β が0.9の場合ということで算出されていると思うんですけども、そもそも限界管理基準値を下回ったら漁獲圧を下げると。それがこれから資源再建計画で考えますということなんですけれども、実際それを機能するのは来年、1年後以降というふうになったときに、ちょっとブレーキを踏むのは遅いんじゃないのかなというのが正直思うところであって、例えば7ページ目の漁獲管理規制の図があるじゃないですか。図9、こういうのに今の現状のところを当てはめれば、今の漁獲圧の設定というのは0.9じゃなくてももう少し下のところで、これは別に議論もしないでも図で出ているので、機械的に出るんじゃないかなと思うんですね。まず、それが1点なので、そのままいっちゃうのはどうかなというのが一つです。

あと、二つ目が先ほどこれは高橋委員からもあったんですけども、マサバとゴマサバを足して11.2ということなんですけれども、極論すると、マサバが10万トン獲りました、ゴマサバが1.2万トン獲りましたといってもルール上はオーケーじゃないですか。なので、これはやっぱりマサバがこういう状況である以上は、随時モニタリングはした方がいいと思うんですよね。それで本当に6.2万トンに近づいてきたら何らかのアラートを出すというのは必要んじゃないかなというのが2点目です。

3点目はこれもさっき青木委員からも出た話なんですけれども、やっぱり外国船の脅威というのは計り知れないというのがすごく今回の調査結果を見て思うところで、とはいえ、このまま資源が減れば日本だけじゃなくて中国とか今獲っている皆さんも困るわけですし、ここというのは同じだよなというところだと思うんですね。減ればおたくも困るし、みんな困るし、増えればうちもうれしいし、おたくもうれしいですよということなので、目指すところ是一緒だと思うんですよ。なので、無理に何かおたくは減らせという話とかではなくて、我々は今こういう危機感、未来に向けてこういうふうに行っているんで、我々自身もこれだけ厳しい規制でやるので、当然それは一緒にやってくださいよ

というようなもうちょっと友好的な多分交渉の仕方なんじゃないかなと思うんですよね。減ったときはみんなで我慢する、増えたときはみんなでもうける、これは多分当たり前の話だと思っていて、国際的に交渉することでも一方的に言っている話ではなくて、当たり前の話だと思うんですよね。なので、そこはけんかするとかというよりは友好的に本当に同じ目標は一緒なので、一緒に頑張ろうねというような国際交渉をしていただけるとありがたいなと思います。

以上、3点です。

○山川分科会長 3点御意見、御質問を頂きましたけれども、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

漁獲管理規則を取り上げていただきました。こちらはあらかじめ定められたルールとして限界管理基準値を下回った段階で β を下げていくことになっていますので、ABCはこのことを反映した数字だと理解しています。後で補足いただければと思います。

その上で、資源再建計画の中で何を上乗せできるのかというところ。この部分があると考えています。上乗せの一例として、必ずしもこれに捕われるものではありませんけれども、すけとうだら日本海北部系群の資源再建計画の下で何が取り組まれたのかということをお願いしますと、より厳しいTAC管理に加えて小型魚の漁獲の抑制を大臣管理区分と道の沿岸漁業において取り組んだことによって、この前、2月の水産政策審議会でお示ししたような資源の再建を達成できました。

そういったことがこの資源でできるのかということです。その点においては、是非いろいろな分野の方を巻き込まなきゃいけないなと思っていることがありまして、これは、必ずしも漁業者の方が自分達の判断だけでもって小型を獲っているわけではないという背景があります。需要があって、結果として小型魚を獲っている部分があるので、そういう意味で、より多くの人々の意見を聞いて、協力を頂くことで資源を大切にしていかなきゃいけないところです。

2点目。おっしゃるとおり指標値に着目した資源の獲り方というのはあります。実際に沖合の操業でどのような獲り方をして報告されているのかというところと密接に関わっているところがありますので、そのことを踏まえて、何ができるのかというところを今日いただいたアイデアも含めて議論させていただければと思います。

3点目の交渉の方は最近やっていないので、国際課に任せたいと思います。

○漁業交渉官 それでは最近担当している私から。

資源がすごく悪いことから、日本国内では資源管理の中でこのような取組をしています、なので、公海でも適切な資源管理に向けて協力してもらいたいという基本的なスタンスで対応しています。一方で、みんな自分の国の漁業でいかに獲るかという視点もありますので、そこはもう各国、各メンバーの利害が直接関わってくるところですので、そこは自分たちの権益を確保するために何が必要かを考えながらやっていく必要があるなと思っております。

ただ、委員御指摘のとおり、資源が悪くなればみんな獲れなくなっちゃう、それは当然のこととして、資源評価結果から、漁獲を抑える必要があるという結果が示されたことを受けて、漁獲量を下げる必要があるよねというところは共有していますので、引き続きそういうことは当然共有しながら対応していきたいと思っております。

○山川分科会長 1点目の漁獲管理規則の件は久保田副部長、補足はございますでしょうか。

○水産機構浮魚資源副部長 その点に関しては赤塚さんから説明いただいたとおりで、既に限界管理基準値を下回っている親魚量になっているので、 β に対してガンマと言っていますが、左下のちょっと斜め下に下っているところの漁獲圧がかかっている漁獲圧で求めた漁獲量が表2の漁獲量となります。

○津田特別委員 ありがとうございます。じゃあ、ブレーキはかけて。

○水産機構浮魚資源副部長 一応ブレーキはかけているんですけども、ただ、そのブレーキが遅いというコメントに対しては、現場からの声も聞いています。私も、1年後を目指してというぐらいで本当にいいのかなという意見を、JV機関からも聞いています。

今年、こういう評価を出しましたけれども、今現在、伊豆諸島海域にマサバの親魚が全然見えていないそうです。それから、まき網でも年明け1歳ぐらいの小さいものがたまにぱらぱら獲れる程度で、見つければ獲るという状況であるということを考えると、もう今すぐでもブレーキを踏んだ方がいいんじゃないかという厳しい意見もいただいています。ということも踏まえると、1年と言わずに、対策に関しては、もっと加速していただけないかなと個人的には思っています。

○津田特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

まず資料の12ページのところを見ていただきたいんですが、これはよく分かりやすいと

思うんですけれども、サバの不漁の原因は、気候変動、海洋環境の変化という中で回遊経路が変化したということ、そして餌の環境が悪化したということが大きな要因となって、加入が減って、資源量が減って、親魚量が減少し、最終的に不漁になっていくとあります。

そうした中で、高い漁獲圧の継続というのも書かれてあるんですね。これは先ほど青木委員も言ったように、これだけ見るとまるで日本の漁業者が漁獲圧をかけ続けたみたいに見えるんですが、漁業者はTACを守りながら資源管理をやっている、それでもこうやって減少してきている。こうした中で、水産機構が情報提供ということで「最近のマサバ（太平洋）の資源の状況及び不漁の原因について（第2報）」というものを公表されていまして、その中で漁獲圧については日本の漁業者がかけ続けたわけではなくて、資源が増加しにくい状況下で外国の漁獲圧が加わって、高い漁獲圧が続いたことによって減少し、サバの不漁につながったんだというふうに書いているんですね。そういうことをもっとしっかり国民の皆様には言っていただかないと、日本の漁業者はTACを守りながらやっているわけですよ。海洋環境の激変がある中で、研究者たちは分かっているかも知れませんが、周りの一般の人は分からないので、そこはもうちょっと気を使いながら資料をつくっていただき、説明していただきたいと本当に思います。

それとあと、資料の5ページ目のところで、マサバ太平洋系群は限界管理基準値を下回っている、再建計画を定めなければいけないという中で、それを踏まえてABCが6.2万トンとなっているんですが、本当にこれを守って行って将来予測のように回復していくのかなと思うところがあります。

そういったことと、資料の3ページの資源評価の1ページ目のところで、漁獲量の推移が書いてあるんですが、この資料を見てもものすごく周期性がうかがえるんですよ。サバとかイワシとかサンマとかは、周期性によって資源量が変動してきているというのは過去のデータから言っている方も結構いらっしゃいますよね。水産機構さんの中でもいます。そういったことを一切考えないでTACを実施して、それだけが全てだみたいなことでやっているのは、そろそろ違ってきているのかなとすごく感じています。周期性があるということは、どんなことをやっても減るときは減ってしまうときがあるのではないのかなとか、そういうことも踏まえた中でもっと議論しないと、TACで資源が回復すれば全然いいですが、漁業者だけがつらい目に遭っているような中において、漁業者の生活がかかっているということをもうちょっと考えて、どうすることが良いのか考えていただきたいとします。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 非常に強い御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど室長の方から日本海のお話も出ていて、こういう形の中でも漁業者も生活をしていかなきゃ駄目だというものも加味した形の中で、資源を増やすのは当然増やさなきゃ駄目だと思っていますし、それなんですけれども、この中でもやはりいろいろと皆さんと話し合っ、やはり暫定の管理基準値だとか、いわゆる目標管理基準値なんかも暫定をやっているうちに目標管理基準値が下がって生産ができるようになったというような、先ほど三浦委員も言ったとおり環境によってもやはり相当の作用があると思うんですよね。ですから、やはり議論には力を入れていっていただいて、まず漁業者だけじゃなくて研究者を含めて、みんなの理解を含めた形の中で進めていっていただきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 あと、ウェブから藪田委員が手を挙げておられるということですので、藪田委員、よろしくお願いいたします。

○藪田委員 左下のページ番号12番の資料番号で、右下で20番です。広くは気候変動、海洋環境の変化の一部になるのかもしれませんが、クジラやクロマグロなどの上位の捕食者の資源の回復とか資源量の増加がこういうサバやイワシ、サンマなどの小さい魚に与える影響についてはどのように整理されているのかというのをちょっと聞きたいです。こういう小型の魚を直接食べるというだけではなくて、1個上の19の動物のプランクトンもかなりの量を消費していると思いますが、そういった影響も含めて、これは人間の漁獲圧、高い漁獲圧の継続と比べると規模としてはどの程度評価されているのか、漁獲圧と比べれば影響はかなり小さいという整理なのか、それとも無視できない要因として見られているのか、この辺りをちょっと教えていただければと思います。

○山川分科会長 久保田副部長でよろしいでしょうか。

○水産機構浮魚資源副部長 久保田でございます。

高次捕食者の影響というのは確かに難しいのですが、高次捕食者は、基本的にはその海域にいる多い生き物を食べていると考えられ、年代によって食べているものが変化しているという結果はよく得られています。少なくなったサバをわざわざ狙って食べるとかそういうことは基本的にはない、ということです。魚とか、クジラもそうですけれども、基本的には多いものを好んで食べているというふうに考えています。具体的には確かに難し

いので、そういった研究も横目で見ながらこちらの仕事もしているというところではあります。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 すみません、ちょっと事務的な確認を先にしたいんですけども、資料24ページ、上段のスライドですけども、※1、中国の許可隻数が3隻以内という表現がありますけれども、25ページの方のこれは中国の例えばまき網、公海と書いていますけれども、条約海域以外で操業している船と考えていいんですかね。25ページの下段の方の操業隻数というのがございますけれども、中国のまき網、公海、例えば2025年では103隻、これは条約海域以外を含むということによろしいんですか。

○山川分科会長 富永交渉官。

○漁業交渉官 御指摘ありがとうございます。

すみません、資料が分かりづらくて申し訳ありません。この隻数制限というのはトロールだけです。トロールに関して3隻になっております。他の漁船については、各メンバーは自分たちの漁船数を歴史的な水準から増やさないという決まりもありますので、そこからは増やさないということになっています。

○中島特別委員 分かりました。

それと、プランクトンの問題なんですけれども、基礎生産力が減少しているというのは非常に大きな問題だろうと思っております。12ページでしたか、プランクトンの調査結果が出ていますけれども、特に近年、23年ぐらいにかなり減少している。これは黒潮の大蛇行の影響だと考えていいんですか。それとも、それとはリンクしないんですか。

○山川分科会長 久保田副部長。

○水産機構浮魚資源副部長 近年の2023年が大きく減っているところは、恐らく御指摘のとおりです。高水温化することによってこういったプランクトンが減ると考えられます。ここで示しているプランクトンは、主要な餌はやっぱり冷水性のプランクトンなんですよね。冷水性のプランクトンなので、どうしても海水温が上昇したら減るというのは当然あるんですけども、一方で暖水性のプランクトンが増えるということは当然ありますけれども、そちらはそんなにバイオマスが大きくないので、やはりこちらの冷水性のものが高水温によって減るということが餌環境には大きく影響していると考えています。

○中島特別委員 昨年、大蛇行が終息したということですので、これは分かりにくいんで

しょうけれども、今後増えていく可能性があるかどうかはどのようにお考えですか。

○水産機構浮魚資源副部長 実は大蛇行が解消して、それから、続流の北偏も一旦解消した去年、2025年のサンマなんかですと、そこそこ形のいいものが獲れたりとかいうことがありました。調査していても、プランクトンは意外というんじゃないかという話がそのときはあったんですけれども、マサバ、マイワシにはあまりつながってきませんでした。

確かに黒潮直流の北偏は一旦解消したんですけれども、やや北偏気味ではあるということと、水温は全体としてやっぱり平均的には高い状態が続いているということがあります。また、親潮もあまり南下してこないということもあります。このような状況なので、そんなに劇的に改善していないんじゃないかと考えています。

○中島特別委員 それともう一点、そういうふう to 基礎生産力が落ちれば当然魚の小型化、競合、ここで言うサバ、イワシ、アジも含まれるんですかね。以前からこの分科会でも出ていますけれども、今日三浦委員からも発言がありましたが、レジームシフト、こういったことも考える必要があるのかなと私も個人的には思います。もっと極端なことを言えば、アジを増やすのか、イワシを増やすのか、サバを増やすのか、こういったことを検討することも必要んじゃないかなと。ちょっと極端な言い方ですけれども、漁業生産者の皆さんにしてみたら、この野郎、何を言うんだという話になるかもしれませんけれども、基礎生産力が限られるのであれば、そういったことも考える必要があるんじゃないかと思ます。その辺、ちょっと考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○山川分科会長 久保田副部長。

○水産機構浮魚資源副部長 なかなか重たいお話であるというふうに思っております。同じようなことはこちらの研究者の間でももちろん常々議論にはなります。三すくみだとか昔から言われていて、実際そういった変動もしているので、全ての魚種を全部MSYで持っていくのは、それは無理だろうというようなことはちょっとこういう場で珍しく言ってしまいましたが、そういうようなことは正直ベースでは確かにあります。ですけれども、そういった中で少なくとも非常に一番大きな変動をしているマイワシに関しては、二つのレジームに分けた目標を立てているということはあります。カタクチイワシもそうになっています。サバではそうになっていないですね。サバも本当はそうした方がいいんじゃないかということはもちろん中で議論をしていますが、再生産関係の推移を見ると、サバではそういうふう to 受け取れないですねという結論になって、今のよう to 形になっているということでもあります。

実際問題、かつての70年代のような状態には今の生産力で持っていくのは無理だろうなと思います。そういった中で今の目標はある程度現実的な範囲だとは思っていますけれども、それも平均的な加入があればという話なんです。加入自体が結構悪い状態がこのまま続くと当然増えないし、減っていくということにはなります。将来のことはまだ分からないという中で、平均的に入ってくればこうだという結果を常に出していることになります。そういった中で、（何年か経って）増えなかったじゃないかと言われたら、確かに悪い状態が2年、3年と続けば増えない、確かにそういうことになってしまいます。（そのような悪い加入が続けば）毎年ちょっとずつ少ない漁獲量を推奨していくようなことになってしまうということはある、今はそういう状況になっているかなと思います。

○山川分科会長 遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 スライド番号の20ページですけれども、先ほどから議論になっていた、今のお話でも思ったんですけれども、この図は因果関係を示しているのかなと思いました。環境分野では、システムダイナミックスモデルとか、共分散構造分析モデルなど、因果関係を扱いながら、全体構造や、トレードオフも含めて最適化するようなモデルがあります。漁業資源に特化したモデルはもちろん大事だと思いますけれども、例えばシステムダイナミクスは全部の変数を定量化する必要はなく、可能な部分だけ定量化するというアプローチもありますので、全体モデルも必要かと思いました。

以上です。

○山川分科会長 久保田副部長。

○水産機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。

漁業資源に関して複数のものを一遍に扱うというモデルは、なかなか今のところは難しく取り組んではいないです。海洋環境をある程度取り込んだモデルを検討している人もいますが、それもまだ魚種別ぐらいの段階だと思います。一方、底魚では一つの網で複数の魚種が獲られるということもあって、多魚種一括管理のモデルも検討されていますが、実用化が難しいという中で、浮魚に対しては今のところはまだ難しいのかなと思いますが、御指摘のような問題は常々、我々の中でも議論されるようなことですので、引き続きの検討とさせていただきます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、非常に資源は厳しい状況ではありますけれども、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、もう16時半を過ぎておりますので、ここで休憩を15分間取るということで、16時50分から再開ということでよろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 委員の皆さんおそろいようですので、議事を再開したいと思います。

続きまして、まさば及びごまさば対馬暖流系群について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料4－7をお願いいたします。

その前に、前半のセッションで釜石特別委員から密漁の関係の現状について質問を頂きました。北海道漁業調整事務所から情報提供がありましたので、報告いたします。

まず、カニの密漁が疑われる外国漁船、F O C 船の出現に合わせて例年3月から11月までを中心に漁業取締船をオホーツク海に集中的に派遣しているとのこと。取締船においては、海底にある違法設置漁具をソナーで探索するとともに、押収を適宜実施しています。北海道漁業調整事務所が昨年1年間に押収した違法設置漁具は10件、かにかごにしますと約600個で、年々減少傾向にあるとのことでした。また、カニの密漁を疑われる外国漁船の視認の延べ隻数は令和4年が290隻、令和5年が108隻、令和6年が72隻、令和7年が42隻と年々減少しており、このことは漁業取締船を集中的に配備した結果であると受け止めているところです。ただし、海底に設置された漁具はまだ残っていると認識しておりますので、引き続き精力的に違法設置漁具の探索と取締りを実施してまいります。

報告は以上です。

さば類対馬系群に戻ります。初めに、資源評価結果につきまして水産機構の黒田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 水産研究・教育機構、長崎から来ました黒田と申します。対馬系のマサバについてまずお話しいたします。

1 ページ目です。

分布としては東シナ海、日本海に分布するのを対馬暖流系群と扱っているということです。

図2になります。この資源評価では日本と韓国の漁獲を合わせて資源評価を行っている

ということです。ここ5年ほど両国を合わせた漁獲量は徐々に伸びておりまして、2024年になりますが、26万トン、日本が13.5万トン、韓国12.5万トンということで、太平洋系群をしのぐ量になりつつあるんだなということです。

体長組成なんかから獲っているサイズを見てみると、図3のように0歳、1歳というのがここでは主になっております。それから、対馬暖流系群は非常に成長の早い系群でして、1歳で大体300グラムを超えるような大きさになる系群ではあります。

次のページをお願いします。

資源評価では、資源量指標値ですね、漁業のC P U Eであったり我々の調査、産卵量調査、そういったものの指標も併せて使っているということです。詳細は省きますが、2024年、特にどの指標についても非常に値としてはよかったというように言えるかと思います。様々な年齢の魚がよく見られたということです。

こういった年齢別漁獲尾数、資源量指標値を併せていわゆるコホート解析、V P Aとも言いますが、そういった手法で得られた資源量が図5、次のページになります。

オレンジのラインが資源量、全年齢の量になりますが、このようにここ数年、5年ほどかなり増加傾向にあるということです。量としては91万トンということで、70年代、80年代に匹敵するようなレベルになりつつあるのかなというのが評価結果になります。青で示したのが加入ということになるんですが、こちらも同様に伸びていると。親魚量についても下の方、これもじわじわ増えてきているというふうになっております。

次のページをお願いします。

図7が再生産関係になるんですが、2024年と2年前ですね、2022年については少し平均的なものよりもいい加入があったんだなということもここから分かってほしいと思います。こういった再生産関係を基に目標管理基準値というのを去年更新いたしました。本系群では親の量で33万トンというのが目標になっていまして、2024年の親魚量は実は34万トンということで、このレベルをついに超えたというのが本系群の現状であります。

次のページをお願いします。

こちらはちょっと漁獲圧の時系列を少しまとめてみたものになりますが、理想となる F_{msy} に対する比を示しております。大きな傾向としては2010年以降、長期的には減少しているということになりますし、ここ3年でいうと、 F_{msy} を下回る水準にあるということも同時に分かっていたいただけるかと思います。

次、お願いします。

こういう漁獲圧の変化と親魚量の変化を1枚に直した神戸プロットが図9になりまして、ここ5年でいいますと、漁獲圧が1を下回るといような状況になって、量としても右側にずっと動いてきているといようなことで、2024年はグリーンゾーンにあるといような結果になっております。赤からグリーンに大体3年、4年ぐらいですか、それで達しているといことです。

本系群の漁獲管理規則、右側になりますが、いわゆる β の値は0.95というのが去年定められた数字になっております。

この管理規則の基に将来予測をした結果が次のページになります。7ページになります。

今加入もなかなか調子よくて、かつ漁獲圧も低いといことで、将来予測としては今後更に親魚量は伸びていくんだといような予測になっております。ただ、その後は加入が通常のレベルに戻っていくといような過程になりますので、長期的に言うと、目標管理基準値（SBmsy）を親魚量が少し上回るレベルで落ち着いて、漁獲量についても大体MSYぐらいに落ち着いてくるんだらうといふうに見ているところです。ただし、加入の変動はありますので、ある程度の変動はあるんだといことも同時に指摘しておきたいと思います。

次のページをよろしくお願いします。

こちらは今のグラフを表にまとめたものになります。 β が0.95で続きますと、10年後、2035年に目標を上回る確率は62%といことになっております。そのときの2026年のABCになるんですか。歴年のABCとしては30.4万トンと。マサバの漁期年で7月から6月で管理しますので、その数字については一番下に29.7万トンと正して書いていますが、その数字がABCになるという形になります。このように本系群は加入が順調で漁獲圧が低くて、かつ太平洋のように成長の鈍化も見られないといこともありまして、状態は非常によいんだといふうに見ているところです。ただし、どこまでいいのかと、本当に過去最高ぐらいになるのかとい点については、研究者でもいろんな見方がありまして、これについては今後きっちり漁業等のモニタリングを続けていこうといふうに確認しているというのが資源評価会議での議論でありました。

続きまして、ゴマサバにそのまま移ります。

ゴマサバも対馬暖流系群と去年、系群名を変えたかと思いますが、東シナ海を中心に分布する系群になります。こちらの日韓合わせた漁獲量になりますが、こちらは1992年以降といことで少しデータは限られているんですが、このような形で漁獲量としては比較的

安定していたとずっと言っていたんですが、2018年ぐらいからですか、少し韓国の漁獲が伸び始めたというところもあります。ただ、2024年については韓国も大体1万トンぐらいで、日本が3.3万トン、二つ合わせて4.2万トンの漁獲量でありました。

次のページをお願いします。

こちらにも同様に年齢別の資源量指標値というのをまとめてみたんですが、こちらは0、1歳が特にあまり調子よくなかったというのが2024年になります。一方で2歳、3歳という大型魚については左の図なんかを見ていただけると分かるんですが、たくさんいたというようなCPU Eの結果になっているということです。

次のページをお願いします。

図6が同様に資源評価結果になります。こちらもちっと漁獲の量をそれに引きずられる形にはなるんですが、ここ10年ぐらいですか、ちっと乱高下を繰り返すような形にはなっております。2018年ですか、かなり資源量が多かったと。その後、急減してまた復活してきて、更に2024年、少し減少傾向にあるということです。心配なのは2024年の加入量が非常に少ないという結果なのかなと思っております。

次をよろしくお願いします。

再生産関係で見ても同様のパターンが見られまして、加入については最後の2024年はかなり少ないんだけど、2022年はかなり多いとかちっと安定しないような資源評価結果になっています。こちらにも先ほどマサバで紹介しました目標管理基準値を昨年更新したんですが、目標としては9.2万トン、限界が3.1万トンということで、2024年、親魚量は5.7万トンということだったので、その間にあるというような数字になります。

次をお願いします。

こちらにも漁獲圧の変化をちっと抜き出してみたんですが、基本的には1を超える時代が多かったということです。最近についてもやや増加傾向にあると、5年ぐらいで見ると、そういうふうに見えるかもしれません。2024年としては1.34倍というような数字になっています。

次をお願いします。

これは神戸プロットということで、基本的にはレッドゾーンにあるというような形になっています。ただ、限界を下回る水準ではなくて、限界と目標の間にあるんだというのが最新の見方になっているということです。右側の漁獲管理規則、こちらにも β は0.95ということで管理については昨年決まったという形になっています。

次をお願いします。

将来予測の結果です。こちらは漁獲圧を少し下げてくださいという形でしたかね、ちょっと違うかもしれないですけども、よくあるパターンですけども、一時期、現状の漁獲圧では高いので、少し漁獲圧を下げた上で資源回復を図りながら漁獲も増大させていきたいと思いますというようなアドバイスになっていると思います。

次、お願いします。

A B Cの表がこちらになっていまして、 $\beta = 0.95$ で管理すると10年後には目標を57%の確率で超えて、かつ2026年のA B Cの値としては暦年3.4万トン、漁期年に直すと下に書いてあります3.8万トンという数字になっております。いずれにしましても、マサバ、ゴマサバともこの数字は日韓合わせた値なんだということも言っておきたいと思っております。

私からは以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

令和8管理年度のT A Cの設定及び配分案の説明に入ります。11ページをお願いします。

T A C設定の考え方です。採捕の実態を勘案し、T A C管理においては、「まさば及びごまさば」として一体的に管理をします。まさば対馬暖流系群、ごまさば対馬暖流系群それぞれについて、この管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオから得られる漁獲圧力を乗じた上で、あと、いずれも資源評価対象水域が外国水域まで広がっておりますので、外国による漁獲を考慮するための値を乗じて得られる値をA B Cとします。

次に、このT A C資源は、資源管理基本方針に定めた条件を満たした場合に管理年度間でT A Cを調整することができる運用が導入されています。この運用の下、令和7管理年度のT A Cに4万5,000トンを追加していることから、管理年度当初のT A Cは両系群のA B Cの合計値にこの追加数量を減じた分を超えない量とします。

結果としまして、令和8管理年度の当初T A Cの案は19万9,000トンとなります。

続けて、配分の案です。国の留保を除いた分について、過去3か年の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分と都道府県別に配分することとしまして、その量は14ページの別紙に掲げた数字となります。

15ページに移ります。

この資源に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の運用に関する諮問です。令和7管理年度、1の(1)の「75%ルール」と呼ばれる資源管

理方針に定めた方法に則り行う国の留保からの配分に伴う数量の変更、1の(2)の配分を受ける者の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更、及び1の(3)の都道府県間又は大臣管理区分と都道府県の間で行う融通に伴う数量の変更につきましては、いずれも事前に行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。

今般、令和8管理年度の開始に当たりまして、これらに伴う数量の変更につきましては引き続き、また、2の(4)、管理年度のTACの調整に関しまして、令和5管理年度で用いられたルールを令和7管理年度以降再び用いることについて、2月の第134回資源管理分科会にて諮問し了承を頂きましたところ、このルールに則して翌管理年度からTACから追加したものの、結局使わなかった分の戻入れに伴う数量の変更につきましては新たに、事後報告で令和8年度は対応させていただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 1点確認ですが、前の年、令和7年度に令和8年度のTACを借りてきました。使わなかったので、令和8年度に戻しますというときは国の留保にまず入れてしまい、その後、ほかの国の留保に入っているものと同じような扱いで運用していくという理解でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

その理解で大丈夫です。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。

一体管理について先ほどの太平洋系群と重複するんですけれども、マサバとゴマサバを一体でTACで管理するということにやっぱりリスクはあると思うので、今回こちらの対馬暖流系群の場合だと、今ゴマサバがちょっと資源的にはよくない状態ということで、先ほどとコメントは同じになりますが、この一体管理のリスクをいかに低減していくかというところについて対応をお願いしたいと思います。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、マダラに入りますけれども、審議時間が大分押しておりますので、マダラの4資源とブリにつきましては、まとめて事務局から説明していただいた後、まとめて質問等を受けるといふことにさせていただきます。

では、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まずは、まだら本州太平洋北部系群の説明に入ります。資料4－8をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の成松副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 水産研究・教育機構の成松です。手短に御説明いたします。

マダラは国内では北日本に広く分布しておりまして、このうち東北地方太平洋側に分布する群れを本州太平洋北部系群と呼んでおります。

図2に漁獲量の推移を示しております。比較的変動が大きいというのが特徴となっております。近年では2004年から2014年にかけて比較的漁獲量は多かったんですけども、2016年以降は大きく落ち込みまして、近年では5,000トンから7,000トンぐらいの漁獲量で推移しております。

図3の棒グラフです。ここに年齢別の漁獲尾数を示しております。近年、全体的に漁獲尾数が少なくなっているといったような傾向が見られております。

次、お願いします。

続きまして、このページの右の図の棒グラフに年齢別の資源量を示しております。資源量は2004年から2014年漁期にかけて多かったんですけども、2016年以降は減少しまして、近年では2万トン前後で推移しているといったような状況となっております。

次、お願いします。

続きまして、図6、再生産関係を示しております。この資源の再生産関係、リッカー型の再生産関係というものに当てはめられておりまして、これを用いて将来予測を行っております。

図7ですけれども、平均資源量と平均漁獲量との関係を示しておりまして、緑の矢印の上のところがMSYを示しておりまして、このMSYを達成する平均親魚量を目標管理基準値というふうにしております。また、MSYの60%の漁獲量を達成するときの親魚量を限界管理基準値としております。

次、お願いします。

図8、神戸プロットを示しております。近年では左下のイエローゾーンにありまして、漁獲圧は目標を下回っている一方で、親魚量は目標よりも少ないというような状況となっております。また、右の上の図です。漁獲管理規則を示しておりまして、横軸に親魚量、縦軸に漁獲圧を取っております。親魚量が限界管理基準値以上にあるときには漁獲圧を一定とするわけですが、その上限は F_{msy} とするのではなくて、不確実性などを考慮しまして、調整係数 β を乗じたもの、ここでは0.75というような値を用いております。

次、お願いします。

続きまして、将来予測結果になります。左で示しているのが親魚量の将来予測結果になります。この図の中で赤で示したのが $0.75F_{msy}$ という漁獲圧、青で示しているのが現在の漁獲圧で、漁獲したときの予測ですが、たまたま両方が似たような漁獲圧となっているために線がほとんど重なっているということになります。どちらの漁獲圧で漁獲しましても、親魚量は2030年漁期にかけて減少しまして、その後、緩やかに回復する期間が続いて、大体2037年頃から大きく回復するといったような予測となっております。

また、右の図、こちらは漁獲量の将来予測を示しておりまして、こちらもしずれの漁獲圧におきましても2029年漁期にかけて減少しまして、その後、緩やかに回復して、2036年漁期から大きく増加するといったような予測となっております。

次、お願いします。

続いて、こちらもし将来予測の結果になります。上の表は親魚量を示しておりまして、漁獲圧に乗じる調整係数 β を0.75としますと、基準の年となる2034年漁期に目標管理基準値を上回る確率は50%を下回って41%ということになっています。下の表ですが、調整係数0.75としますと、2026年4月から3月の平均漁獲量は1万3,100トンということになります、これが2026年漁期のABCということになります。

本系群については以上となります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。資料7ペ

ージをお願いいたします。

TACの設定の考え方です。資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じ得られる値をABCとし、TACは当該値を超えない値とします。

結果としまして、令和8管理年度のTACの案は1万3,100トンとなります。

次のページ。配分の案です。

この資源はステップ2ですので、9ページの別紙1のとおり都道府県別の漁獲可能量及び大臣漁獲可能量は、「試行水準」として設定をします。また、都道府県及び大事管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年の漁獲実績の比率等を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示することとしまして、その数量は10ページの別紙2のとおりとなります。

まだら本州太平洋北部系群の説明は以上となります。

続けて、まだら本州日本海北部系群の説明に入ります。資料4－9をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の木所副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 それでは、木所の方から説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。

まず、令和7年度資源評価結果の概要ですけれども、まず一つ目としまして、以前からこの資源は加入量の減少というのが懸念され、要は漁獲対象になる前の0歳、1歳魚、これが全然いないということが漁業者の方からもあって、その辺が懸念されていたわけですが、令和6年度の資源評価ではその辺がだんだん顕在化して、今紹介します令和7年度の資源評価ではその減少が明らかになってきたということがあります。

その要因としまして、近年の加入状況、2017年に生まれたものはある程度加入が多かったんですけれども、その後は生まれても育たない、そういった状況が見られていて、2025年の調査結果でも加入量が少ないので、今後もこの傾向が続くだろうというふうな予想となっております。そういったことから、将来予測における加入の仮定、これは本年度の変更箇所なんですけれども、将来予測で今後2025年から2027年までは低い加入というものを想定する、この辺を大きく変更しております。そのため、漁獲シナリオにおける10年後の目標達成確率、研究機関会議で β イコール0.95と決めたときは50%あったんですけれども、今の資源評価では5%ぐらい減ってしまっていることになります。ただ、現状の漁獲圧では目標達成率は93%、そのように判断していることになります。

次をお願いします。

まず、この系群の漁獲量の推移ですけれども、ほかのマダラも同様だと思うんですけれども、10年ぐらいの周期で増えたり減ったりしている。そういった資源特性があるということは御理解いただければと思います。ただ、近年、20年ぐらいずっと安定して得られたんですけれども、このように減ってしまっている状況になっています。

次をお願いします。

近年の年齢別漁獲尾数というのを見ると、加入がないために2017年は5歳、6歳、7歳、それから、高齢のものが中心に漁獲されて、高齢のものが漁獲されているんですけれども、若いものがないので、そのため寿命も尽きてしまって資源が減っている、そういった状況になっていると判断しています。

次をお願いします。

その辺は資源量と親魚量の推移としても見られていて、このように減っているということになります。

次をお願いします。

実際どういうふうに新規加入量を把握しているかということですが、この辺は調査結果を基に見ても2017年以降、0歳、1歳、この系群では3歳以上が漁獲対象となりますので、それ以前のものが全然いない。そういったことがやはり加入量の減少ということにつながっているということが調査結果からも明らかになっています。

次をお願いします。

再生産関係、なかなかばらつきがありますけれども、このようなホッケー・スティック型、途中から直線的に親魚量が多ければ多いほど加入量もあり、ある程度一定の量に達したらその後の加入は一定だと、そういったモデルに当てはめていますけれども、近年、2023、2022、2021年と低いところにあると思いますけれども、こういった加入量が少ないということが明らかになって、今後もこういった低加入量が続くだろうと本年度から資源量予測の方は変えています。こういったことから目標管理基準値は5,200トンと設定しています。この辺は変わっていないですけれども、ただ、親魚量の方もそれを下回るような状況になっているということになります。

次をお願いします。

実際その辺を神戸プロットで見ると、漁獲圧自体は低いんですけれども、そういった近年の加入量低下によって、漁獲圧は低いんですけれども、いかんせん加入量が少ないとい

うことで、このように親魚量が下がってしまっている、そういった状況になっております。

こういった資源に関して、これは一昨年のステークホルダー会合を経て、この場で決定したと思うんですけども、漁獲管理規則、 $\beta = 0.95$ 、 MSY を達成する漁獲圧の0.95で管理しましょうと。限界管理基準値を下回ったら、それよりも下げましょう、そういった漁獲シナリオが定められているといいます。

次をお願いします。

それを基に将来予測をしたものがこのようになっていて、赤が漁獲シナリオに基づく将来予測、青が現在の漁獲圧に基づく将来予測となっており、左が親魚量、右が漁獲量となっております。ともに回復するだろうということですが、10年後ですと、かなり現状の漁獲圧と漁獲シナリオでは異なっているということになります。

次をお願いします。

その辺の予測結果につきまして、数値で表したのがこのような図となっております。現在の漁獲圧は低く漁獲量も低い状況ですが、資源減少ということですので、 $\beta = 0.95$ 、漁獲シナリオで漁獲した場合に2026年は1,500トン、これがABCと計算しています。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。9ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方です。資源評価で示される当該管理年度の資源量の予測値、漁獲シナリオによって得られる漁獲圧を乗じて得られる値をABCとし、TACはこの値を超えない量とします。

結果としまして、令和8管理年度のTACの案は1,500トンになります。

次のページ。配分の案です。

こちらステップ2ですので、11ページの別紙1のとおり都道府県別漁獲可能量、大臣漁獲可能量は「試行水準」として設定します。また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年の漁獲実績の比率を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示することとしまして、その値は12ページの別紙2のとおりとなります。

この資源についての説明は以上となります。

続きまして、まだら北海道太平洋に移ります。資料4－10をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長　まだら北海道太平洋を説明いたします。

次をお願いします。

こちらに資源評価の概要を示しております。読ませていただきます。

まず、漁獲量ですけれども、2024年漁期の漁獲量は2万4,100トンと高い水準を示しておりました。このマダラでは、漁獲量と努力量から計算される標準化C P U Eという解析結果に基づいて判断するんですけれども、その標準化C P U Eは増加傾向が続いておりまして、近年は高い水準で推移しております。

そして、そういった情報を使いまして余剰生産モデルという方法、年齢情報とかはないんですけれども、C P U Eと漁獲量によって資源量の相対値を計算する方法で指標値を推定しております。その指標値、相対値ですけれども、2000年代半ば以降は増加傾向でありました。また、漁獲の強さについても推計することができまして、これも相対値ですけれども、低く推移をしております。そして、このまだら北海道太平洋ではそういった資源量指標値を使いまして、2系ルールという方法でA B Cを算定しております。2系ルールでは、資源量指標値と漁獲量を用いるとA B Cを算定できるという方法です。

そして、算定したA B Cなんですけれども、まず、そのベースとなる直近5管理年度の平均の漁獲量は2万4,200トンということでした。資源状態がよいので、その2系ルールでは漁獲量に係数を乗ずるんですけれども、それは1を超えていて1.087という係数となっております。2万4,200トンに係数の1.087を掛けると、2026管理年度のA B Cは2万6,400トンとなりますというのが概要でありまして、関連する図を少しだけ説明いたします。

その次です。

漁獲量の推移としてはこのようになっておりまして、最近は増加傾向にある。そして、赤と黄色が沿岸漁業と沖底のそれぞれの漁獲となっております。

そして、大分飛ばしまして、8ページです。

これは資源管理の目標となっておりますけれども、図に示しているのは余剰生産モデルという方法で推定した資源量指標値の推移です。このように長期的に上昇、増加傾向にありまして、最近は過去の中では最高レベルにあるということとなっております。2系の方法では、この資源量指標値に対して目標を定めるんですけれども、基本的なやり方では緑

の線、この過去の推移の中の80%、すなわち上位20%を目標とするということとしております。それで、今は最高水準にありますので、その80%という目標は十分に上回っているという結果でありました。

次をお願いします。

資源状態が80%という目標を上回っていると話ししましたが、そうしたときにどれくらい獲れるのかというところで、漁獲量を増減させる係数というのを漁獲管理規則として推定します。それに基づくと、80%の目標を達していればちょうど係数は1となりますので、その80%を上回っているので、係数は1を超えまして、右上の赤い数字の1.087という数字を直近5管理年度の漁獲量に乗ずることになります。

次をお願いします。

その結果がこちらになりまして、これはこれまでの漁獲量の推移を示しております。そして、右側の横方向に最近5年分ぐらい線を引いているんですけども、これが最近の5管理年度の平均の漁獲量ということになります。その5管理年度の平均の漁獲量が2万4,243トンでしたので、それに先ほどの漁獲管理規則から出てきます漁獲量に掛ける係数1.087を乗ずると、令和8管理年度のABCは2万6,400トンという結果となりました。

以上で評価の説明を終わります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。13ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方です。この資源は先ほど上田副部長の御説明にあったとおり、現状で資源量の絶対値については資源評価の利用に至っておらず、将来予測もできないことから、直近5年間の漁獲実績の平均値に漁獲シナリオから導かれる漁獲量を調整する係数を乗じて得られる値をABCとし、TACはこの値を超えない量とします。

結果としまして、令和8管理年度のTACの案は2万6,400トンとなります。

次ページ。配分の案です。

こちらステップ2ですので、15ページの別紙1のとおり都道府県別漁獲可能量、大臣漁獲可能量は「試行水準」として設定します。また、「試行目安数量」をTACの全量に過去3か年の漁獲実績の比率に応じて算出して提示することとしまして、その量は16ページの別紙2のとおりとなります。

この資源の説明は以上となります。続いては、まだら北海道日本海です。資料4-11を

お願いします。

初めに、資源評価結果につきまして上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 では、まず資源評価結果の概要からお話いたします。

次のスライドなんですけれども、まだら北海道日本海の方なんですけれども、2024年漁期の漁獲量は1万3,300トンでありまして、こちらも高い水準でありました。そして、漁獲量と努力量から標準化C P U Eを推定するんですけれども、そちらも2017年漁期以降、急に増えておりました。すみません、2024年漁期ですね、失礼しました。直近の2024年漁期なんですけれども、前年よりは少し下がったんですけれども、それでも高い水準となっております。

そして、その標準化C P U Eと漁獲量を用いまして、余剰生産モデルという方法で資源量の相対値を推定しております。その資源量の相対値なんですけれども、2015年漁期頃までは少なかったんですけれども、その後は増加傾向にありました。また、漁獲の強さ、これも相対値で推定しているんですけれども、反対に2015年漁期頃までは高かったんですけれども、その後、資源量が増えたのに対して漁獲の強さとしては低下傾向で続いておりました。そして、その資源量の相対値と漁獲量を用いまして2系ルールという方法によりましてA B Cを算定しております。

この北海道日本海の方は、直近5管理年度の平均の漁獲量は1万2,200トンでありました。また、こちらも資源状態はよいことから、その2系ルールによりまして漁獲量に掛ける係数の方は1を超えて1.103といった係数が出されておりますので、1万2,200トンに1.103を掛けると、令和8管理年度のA B Cは1万3,500トンという結果というふうになりました。

関連する図を少しだけ説明いたします。

その次の次に漁獲量の推移を示してあります。赤が沿岸漁業で、黄色が沖底であります。最近、2016、2017年漁期以降ぐらいに急にこの漁獲量が増えているというのが北海道日本海の特徴であります。

では、次は資源管理の目標と書いてある図なんですけれども、これです。

これもこのグラフで示しているのは、余剰生産モデルから推定した資源量指標値です。相対値なんですけれども、それを示しております。漁獲量の急激な上昇と同じ時期に資源量指標値としても急激な増加が見られておりました。近年は過去の最高レベルにある、近年は最高値なんですけれども、そういった資源状態でありました。

そして、目標なんですけれども、北海道日本海の方は通常80%なんですけれども、こちらは91%というようにしてあります。それなんですけれども、上昇があまりに急激ということもありまして、これが今後仮に下がったときに、通常80%の目標なんです、その目標のままだと、下がったときに資源へのダメージが大きくなるようなリスクがありますので、余裕を持って現状91%という高めの目標としております。それであっても十分に上回っているという結果でありました。

次をお願いします。

こちらが2系の漁獲管理規則になるんですけれども、こちらも目標は高めの91%としておりますが、それを上回っていると。91%だと漁獲量を増減させる係数は1.0なんですけれども、91%という目標を上回っておりますので、係数は1を超えて右上の赤い数字、1.103といった漁獲量に乗ずる係数となっております。

次をお願いします。

こういった情報からABCを算定できるんですけれども、こちらに示しているのは過去の漁獲量の推移を示しております。最近、急激に上昇して高いレベルを保っているんですけれども、右側の5年分ぐらいに横に線を引いておりますが、これが直近の5管理年度の平均の漁獲量、数字だと1万2,202トンというのが直近5年の平均の漁獲量ですので、それに漁獲量に乗ずる係数は1.103でしたので、それを掛けますと右上の数字、2026管理年度のABCは1万3,500トンという結果となっております。

以上で評価の説明を終わります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案の説明に入ります。13ページをお願いいたします。

TAC設定の考え方です。この資源も現状で資源量の絶対値については資源評価の利用に至っておらず、将来予測もできないため、直近5年間の漁獲実績の平均値に漁獲シナリオから導かれる漁獲量の調整係数を乗じて得られる値をABCとし、TACは当該値を超えない量とします。

結果としまして、令和8管理年度のTACの案は1万3,500トンとなります。

次ページ。配分の案です。

こちらステップ2ですので、15ページの別紙1のとおり都道府県別漁獲可能量、大臣漁獲可能量は「試行水準」として設定をします。また、TACの全量に過去3か年の漁獲

実績の比率を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示することといたしまして、その量は16ページの別紙2のとおりとなります。

この資源についての説明は以上となりまして、ぶりの説明に入ります。資料4－12をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

この資源につきましては、令和8年4月1日からステップ2へ移行することについて水産政策審議会に諮問し、了承頂いたところです。

この資源の管理年度の特徴としましては、①4月1日から翌年3月末日までと、②7月1日から翌年6月末日までの2パターンの組合せとなっています。今般、②で管理を行う大臣管理区分及び道府県において令和8年7月1日からステップ2に移行するに当たって、資源管理基本方針の別紙2－51について所要の変更を行います。

この資源管理基本方針の一部変更に関するパブリック・コメント手続きにつきましては、管理年度が4月から翌年3月末日までの都道府県がステップ2に移行する際に完了しております。軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

事務局からのマダラ4資源及びブリに関する説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

まず、まだら本州太平洋北部系群、それから、まだら本州日本海北部系群、同じような質問でございます。本州太平洋北部系群、現在 β が0.75で将来上回る確率が41%、これはちょっとぎりぎりかなと思うんですが、日本海の方は0.95のベータで将来予測が5%ということですが、この状況でそのままABCを採用した理由を教えてください。

もう一つ、ブリに関して続けてよろしいでしょうか。

それでは、ブリなんですが、このAグループとBグループに分けるときに水産庁から指示があったのではなくて、むしろ都道府県からどちらがいいですかということで結果としてAグループが16.6にとどまってしまったということで、まだ試行期間でもあるので、ク

ロマグも大変な苦勞があったので、できればBグループにそろえるような方向にした方が何かと今後管理がしやすいということが考えられますので、別に押し付けろとは全く思いませんけれども、どうですかという感じで誘導があればいいのではないかと考えています。

また、都道府県もそういうふうと考えているところがまあ出てきているんじゃないかなと思いますので、御検討の方をよろしく願いいたします。

また、ブリに関しては、前回も発言させていただきましたように養殖魚と天然魚の両方がかなり比率は具体的に言えませんが、相当量、両方が流通している魚種ですので、これまでほとんど天然魚だけを管理してきたものとはちょっと事情が変わってくると思うんですね。特に価格の面とか経済的な問題とか地域経済とか、あとは定置網で獲っている人もかなり多いと思いますので、非常に管理が難しくなることが予測されますので、最初の話に戻りますけれども、割と解消しやすいAグループ、Bグループ問題は解消しておいた方がいいのではないかと私は考えて発言させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 では、まずマダラの2系群につきまして成松副部長と木所副部長ですか。

○水産機構底魚資源副部長 御質問ありがとうございます。

この β 0.75です。 β を決めたとき、3年前なんですけれども、そのときにはこの β 0.75で10年後に50%以上で目標管理基準値を上回るというような β でした。その後、資源量、それから、加入量の変動しまして、現在41%という形になっているんですけれども、大体5年を目安にもう一度見直すということを行いますので、5年間は当面同じ β 0.75というのを使ってやっていくと。現状では41%というふうな形になっていますけれども、また5年後に見直して β の値をどうしていくか、資源状態に合わせてやっていくというような形になっております。

○水産機構底魚資源副部長 本州日本海北部系群ですけれども、こちらの方も今、成松の方から回答があったとおり既に決めたものをそのまま利用しているということになります。ただ、この辺は前回のステークホルダー会議のときも研究者の提案は β イコール0.8だったのが行政の方の提案、 $\beta = 0.95$ 、これはTACの柔軟な管理、そのために枠がある程度融通を利かせるためと私は理解していますし、その辺は多分行政の方からコメントがあるかもしれませんけれども、そういった形で出しています。やはりこの辺は次の見直しの際にまた何かの議論がされるかもしれません。そのように認識しております。

○山川分科会長 では、続きまして、赤塚室長、お願いします。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

ブリの管理期間が二つあることにつきまして、貴重な御意見を頂きました。管理期間を分けることにつきましては、ステークホルダー会合に先立ちました資源管理手法検討会で当時の委員からいただいたものを基に私どもが提案し、議論し、決めたところです。そういう意味では「水産庁が決めた」という指摘は間違えではありません。

決めた当時の考えというものは、もちろんありました。その結果、今があるということとして、特にグループの分け方につきましては、当初の想定と現状との違いに対して、特にAグループの都府県は想うところがあると理解しています。都道府県の方との意見交換のときに、Aグループの不安に寄り添うとすれば、やはりこれは一つの管理期間ではないかということを常々発信しているところですが、今日この場でまた東村委員からご意見が出たことは後押しになると思います。引き続き不安に寄り添って、県の方では一度決めたものを直すということに対するそれぞれのいろいろな思いというのはあると思いますけれども、こういった状況が変化する中で何が一番大事かということ、実際に操業されている方が困らないようにするというのが行政官として一番大事なことでございますので、そういったことを念頭に都道府県の方と議論を続けていきたいと思っています。ありがとうございます。

○東村委員　すみません、一言だけ。

先ほど私がマダラの β が高過ぎるんじゃないかと質問した件ですけれども、実際の消化率だけ、大体でいいです。オーバーしているのか、まあまあなのか、全然なのかぐらいの辺りで、ちゃんと資料を読み込めば分かる話なんですけれども、申し訳ございません。よろしくをお願いします。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

まだら本州太平洋北部系群につきましては、資料4－8の7ページをお願いします。参考2にTAC及び漁獲実績の推移の表を掲げています。まだら本州日本海北部系群につきましては資料4－9の9ページをお願いします。同じようにTACと漁獲実績の推移の表を掲載しています。

いずれもTACを漁獲実績が下回っている状況です。

○東村委員　なるほど。これがまず現実としてあってという判断ですね。ありがとうございます。

○山川分科会長　川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。

すみません、質問させていただきたいんですけれども、このマダラの4系群というか、あと、その地域になるかと思うんですが、試行目安数量の試算につきまして、おおむね3か年で計算されているかと思うんですが、本州の日本海北部系群が5か年というのは何か理由があるのでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

この資源の試行的な配分につきましては、関係者で議論して、過去5か年の実績を用いた方がよろしいということで採用しています。今後、ステップ3の開始に先立ち開催するステークホルダーにおいて試行結果を踏まえて配分基準の案をお示しし、議論させていただきます。

○川原特別委員 その件を存じ上げなかったもので、ありがとうございました。

○山川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 まだらの4系群全てでちょっと意見というか、ものを言っていきたいと思うんですけれども、今の北海道の方の太平洋、日本海に関しましては、あくまでも資源評価がなかなかできないということで2系を採用した形の中でやっているという形でございますけれども、ステップ3にそのうち議論を重ねてなるんだというふうに思っておりますけれども、その中でやはりTACの管理の仕方というものがかなり議論で出てくると思うんです。というのは、あくまでもやはり漁獲量での計算でやっているわけですから、消化率の問題ですよ。その仕方なんですけれども、やはりそれなりに各地域は広いですから、そのところで管理をするためにはある程度TACを分けて、分散した形の中でその地域で管理をしていくというような形になると思います。

その中で、海況の問題もあるし、いろんな問題があると、多分消化率が相当落ちるような気がします。その消化率が落ちた段階においての何かの考えを持っていないと、それが逆に今度資源評価量になっていくわけですよ。あくまでも獲れなかったのは台風が多かったとかいろいろなこともあるでしょうけれども、やはりそういう環境に応じてもあくまでも計算値でいくと消化率が下がったおかげで魚はいるのに下がったと。そして、獲れないところにもTACが渡っていると。それを消化できないのに分かっている、そのなかなか融通し合いというのが一度分けてしまうとなかなかできないんですね、同業者にしても。獲っているから、いや、どうぞ使ってくださいとなかなかないとは思いますが。そういうところも議論をもう一度重ねていただいてステップ3にってもらわない

とやはり漁業者も納得しないし、今サケだとかそういうものもかなり減っておりまして、なかなか獲れない状況で、加工屋さんもやはり安定で獲れているタラに向かって、それなりに業者も増えてきているんですね。そういうこともありますので、経済的な面を見まして、そういうところもいろいろと2系でやるのが、これしかできないという説明を受けているので、例えばこのやり方をもっと皆さんで議論した形の中でマイナスにならないような方法で考えていっていただきたいというお願いでございます。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

タラの主には太平洋の北部の話になるのかなと思うんですけれども、限らずかな。やっぱり資源管理を考える上でこれまでもこの審議会でも何回も議論があったと思うんですけれども、総量のみならずサイズは考慮すべきだなというのは強く今思っています、というのも、最近僕のホームである三陸だと毎日食用に向かないようないわゆるピンタラがものすごい揚がっているんですね。これというのは今世界的に養殖の飼料が高騰しているというのもあるので、結構値段がつくようになったというのがあるんですね。本当に多い日だと1日100トン以上ピンタラが揚がるみたいな日もあって、今そういう状況なんですよ。

先ほど伊藤委員のお話にありましたけれども、やっぱり我々三陸にとってもタラは結構重要な加工原料なんですけれども、加工屋さんたちがこんなものばかり獲っていたら本当に加工原料がなくなるという物すごい不安感を抱えているんですね。ただ、今現状で言うと、それは違法ではないということで、買い人さんの人たちもどうしたらいいんだろうかなということですからすごく悩んでいる。目の前の加工原料がないということに加え、将来不安でしょうがないと。やっぱり将来を見越せない、例えばすごく今いろんなところに売るにしても衛生管理要件というのがどんどん高くなってきて、小売りに売ろうが飲食に売ろうが、ましてや海外に出そうなんていったらすごく衛生要件が高まる中で設備投資もできないというのはあるので、やっぱりその辺、サイズというのもちゃんと考えていかなきゃいけないなというところを一つ思う。

あと、ちょっとここで言う話ではないかもしれないんですけれども、ちょっと議論がずれるかもしれないんですけれども、最近政府として結構陸上養殖に力を入れるという話があると思うんですね。陸上養殖自体、僕は全然反対じゃなくて、夢の技術だなと思って面白

いなと見ているんですけれども、順番的には陸上養殖が増えたとしても、やっぱり根本的な養殖の課題というのは餌が不足しているというのがすごく課題であって、そこを解決していない状況で陸上養殖をやることというのは順番が逆かなというふうにすごく思うんですよ。その上では、いろんな代替の餌の開発とか結構している企業さんがあるので、まずそういうところに予算をつけるだとかすべきかなと。やっぱり天然資源を傷めつけないで、いかに養殖を伸ばすというのは日本の産業全体にとってもすごく重要だと思うので、このまま行くと天然も養殖も共倒れになってしまうみたいなのをすごく危惧するので、やっぱりその辺を考慮してこれから資源管理の方も考えていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○山川分科会長 非常に重要な御意見かと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長 その辺の話は宮城県の水試の方からも伺っていきまして、おおむね2025年生まれのスケトウダラが宮城沖でかなり獲れているという話を伺っています。

それで、確かにすごく小さいただけけれども、値段が結構ついているという話を伺っていきまして、一応今度漁業者の方に説明するときに例えば少し漁獲を控えた場合に今後資源がどうなるかというようなシミュレーションも示してほしいというような話を伺っていますので、そういう話を漁業者の方にもお話しして、守ると今後どうなりますよみたいな話はしていこうと思っています。

○津田特別委員 よろしくをお願いします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしたら、マダラ4資源とブリにつきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第509号について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料5をお願いいたします。

諮問文は資料5-1のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

内容はさんまに関する令和8管理年度における漁獲可能量及びその配分数量の変更です。

初めに、NPFC第10回年次会合の結果につきまして、富永交渉官から説明いたします。

○漁業交渉官 私からNPFCの結果について御報告いたします。

NPFCとは何ぞやというのは先ほど申し上げましたので、省略して次にいきます。

サンマの資源状態ですけれども、昨年12月に資源評価が行われまして、資源量は依然として低水準にあるということなんですけれども、2020年から2025年、最近若干増加している可能性があるということが示されています。その理由は2020年以降、NPFCの漁獲の削減を行っているのに加えて、環境変動による可能性があるのではないかとということが指摘されています。

科学委員からは、資源評価結果からMSYを達成するTACとして算出される量を計算すれば、漁獲量は9万1,180トン。ただし、NPFCは2024年に暫定漁獲管理規則というものを定めておりまして、資源量に応じて自動的に漁獲枠が算定される規則を採択しています。それに基づきますと、急激な漁獲の変化を和らげるために資源状態にかかわらず下げる場合でも10%まで、逆に増やす場合でも10%までなんですけれども、プラスマイナス10%の範囲内でTACを変えるというルールが決まっております、それを適用して昨年10%削減して18万2,250トンという数字が出ていました。

通常であれば、これは科学委員会からの勧告という形でこの数字ということになるんですけれども、昨年は資源評価結果自体に中国は不確実性が大きいということで、科学委員会として資源評価結果に合意できませんでした。このため、科学委員会は中国のデータのない形で資源評価結果をしめたのですが、いずれにせよ資源は悪いので、ルールに従えば10%削減ですということが示されました。

以上の結果を踏まえて、議論が行われました。日本からは確かに資源評価結果に合意をされていないけれども、資源が悪いということ自体には変わらないだろうということに加えて、暫定漁獲管理規則というものを決めたんだから、そのルールに従ってやるべきだということで10%削減というものを提案しました。しかしながら、いろいろ議論していく中で結論としては、来年は5%削減ということで合意いたしました。ただし、来年も今回のように資源評価結果に合意できなかったらどうなるか、またこういうことをやるのはおかしいんじゃないのかという話もあったので、今回は特別に5%にするけれども、来年はルールに基づいて枠を決めるべきということも併せて合意しています。それがこの②の部分、下を書いてあるところなんですけれども、ちょっと書きぶりが回りくどい言い方なんです、一言で言えば、資源が悪ければ10%削るということです。ただし、資源が仮に回復すれば当然この限りではないので、逆に増やす可能性もゼロではないですけれども、ちゃん

とルールに基づいて合意した暫定漁獲管理規則に基づいて決めましょうということをセットで合意し、それを条件に5%で合意したということになっております。

このTACを守るために③の部分ですけれども、これも今まであったものですが、2018年を基準にしてメンバーは57.8%削減しなさいというふうになっています。これで各メンバーの上限が決まるんですけれども、実際にこれを計算して足し合わせますと、TACを超えます。なので、実際にはオリンピック方式で、セミオリンピック方式と言うべきかもしれませんけれども、早い者勝ちで漁獲を行っていったら、当然自分たちの上限もあるんですけれども、全体の枠に達する前に操業を止めるというルールが入っています。

この方法で2年前までやっていたんですが、昨年⑥にありますとおり、本当に下げなければいけないレベル、今回の場合であれば2018年比で67.22%まで下げる必要があるんですけれども、ここまで自ら下げますと宣言するメンバーについては、先ほど申し上げたオリンピック方式に参加せずに自分の枠を全部消化できるというルールを昨年から導入いたしました。今回も同じルールを適用することにしておりまして、日本はこちらを選ぶことにしてまして、67.22%削ります、その代わりその枠は全部使いますということになっております。

簡単ですが、私からは以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

続きまして、令和8管理年度のTAC及び配分の変更案の説明に入ります。9ページをお願いいたします。

全体像です。令和8管理年度のさんまのTACにつきましては、昨年11月の水産政策審議会で9万5,623トンとすることで御了解を頂いたところです。その際、令和8年4月に開催されるNPFC年次会合で新たな管理措置が決まった場合には、必要に応じてTACの変更を検討することとしていました。

先ほど富永交渉官から説明がありましたとおり、NPFC年次会合で新たな保存管理措置が採択されましたところ、それに則してTACと配分の変更を行います。

下の表を見ていただけますでしょうか。

左側がNPFC年次会合で採択された保存管理措置のうち、今回の諮問内容に関わる事項を記載したものです。まず、②のとおり、日ロ両国の200海里水域内の漁獲量は7万6,950トン以内に抑えることで①のNPFC条約水域での漁獲可能量に協力することとなりました。これを受けた日本のEEZの数量は7万6,194トンとなります。

次に、③のとおり、公海での漁獲量についてメンバーは総漁獲量が公海TACの90%に達した時点で操業を停止するという条件つきで2018年の漁獲実績から57.8%削減するか、2018年の漁獲実績から67.22%削減して、その代わり漁獲上限全てを利用可能とするのかのどちらかを選択することとなりました。日本は後者を選択しまして、結果として公海の数量は1万5,360トンとなります。

結果としまして、合計値の9万1,554トンが令和8管理年度の変更後のTACの案となります。

次のページ、配分の案です。

配分の考え方は変わっておりません。TACの数量が変わったことによって、配分数量については12ページの別紙のとおりとなります。

事務局からの説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特になければ、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異論ないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第510号について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料6をお願いいたします。

諮問文は資料6-1のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

内容は、まだら北海道日本海に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更です。

5ページをお願いいたします。あと、9ページの下のスライドをスクリーンに映していただけますでしょうか。ありがとうございます。

5ページの説明に入ります。

変更の理由です。この資源につきましては、資源評価の精度、具体的にはこれによって将来予測ができないこと等、あとはスクリーンに示しました図のとおり分布の状況から起り得る他海域からの資源の移入を考慮して、資源管理方針の規定により「漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、

当該管理年度の漁獲可能量に残りの漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量」を上限として追加する」こととしています。

今般、令和7管理年度の漁獲状況について、従来は減少に転ずる3月において漁獲量が近年の最大実績を記録しており、その多くが分布水域の北限付近で漁獲されていました。このことから、他海域からの資源の移入が発生したとみなされる状況にあるとして、TACの変更をすることとします。

具体的には、1万4,000トンから1万4,800トン、800トンを上乗せします。1万4,800トンの計算方法は参考1として記載したところです。残りの月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量です。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第511号について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料7に基づきまして御説明いたします。

諮問文につきましては、資料7-1のとおりでございますので、読み上げは省略させていただきます。

資料7-2の9ページをお願いします。

今回お諮りします大西洋における11の国際資源につきましては、例年この時期の分科会でお諮りしているものでございます。今回は令和8管理年度の分になります。大西洋のこれらの資源につきましては、漁期は8月からとなっております。ですので、具体的な対象期間は令和8年8月1日から令和9年7月31日までとなります。また、大臣管理区分は全てかつお・まぐろ漁業となりまして、実態上は遠洋まぐろはえ縄漁業のみとなります。

では、この表に沿ってまとめて御説明いたします。

まず、この表の左から2列目の漁獲可能量と書いてあるところ、（A）と書いてある列

ですけれども、この列に記載の漁獲可能量は、大西洋まぐろ類保存国際委員会、I C C A Tと呼んでいるものですが、ここで決定された国別の割当量に、我が国における前年以前の漁期からの繰越量に加えて、更に日本からほかの国へ、又は他の国から日本へ移譲した割当量を反映して設定した値となっております。

次に、この表の左から4列目、大臣管理漁獲可能量（A）－（B）と記載している列ですけれども、こちらは、その二つ左の列の今申し上げた漁獲可能量（A）から、その右の国の留保分（B）と書いてあるものを引いた数量となっております、これが今回諮問させていただく数値となっております。

また、この（B）と記載している国の留保枠ですが、これは漁業者の放流・投棄による死亡分をあらかじめ見込んだものでして、そうしたものが今漁期においても超えることがないよう過去3管理年度、すなわち令和4年から6年までにおける最大値よりも大きな値を（B）として設定しております。

参考までに、この表の一番右から3列目、2列目、1列目に、それぞれ令和7年の漁期における、漁期当初の大臣管理漁獲可能量、漁獲実績、消化率を記載しております。この消化率が、少し低い魚種もございますが、これは、まだ漁期途中のもので記載していることや、混獲対象となる魚種もあるためでございます。

その上で、大臣管理漁獲可能量のところの数値を申し上げますと、令和7管理年度と比較して、今回、大臣管理漁獲可能量が大きく変わった資源としましては、特に資源の増加により、I C C A Tにおいて我が国の当初配分が増えたものでございまして、1行目の別紙2－13、大西洋の西側のくろまぐろ、これが約80トン増加、2行目の別紙2－14の大西洋の東側のくろまぐろ、これが約680トン増加というふうになっております。

なお、別紙2－26、めかじき（北大西洋海域）、これにつきましては、令和7管理年度からの繰越し可能な数量がまだ未確定でございますので、その数量が確定次第、今後可能量を修正する予定でございます。

簡単でございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

ウェブから薮田委員が挙手しておられるということですので、薮田委員、よろしくお願いいたします。

○薮田委員 大西洋くろまぐろに関しましては、厳しい折衝の末に国別の割当てが増えま

した。このことに関しまして、水産庁の交渉担当の方々には感謝申し上げます。今後とも安定した国別割当ての確保をお願いしたいと思っております。

なお、外地港や洋上補給の燃油の価格については、価格高騰が継続しておりまして、なかなか先が見えない状況となっています。これが継続した場合には遠洋漁業が思うように操業できないという状態が発生し得る、そして、せっかく割り当てられたこの割当てが消化し切れない可能性も懸念されることとなります。もし消化率が低くなったことによって、今後国別の割当てが減らされることのないようにこちらについても尽力をお願いしたいというふうに考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

何かコメントございますか。

○かつお・まぐろ漁業室長 藪田委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり燃油の関係は、中東情勢の影響によりまして、外地、特にケープタウンとかラスパルマスとかで燃油の値段が非常に高くなっていることは承知しております。その中で、いろいろと経営上御苦労や、御判断に苦慮されているかと思えますけれども、大西洋のクロマグロは今お話がありましたけれども、個別のIQということで各船に割り当てられていまして、漁期中に、経営判断とかにより、割り当てられている船がもし漁獲に行かないということになれば、その場合にはIQの移転という制度もございます。これについては、移転の場合には国の認可が必要ですが、我々としても迅速に対応しますので、適宜そういった制度を使ってできる限り消化ができるように対応していただきたいということと、あと、国全体として未消化になったらということでございますが、ICCATのルール上も一定量の繰越しが認められていますので、そういったものもできる限り運用できるようにしていきたいと思えます。交渉担当ともしっかり連携を取ってやっていきたいと思えます。御意見ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特になければ、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第145回資源管理分科会において諮問のありました諮

問第507号から第511号について、答申書を読み上げます。

答 申 書

8 水 審 第 4 号

令和8年5月18日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和8年5月18日に開催された水産政策審議会第145回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

○山川分科会長 「記」以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略いたします。

この答申書を柿沼資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書を手交)

○山川分科会長 では、続きまして、協議事項に入ります。

事務局より協議事項が1件あるということです。事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

私の方からスルメイカのTAC管理について、先月、3月末で終わりました令和7管理年度の漁獲を受けた対応を今後決定していくに当たりまして、本日は委員、特別委員の皆様にご意見を伺うべく協議事項として登録させていただきました。

資料8をお願いいたします。

スライド番号順に説明させていただきます。

1枚目。令和7管理年度のスルメイカの漁獲の状況です。繰り返しになりますが、令和

7 管理年度は令和 8 年 3 月末で終わりました。令和 8 年 3 月分の漁獲量の報告期限、都道府県から水産庁への報告期限は 5 月 10 日となっていました。数量については現時点で精査を行っているところでして、速報値を掲載をしたところです。

見るべきところは、T A C に対する漁獲量です。2 万 7, 600 トンの T A C に対して漁獲量の総量が 2 万 7, 831 トンと 231 トン超過しました。次に、今日主に協議させていただきまず「現行水準」の府県の行に移りますと、このグループ全体の超過数量が 3, 885 トンでした。

2 枚目に移ります。

先ほど「現行水準」の府県全体の漁獲につきまして説明しました。ここでは、「現行水準」の府県それぞれがどれくらいの漁獲だったかということを示しています。後でまた登場しますので、説明はこの程度にとどめさせていただきます。

このように、令和 7 管理年度のスルメイカの漁獲量の総量が結果として T A C を超過したことへの対応を決めていくに当たりまして、今回協議事項として 2 点皆様に御意見を頂戴したいと思います。

3 枚目に移ります。

まずは令和 7 管理年度の T A C の超過につきまして、目安数量を大きく超過した「現行水準」の県である青森県、岩手県、宮城県、茨城県、高知県においては、T A C の超過分、現時点の速報値で 231 トンですけれども、これに対する相応の負担が必要であることに ついて皆様の意見を聞きたいと思います。相応の負担と申しますのは、具体的には令和 8 管理年度の配分数量又は目安数量が設定されていますので、ここから差し引くということです。

先ほど取り上げた県の漁獲状況を改めて掲載したのがスライド 4 枚目です。赤囲の「現行水準」の府県につきまして、今回相応の負担が必要であることにつきまして御意見を頂戴したいと思います。

スライド 5 枚目に移ります。

続きましては令和 7 管理年度小型するめいか釣り漁業の超過に関しまして御意見を頂戴したいと思います。

まずは水産政策審議会第 143 回資源管理分科会の資料の抜粋をご覧ください。

黄色ハイライトとした部分です。当時、資源管理分科会において、私どもは令和 7 管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和 8 管理年度の当該大臣区

分から差し引く数量については、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分するとしていたところです。今般、この超過に関しまして協議をさせていただきたいと思います。

まずは2,391トン。こちらが令和8管理年度の小型するめいか釣り漁業の配分数量から差し引く数量です。議論の結果、超過数量全量の2,391トンを差し引くこととしております。この2,391トンの扱いについて検討が必要であること。具体的には「数量明示」の道県に全量配分するのか、又は2,391トンの一部を国の留保に残していくのかということについて意見を頂戴したいと思います。

もう一つ、青森県、岩手県、宮城県については、まず令和7管理年度において漁獲量が目安数量を超過した割合、数量とも非常多かったことをもって令和8管理年度には数量明示をすることとしていた。この3県への追加配分について再検討が必要であることにつきまして意見を頂戴したいと思います。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

本件につきましては、本日は御意見を頂くということで、それで、次回の分科会において決定する、そういう手順になっているということです。

では、ただいまいただきました御説明について、3ページと5ページの上の方に書いてありますけれども、御意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

まず、3ページにつきましてはどうでしょうか。現行水準の件、津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

まず、都道府県なんですけれども、ここにある県が超過したというのがあるのに対して、これの内訳というのが分からないと何とも言えないなと。要はこれが定置なのか、例えば小底なのかとか刺し網なのかみたいところで、やっぱりここでもずっと議論がこれまでもありましたけれども、定置に関してはある程度配慮しないと難しいところはあると思うんですね。なかなか狙って獲るわけではないので、なので、そのデータは多分各県持っていると思うので、議論に当たってはそこをまずほしいというのが一つ。

もう一個は、恐らく最近の海洋環境の変化で生息域だとかいろんなものが変わっている中で、この目安数量自体が本当に適切なのかなというのも思うんですね。例えば今回だと、茨城県とかがここで超過しましたよというのがありますけれども、隣の県の千葉が100で茨城県が50といったときに、そこまでこの辺の海域は大きく変わらないのかなと思うと、

もしかして茨城のそもそもの50という設定自体が少なかったんじゃないのかなというのもやっぱり感じたりはするので、その辺、何がちょっと目安数量として正しいかというのを決めるというのはすごく難しいと思うんですけども、その辺のいろいろやっぱり海洋環境の変化とか、あと、先ほど申し上げた漁法のところも配慮して、単に数字だけで云々という議論じゃない方がいいなというのは意見として述べさせていただきます。

○山川分科会長 漁法についてはいかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

各県の漁獲量の内訳について、青森県は定置網漁業と5トン未満のいか釣り漁業が主だとの報告を受けています。岩手県は定置網漁業、宮城県は定置網漁業と小型底びき網漁業、茨城県は小型底びき網漁業、高知県は定置網漁業と5トン未満のいか釣り漁業と主たる漁業種類となります。

津田特別委員から目安数量の設定について非常に大事な質問を頂きました。スライド4枚目にこの目安数量の出し方の記載があります。基本シェア、令和3年から令和5年の漁獲実績の比率の平均値を用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合には10トン、基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合には50トン、同様にこのシェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合には100トンとしているところです。

○山川分科会長 ほかに御意見いかがでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 すみません、単純な疑問というか、これは3月末で締めた数字で、例えば3月30日から31日にかけて急にこれだけ獲れたというようなことは絶対ないわけでありまして、それまで年度の途中で既に超えているというような状況で、恐らく水産庁なりにもうこんな状態だというようなことがやっぱり報告なり通知があったんじゃないかなと思うわけですね。そうしたら、水産庁の方でやっぱりこれは年度をまたいで、あと控除させていただきますよとかいうようなことをやっぱり言ったりして、でも、なおかつまた続けておったと言ったら失礼な言い方かも知れませんが、100台はしても、やっぱり700とかそれはかなり水産庁との協議がその段階でどうなっておったのかなと純粹に思うんですけども、そこはどうなんですか。

○資源管理推進室長 渡部委員、ありがとうございます。

まず、この現行水準がどういった制度なのかということを資源管理基本方針の規定を用

いて説明したいと思います。スクリーンで示せばよろしいと思いますが、示していただきましたね。ありがとうございます。

規定を説明します。都道府県への配分のルールとしまして、全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する都道府県については原則として配分数量を明示することとしております。これに該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行います。ただし、希望する場合であったり管理上必要となる場合に配分数量を明示することとしています。

渡部委員の質問に関しましては、おっしゃるとおり毎月都道府県から数量が報告されていまして、管理年度の途中で目安数量を超えていることは私どもも把握をしておりました。その際に私どもが行ったことは、該当する都道府県に事実を伝えた上で漁獲の抑制を求めてきたところです。これは当時、配分数量を明示した管理区分で採捕停止を命じたところもあります。その事実を伝えた上で、やはり現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないからこそその現行水準ですので、協力を求めたところです。その結果が今回お示ししたものとなっています。

○渡部委員 分かりました。

その求めたことにきっちりと応じてくれた県もやっぱりあったんだろうと思いますし、また、そうでなかったところもあるということですから、水産庁は応分の負担という非常にいい言い方をされたんですけれども、やっぱりそれは必要なというように思います。

○山川分科会長 確認ですけれども、現行水準による配分を行うと書いてあるわけですね。ですから、単に目安水準というだけではなくて、一応現行水準が配分されていると考えてよろしいのでしょうか。数量明示ではないけれども、現行水準という配分なんだと。

○資源管理推進室長 そうですね。資源管理基本方針上も「現行水準」による配分を行うとの書き方になっています。

○山川分科会長 ほかに御意見いかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

ちょっと細かい話ではなく、大枠の話として私から四つの論点を挙げたいと思います。

まず、都道府県枠です。これは数量明示があるものと今お話に上がっている現行水準と

いう表向き数量明示がない配分がありますが、数量明示がなくても目安数量というのは示されていることですから、大体どれぐらい獲ってもよいのかなということを分かっている。これをオーバーしても結果として止めていない都道府県知事がいるという言い方もなんでしょうけれども、都道府県知事がいると。これに対し、ちょっと制度上ははっきりさせていたいただきたいんですが、農林水産大臣というか水産庁は指導ができる。指導若しくはお願い、止めてくださいということとはできるけれども、直接的に例えば採捕停止命令を出すことはできないという理解でよろしいのかどうか、ごめんなさい、四つ言っていていいですか、1回で。

もし権限があったらどうしてしなかったのか。権限がなかったら、逆に知事はやるべきだったと思いますので、なぜやらなかったのかということが第1点。

2番目、漁業者は事前に目安数量や数量明示の人たちは分かっていると思うんです。頭に入っているかどうかは別にして。目安数量がちゃんと漁業者に知らされていたのかどうか。少なくとも私は福井海区漁業調整委員会でそのような目安数量を見たことはありません。だから、業界団体を通じて知らされているかもしれないので、そこはちょっと福井県の事情というのもありますから、あまり一般化はしたくないです。でも、漁業者は目安数量を知っていたり、若しくはそれを守らなかったら翌年ペナルティが来るよということを事前に認識をちゃんとしていたか、これは結構ポイントだと思うんですね。知事も認識していたかですよ。ペナルティが来年来るのなら気をつけようと必ず思いますし、ペナルティが来る、来ないが分かっていない、若しくはペナルティは来ないだろうとなっていれば止めない。こうした場合、事前にペナルティを課すことがはっきり知らされていない、若しくは彼らが認識していない。それは知事であり漁業者が認識していない場合に、本年度、令和8管理年度にペナルティを課すことが制度的に許容されるかどうかと。事前に約束していないペナルティが来るということにならないかということです。これはちょっと制度設計上、かなり気をつけなければいけない点だと私は考えています。

しかしながら、一方でほかの漁業者、守っていた人や業界の人は納得しないと思いますし、もっと言うと、一般市民も納得しないと思うんです。守っていないじゃないですかと。それに対して何のペナルティもないじゃないですか。これは説明できないと思うんですよ。だから、私が挙げた1番目、都道府県枠をオーバーしても止めていないという結果があり、数量明示だろうが数量明示じゃなかろうが止めていない結果がある。その権限は誰にあって、誰が行使しなかったのかをはっきりさせるべき。2番目、漁業者はペナルティ

のことを認識していたか、していなかったか、これもはっきりさせるべき。三つ目、事前にペナルティのことを知らなかったところへ後からペナルティを課すことが制度的に許容されるか。最後に、一般的に不公平感を解消できるか、以上が私の意見です。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの東村委員からの御意見につきまして、赤塚室長、何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。非常に大事な論点ですので、一つずつ回答させていただければと思います。

1点目。採捕停止命令は、配分数量を越えている又は超えるおそれが著しく大きい場合に出すことになっています。そして、都道府県に配分する分については、当該都道府県の知事が判断するものです。片や、「現行水準」ですから、配分数量は明示していません。そのため、採捕停止命令をかけることができないという整理をしているところです。

2点目です。目安数量の周知です。資源管理基本方針上、「現行水準」の府県には数量を連絡しています。また、令和7管理年度、このスルメイカの管理において、漁期途中の採捕停止も含めて大きな議論になりましたところ、目安数量の一覧を資源管理分科会に出してきました。そのような形で周知させていただいたところです。

3点目、4点目については、だからこそ今回、委員、特別委員の意見も聞きながら判断することとしました。目安数量を超えたことについて、例えば超えた分を翌管理年度差し引くということはルールして今明示されておりません。他方、今回、漁獲量の総量がTACを超えました。TACを超える前と超えた後では置かれた状況が違っていると捉えています。TACを超過した対応を今後私どもが検討し案を決定するに当たって、本日このような機会設けさせていただいたところです。

3点目、4点目はこのような形で即答できていないところですが、回答は以上となります。

○東村委員 明確に回答していただき、ありがとうございました。

そうすると、ポイントは3番、4番へ移っていくということでしょうか。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合の釜石でございます。

今、東村委員がおっしゃった話と重複するところもあると思いますが、まず東村

委員がおっしゃったように国民に対して平等性を欠くようなこれからの対応はできないであろうというふうに思います。この資源管理分科会で幾度となくスルメイカのTACについては議論がなされてまいりました。私の方からも実際の漁獲の状況、三陸沖の漁獲の状況を披瀝しながらお話ししてきたこともございます。しかし、一度決定したTACですので、最終的には小型するめいか釣り漁業で採捕停止命令を出す結果にはなってしまいました。やはりありとあらゆるTAC設定魚種を設けて、それは漁業者の方、それから、漁業従事者の方々が守って将来につなげて持続的にこの資源を使っていくんだというふうに資源管理分科会で議論をして、そして、それを国民に広く周知してきているものですから、まず、国民から見て平等性を欠くような対応はできないというふうに考えているところです。

そこで一つ御質問は、前回の資源管理分科会までにこれからのスルメイカのTAC管理の手法、例えばありとあらゆる機器を使って速やかに漁獲数量を報告するシステムがあったりだとか、いろいろ各委員からこの場所で議論がなされて、意見が出されていたと思います。ここでスルメイカのTAC管理についてどう思いますかという意見をくださいという話がある前に、まず資源管理手法は次年度以降どういうふうに確立されていくのかというのがちょっとたたき台でもなければ、ここで管理手法についてこう思いますと言っても、次年度また同じような資源管理がなされるのであれば、例えば報告が遅れるだとか様々ありましたよね。1か月後に報告すればいいだとか、様々こういうふうな改善をしますというのは水産庁の方からお示しされていたと思いますけれども、では、具体的にはどういう改善をもってするめいかの資源管理に臨むかというのがまずあって、その上で委員の方に意見を求められるべきかなと思ったので、まず、そういう改善点があるのであればお知らせいただければなと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御意見につきまして、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

3月の水産政策審議会で取り上げたことを改めて報告できることは非常に大事なことです。議論に上がりましたのは、漁獲量の迅速なモニタリングでした。それが令和7管理年度において直面した課題の一つだったと思っております。このことにつきましては、市場へ水揚げした情報を速報値として、TAC報告とは別トラックとして集める取組が全国主要市場の関係者の協力を得ながら開始したところです。4月から始まり、行っているところ

ろでして、まずはその部分につきまして改善しています。

もう一つは、小型するめいか釣り漁業において公的措置として管理期間を分けるましたし、業界内でも真摯な議論を行い必要な対応が進められていると承知しているところです。

○山川分科会長 よろしいですか。

○釜石特別委員 ありがとうございます。

その上で、この都道府県の配分の方の漁獲量の速やかに把握というのも当然必要だと思っておりますし、あと、これも前回少しお示しさせていただきました。魚市場に水揚げした数量のみならず、漁獲をして魚市場以外から流通しているスルメイカも当然あると思うんですね。その全体のスルメイカの資源の動向というのを把握できなければ適切な資源管理というのは非常に難しいかなというふうに思いますので、その点も考慮いただきながら今後の対応を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかに御意見いかがでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 すみません、前回の分科会でも言わせていただきましたけれども、やはり一つルールを決めてやっていく中で、以前から問題になっています正直者がばかを見るということだけはやはり避けるべきだろうと思いますし、また、クロマグロであれだけの苦労をしてきたわけですよ、我々。某東北地方の県の超過に対しまして、随分苦労してきたと思います。だから、これで一つ現行水準とは言いながら、これを完全に通してしまうのであれば今までの苦労も意味がなくなりますし、今後の他の魚種にも響いてくると私は思います。だから、何らかのペナルティはやはり必要だろうと思います。

ただし、この数字を見ると、1年で返せというような数字じゃないので、やり方もいろいろ検討する必要があるのかなと。例えば現行水準だから何割を見るよとか、何かそういう基準があってもいいのかなと、そういうふうに私は思います。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

ちょっと大事な点に気付いてしまったんですけれども、私の説明がちょっとアレだったので皆さんを勘違いさせてしまったかもしれません。今回、相応の負担の必要性をお伺いしているのは、スライド1枚目にある「現行水準」の府県全体の超過数量3,885トンではなくて、TACを超過した分の231トンです。この231トンについて、目安数量を超えた度

合いに応じて返すことが必要であることについて意見をお伺いしています。3,385トンを返せではありません。現行水準のルールを否定していません。ただ、それであっても、漁獲量の総量がTACを超えてしまった初めての事態が発生したことに対して、何らかの対応をすべきではないかということです。ご指摘ありがとうございます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

なんで現行水準という制度があるかを考えてもらいたいですけれども、定置網とか沿岸漁業というのは来た魚を獲るしかない中においては、来遊が変わればたくさん獲れるところもあれば獲れない地域も全部別々です。そうした中で、今回は北の方でたくさん獲れたということが起きていたというわけなんですけれども、普通、沿岸漁業は今年、例えばイカが獲れなかったらほかの魚で補うということをしてしながら暮らしてきているんです。沿岸漁業は小規模な漁師が多くTACにそぐわないところもある中で、現行水準というのができていて、現行水準がどれぐらいの数があるか、この数量を超えたら自分たちがストップしなきゃいけないかというのを漁業者は知らないと思うんですよ。水産庁も説明していませんし、今までどおり獲ってもらって結構なんですよと。漁獲を止めることもできない中で、そういう説明をしていると思うんですよ。そうした中で後から超過分を差し引こうとしているということにやっぱり問題があって、採捕停止もかけられないという状況なら、定置網は入ったら獲っちゃいますよね。どれぐらいの数かも分からないのですから。そういう状況の中で起こったことということに対して、後からペナルティというのは、私はどうなのかなと思います。ただ、231トンですから、やっぱり多く獲れたところに対しては、配分をあまりしないなどというのはあるかと思いますが、いずれにしてもルールをしっかりと決めて行うということが必要で、ルール決めというのがちゃんとできていたんですか、漁師も知っていたんですか、そういうことも踏まえて考えていただきたい。

これは我々しか分からないことかも知れませんが、もともと大型の漁業であれば、漁獲できる数量が分かれば資源管理は結構できるんですね。大型の漁業というのは隻数も少ないし、単一の魚種が大量に獲れるので、結構漁獲量というのは把握しやすいわけです。でも、5トン未満の漁業者などは、あるときはイカを獲っているんだけど、あるときは違うものを獲っていたりするわけですよ。そういった漁業者もいる中で、あまり厳しくできないということで現行水準というのはできてきたんですね。数量的にも大したことがないだろうというのもあったんだと思います。

しかしながら、今回は非常に沿岸にイカが寄ってきたんです。今まで沿岸は全然獲れなくて、もう死ぬか生きるかという中で小規模漁師は生きてきました。そんな中で、今回沿岸に寄ってきたので、大量に獲れてしまったというのがあります。漁獲の状況が分かって、知事がしっかりと止める権限を持って採捕停止するとかであれば違ってきたんだと思うんですよ。

それと、時期とか海洋環境の激変によって獲れる場所も変わってきている中で、津田さんが言ったように、本当に50トン刻みの目安数量でいいんですかということもありますし、漁業者は生活がかかっていますので、簡単に止めろ、止めろと言いますが、そういうことまで踏まえた上で対応を考えていただきたい。小規模漁業は大型の漁業ではないので、止めてしまえば経営に対するインパクトはたいへん大きいですよ。ほかのものが獲れないのですから。そういうことも考えていただきたいと私は思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

私はあくまで制度の設計の話をさせていただきますけれども、今、赤塚室長に確認をきっちりしておきたいのは、この場、資源管理分科会で話をし、今後方針を決めるのはT A Cのオーバーした231トンを誰が負担して、要は減らされるというかペナルティとして受けるかという意味で、現行水準の府県でオーバーしてしまった3,885トンの話はもうしませんということであれば、私はこの話についていろいろ思うこともありますが、発言はやめます。そのところはいかがでしょう。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

おそらく多くの方々が私の答えを待っています。231トンについて相応の負担が必要であることについて今回意見を伺っているところです。この点において、3,885トンと理解してしまいがちな資料であり、また、説明であったところがあります。その点は御容赦いただければと思います。

繰り返しになりますが、数字は今確定中です。速報値231トンにつきまして、T A Cを超えたという状況が生じたことに応じて、「現行水準」の府県のうち、特に飛び出たところについては相応の負担が必要ではないかということを今日は相談したところです。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 では、数字としては1桁ぐらい小さくなりましたけれども、やはり考え方は一緒に、同じことが起こり得る。現行水準で、かつ魚種として回遊が不安定という言い方が適切かは分かりませんが、あるときには急に来遊してきたり、してこなかったりというような魚種について、現行水準で設定して、またオーバーしてしまうということはあると思います。そのときのモデルケースになってしまうということも考えてかなり慎重にしておかなければいけないということと、これは私本当に制度設計の話としておきますが、あとはやはり採捕停止命令、これは目安の水準だと今のところできないんですか。

それと、目安水準でなければいいですね。目安水準でなくて、例えば数量明示の県だと、これは知事が止めることはできるけれども、数量が明示されていない現行水準の場合は、どんなに超えてしまっても知事にそれを止める権限がないということで理解してよろしいですか。大臣許可の場合は、これは農林水産大臣がその権限を持って採捕停止をかけることができる、こういう整理でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

いろいろ御意見が出ましたけれども。

ウェブで木村先生、いらっしゃいますでしょうか。

○木村委員 木村です。聞こえますか。

○山川分科会長 はい。何か御意見ございますか。

○木村委員 よろしいですか。

○山川分科会長 お願いします。

○木村委員 231トンなんですけど、全体の量からしたら1%よりちょっと上ぐらいなんですけど、これは何かの理由によってそれをペナルティ的に課さなくちゃいけないような数字なんです。

○山川分科会長 いかがでしょうか。非常に小さい値じゃないかという話ですけども。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

数字の多寡ですね。その部分については、そういった御意見が出るのは理解できると思います。

○木村委員 これはかなりもめた話でいろんな意見もあるし、3回でしたか、配分量を変えたりTAC設定を変えたりしたようなことがあって、そういう意味ではいろんな問題点

を抱えたことなので、今回これをもう議論することはやめませんか。この議論を将来ペナルティを用いるための一つの材料とするというのであればやっただらいいと思いますけれども、今回もうこの議論はやめて、「231トンは超過しちゃいました」で済ませるのが一番穏当で、新たな何かを考えていくのはその次を考えればいいのかなと思いますが、いかがですか。

○山川分科会長　そういう御意見が出ましたけれども、どうでしょうか。

○資源管理推進室長　そういう内容を含めていろいろと御意見を伺いたいと考えています。貴重な御意見ありがとうございます。

○木村委員　もうこの議論をやっていると、またものすごい時間がかかってしまって、1%程度のことで大きな議論をするのは時間的にも、やっぱりあといろんな人の時間的な資源も無駄なので、水産庁が将来ペナルティを課すための何かの材料にするんだったら議論したらいいと思いますけれども、そういうことでないならばこの議論はやめて、次の水政審にこの議題を上げるのはいかがなものかというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長　その場合、3ページの二つ目のポツで「目安量を大きく超過した現行水準の県においても、TAC超過分に対する相応の負担が必要であること」という点については、231トンなのだからここではもう議論しないということにするにしても、その次の5ページの小型するめいか釣り漁業で超過した分の差引量を今度は数量明示の県に追加配分するという話になるわけで、そのときに令和7管理年度に目安数量で行っていて超過した県へも追加配分をするのかということにも関わってくる話で、それについてはどうなのでしょう。片や、小型するめいか釣り漁業の場合は数量明示で配分されていて、オーバーしたからそれで差し引かれると。一方、目安数量で管理していてオーバーした県については、更に追加でもらえるとなると、何かそこで不公平感が大きくなるかという気もするのですが。

○木村委員　僕は231トン程度のものでの不公平感というのは、そもそも目安量だってかなり大雑把で、50トン、100トンというような大雑把な数字で来ているので、231トンそのものはもう誤差範囲だというふうに今回は、またいろいろと制度設計上もちょっと問題がなかったわけではないので、今回は。なので、この議論そのものは将来の布石として水産庁が考えていただける材料としていただくということで収めたらいいかがでしょうかというのが私の提案です。

○山川分科会長 231トンというのは3ページの話で、5ページは2,391トンですよ。それをどうするのかと。

○木村委員 その話も今しているんですか。

○山川分科会長 では、3ページの話だけに限定してということ。

○木村委員 そうということです。今は三千何ぼという話が最初あったけれども、それは違って、231トンという話が赤塚さんの方から言われたので、それに焦点を絞るというお話が今までの議論でしたので、それについてはもう不問に付すということにして、次の二千何ぼという話があるのであるならば、またそれはそれで別の話だったと思います。

○山川分科会長 では、3ページの方の231トン、こちらの件につきまして議論を絞りたいと思います。ほかに御意見いかがでしょうか。木村先生からこのような御意見がありましたけれども。

津田委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

今の木村先生の意見にすごく理解できるところはあるなと思ってまして、僕もすみません、3,800の話だと思っていて、200なんだというところがあって、恐らくそのとおり沿岸の方々からすると、多分今回のこの出来事はかなりびっくりしたと思うんですよ。これは小型いか釣りとかもだと思うんですけれども、まさかこんな事態になるとはというふうに思っていなかったと思うので、それで多分恐らくですけれども、この話題が出て、今都道府県とかにも要は青森とか岩手とか宮城にはその分差し引くよみたいな話が多分いっていると思うので、ざわついていると思うんですよ、漁業者も含めて。

その今二百数十トンのためにそこでまたざわつかせて議論が収拾つかなくなるのであれば、本当に来年というか、これからのことをやっぱり話す方が重要なのかなとは思っていて、今回はおとがめなしと言ったらちょっと言い方はあれかもしれないけれども、誰もが予期できなかった事態で、それは国もみんな予期できなかった事態なので、それはしょうがないという言い方もあれなんですけれども、勉強料だったということで、ただ、今度やったらそれなりのペナルティがあるからよろしくねと。今回は、次やったらものすごいペナルティがあるよというような各県と更に漁業者とそこでのきちんとした約束、コンセンサスを取る方が重要なような気がするんですよ。

ここで犯人探しをすると、多分もめて、もめて、もめて終わるだけだと思うので、何かむしろそういう建設的な。なので、次からやったら本当にペナルティでいいと思う。何か

そういう約束を次の最後、審議する来月までに話す方が建設的かなというふうに思いました。

以上です。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 東村でございます。

もう一件確認なんですけれども、現行水準から数量明示に変わった県がありますよね。その県は多分12月8日以降で合っていますか。この県に関しては全部超えていないんですよね、結果的に。万が一、ここが超えていたら数量明示で超えていた県になった可能性があるわけですよ。例えば長崎県550トン、これが1,523トン配分されました。漁獲量は404トンで済んでいますけれども、万が一にも2,000トン獲れていましたということもあり得るわけですよ。そういうような選択をした人はたまたま来なかったら数量明示でも問題にはなっていない。一方で、現行水準でとどまっておけばどれだけ獲っても構わないという先例をつくるのは、TACの制度の根本からおかしくなると思うので、私はここで231トンだからもういいじゃないですかと、もしそういう結論を出すにしても、やはり現行水準の扱いであったり数量明示の扱いであったことに関しては、ちゃんとした仕分けはしておくべきだと思います。ちょうどいい機会だと思います。こんなにはっきり出ちゃったので、もうここであなあにして済ますというのは絶対によくないと、熱くなってしまいましたけれども、私は思います。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 今の東村さんのご意見なんですけれども、数量明示されている県というのは、自分たちがオーバーしそうになると漁獲枠が余っている県から融通を受けるんですね。だからオーバーしていないわけですよ。北海道でも追加配分した結果余っていて、大臣許可など数量明示されているところというのは、使わない漁獲枠があったところから融通してもらったりしながらオーバーしないような形の処置を取っているんです。けれども、現行水準というのは融通や追加配分といった措置がない中でこういう形になってしまったということだけは間違えてはいけませんよ。

それと、現行水準を行うときに先にペナルティがあるんだということをしっかり明示した上で事前に説明をしていたかどうかというのが、僕は一番重要だと思っているんですね。そういうこともやっていないのに今更こういうことを言われるというのはどうなのかなと。制度的にもほかの県や業種から融通してもらうこともできない。そうした中で、この231

トンの扱いは木村先生が言ったことに僕は賛成します。理解できます。

以上です。

○山川分科会長 中島特別委員。

○中島特別委員 すみません、私、山口県海区の漁業調整委員会の会長もやっております、山口県の事例についてちょっとお話しさせていただければと思います。

先ほど東村委員さんから話がありましたように、昨年の秋か冬か、全国で6県か7県ほど数量明示に変えた県があると思います。山口県もその一つなんですけれども、これは何で変えたかという、真面目に取り組んで、そこで数量明示をすることによって管理していく。今三浦委員からも話がありましたけれども、その中で融通もあるかもしれないという中で、こういう言い方をしたら大変失礼なんだけれども、現行水準では厳しいから数量明示という方向に走っています。全国6県か7県は。

私は海区委員会の中で言ったのが、この場の雰囲気は十分承知しておりますので、足りないよと。全国的に見ても足りないよと。だから、余るようであれば即刻水産庁の方に報告して、枠を提出するよとということまで海区委員会で行いました。こういう事例もあるということで理解いただきたいと思いますし、ただ、231トン、先ほどの話に戻りますけれども、それが全部いいのかどうなのかも含めて何らかの形で一つのけじめはつける必要があると私は思います。とてもつらい言い方なんですけれども、沿岸の漁業者の気持ちは分かりますし、ずっと40年間付き合ってきていますから、とてもつらいんですけども、そのところで若干数を減らすなり何%か掛けるとか、そういう中で落としどころを見つけていただければと思います。

○山川分科会長 釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合、釜石でございます。

私も今の意見に賛同する立場でお話をさせていただきますけれども、やはりこのスルメイカの令和7管理年度のTACを2万7,600トン最終的に確定したわけです。これがスルメイカTACのコンプライアンスだと思っています。コンプライアンスを守らないでコンセンサスを先行させるというのは、やはり制度の崩壊につながりかねないというふうに考えているところです。

先ほど大型漁船の話が出ましたのでお話ししますけれども、大型漁船であれば、1キロでもオーバーすれば、それは次の漁期に反映されるものになります。罰則規定の対象です。だからといって罰則規定を大型と一緒にしろと言っているわけではないんです。やはりこ

れは全国民に示してきたスルメイカのコンプライアンスですから、コンプライアンスに1キロであろうが231トンであろうが違反したことに変わりはないです。これがよしとされるのであれば、全てのTACは誰も守る必要がないと思います。そのためにこの資源管理分科会で皆さんが汗水流して、長い時間をかけて議論して決定してきているわけです。ほかの委員も過去の資源管理分科会でおっしゃっていました。ありとあらゆるプレッシャーがあっても、ここで決めたものはみんなで守っていかなきゃいけないんだ。それを守らないときには、守る努力をしなければいけない。そういう努力をクロマグロではしている漁業者も多数おります。例えばクロマグロは入っても獲れません。わざわざ放流していますという話をここでされていますよね。クロマグロでそういう努力をしてスルメイカはいいのか、そういう議論になります、必ず。

ですので、コンプライアンスはあくまでコンプライアンスとして守るべきものとして掲げておくべきですし、コンプライアンスを守った上でコンセンサスというのが一般常識だと思っておりますので、そのように意見として残しておきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長　いかがでしょうか。

いろいろと御意見が出てきましたけれども、三浦委員。

○三浦委員　それはそのとおりです。だけれども、現行水準で管理を行うときにストップもかけられなくて、ペナルティがあるということも事前に伝えていないんですよ。そういうことまで全部ルールとして既に成り立っているのであればそのとおりだと私も思っています。でも、そういうことがあることを漁業者にも伝えていない、そして水産庁もまだ獲っても止められない、そういう言い方をしていましたよね。そうした中で急に231トンとはいえオーバーしたから、その分はペナルティとして控除するというのであれば、事前にそういうルールを決めて通知しなければいけないんじゃないかと思うんですよね。

TACを守らなきゃいけない、そんなことはみんな当たり前、分かっていますよ。だったら、現行水準もオーバーした場合にはペナルティがあるということも決めて通知しなきゃいけないのも当たり前のことですよね。そういうことができていない不備がある中でペナルティと言うのはどうなんですかと私は言っているのです。

○山川分科会長　御意見が二つに分かれておるようですけれども、いかがでしょうか。

前田特別委員。

○前田特別委員　私も三浦委員と同じで、現行水準、目安数量を超えたらペナルティをや

りますよという通知もなしに、何も言わずに超えたからといってペナルティを与えるというのは、それはちょっと違うかなというふうに思います。各県からのペナルティというのは、なしでお願いしたいなというふうに思います。

○山川分科会長 それぞれの委員からの御意見、大体で尽くしてきたのかなというふうに思いますけれども。

津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

例えばなんですけれども、おっしゃるとおりT A Cが超えていることで、それが形骸化するということも正にそのとおりですし、僕もさっき申し上げたのは、別にその231トンを超えたままでオーケーという話ではなくて、来年のT A Cからそこを差し引いてしまう。要はこの中の誰が悪いという犯人というよりは、日本全国、全員でちょっと痛み分けしましょうみたいな考え方もあるような気はして、だったら来年のT A Cは最初から231トンを引いたもので全体にまた配分するというような考え方とかでもいいような気はするんですよね。やっぱり去年の議論とかいろんな一連を見ていて、誰が悪いというわけじゃなくて、みんなそれぞれ一生懸命やっていたのに何かこうなってしまったみたいな感じで、もうちょっと分かりやすくあいつが敵だ、悪いみたいなのはあった方が楽だなと思って、そうなったときにはやっぱり日本全体で、全員でその部分を吸収する。それで、その分で超過した分をなしにするというか、なしというか、その分をみんなで分ける、負担するという考え方もあるんじゃないかなと思います。

○山川分科会長 それは令和8管理年度の留保枠があるけれども、その中で231トンは配分しないみたいな、そういうことですか。

○津田特別委員 はい。そういうイメージです。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 今の国の留保から配分しないというのは、結局責任はどちらにあるんでしょうか。ちゃんと管理をし切れなかった国にあるのか、それとも業界皆さんにあるという考え方なのか、ちょっとそこが分かりにくかったです。私はどちらかという、捉えましたが、ある程度のイメージは。自分の意見は言わずにおきます。ありがとうございます。

○山川分科会長 いろいろと御意見を頂きましたけれども、なかなか一つにはまとまりそ

うにもないのかなというところではありますけれども、いかがでしょうか。

3 ページ目のこれについては231トン、片や公平性という点を考えると何もペナルティなしというのはいかななものか。国全体としてTACを決めていて、231トンという小さな量であったとしてもオーバーしているんだから、その点はきちんと捉えるべきだということ。

三浦委員。

○三浦委員 超過した231トンをペナルティとしてと言われていますが、「現行水準」にペナルティを科すという意味がよく分からないです。数量明示されているのであれば、その数量を超えた分が減らされるという意味であれば分かるんですよ。でも今回、現行水準でも目安水準を何倍以上になったところはペナルティで、1.5倍のところはペナルティじゃないとかになっているわけですよ。津田委員が言ったように全体としてオーバーした分として今回の枠の中から消化するというのが妥当なんじゃないかと思うわけです。

要は、現行水準にペナルティはどういう意味なんだろう。その約束もしていない中で、罰則だ、罰則だと。もともと現行水準なんですから、目安数量の若干上へ行ったり下へ行ったりするわけですよ。そこにこの231トンを当てはめてペナルティにして意味があるのかなと思ったりします。

○山川分科会長 今の御意見、いかがでしょうか。

事前にそういったルールが明示されているのであれば、そういう措置も許容されるけれども、実際にはそうではなかった。後付けでそういうことをするのはいかななものかということですが、231トンを超えたという点については、そのままというわけにもいかないということを見ると、津田特別委員が言われたような御意見はそれなりに考慮すべきなのかなという気はいたします。

では、協議事項1の3ページにつきましてはおおよそ御意見いただいたということで、次の5ページの小型するめいか釣り漁業で生じた超過分の差引量、これは既にもう差し引かれているわけですが、それを数量明示の道県に追加配分すると定められているわけですね。それを配分するときには数量明示でなかった、目安数量であった県で、青森県、岩手県、宮城県、これにも追加配分をするのかどうかという点については御意見いかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 これこそ、数量明示されていたんだけど、オーバーしたところに対しては配分しないとか、これは後からの決めでルールに対して逸脱して追加で罰則するとかで

はないので、追加配分をしないとする形で収めたらいいのかなと思います。

○山川分科会長 ほかに御意見いかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 多分最初に、事前に漁業者の人がペナルティがありえないと。数量明示ではなくて目安数量であっても、それを大きく超すとペナルティがあるということを知らされていなかったのに、後にペナルティを課されることは制度的に容認されるのですかという話を最初の発言でしたと思います。これは、実はさっきの231トンだろうが2,391トンだろうが実は同じ話で、これを231トンだからもういいや、2,391トンだから駄目だというのは、実は筋が通らないのではないのかということで、2,391をここに書かれている県に追加配分するのは常識的に考えてちょっとそれはまずいというのがありますので、その辺は何らかの私には思いつきませんが、いい言葉が思いつかないんですけれども、制度的な処理若しくは制度的な説明が必要になってくるのだと思います。

231トンはみんな留保から、2,391トンは超過したところにはあげない、これはちょっと矛盾してくるんじゃないですか。合っていますか、私の言っていること。ちょっと自分でも不安になってきましたが、以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。

今の議論になっている2,391トンの扱いについてなんですけれども、私としては国の留保に部分的あるいは全て残しておくのがいいのではないかなと思います。というのは、ペナルティという考え方よりもやっぱり今回現行水準という制度、この制度自体は先ほどからあったように沿岸漁業のためにも必要というのは確かなんですけれども、運用の方法にちょっと課題があったというのは明らかになったので、その部分が解決されるまでは一定程度留保として残しておいて、今回のようなことがあったときに相殺できるようにしておくということが必要じゃないかなと思います。

もし今回生じたような現行水準ということを用いるに当たってのある意味グレーゾーンみたいなのが解決されるまでは、こういった留保を取るという措置はつづけた方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

留保にしておくということは、これ前々回ですか、2月20日の資源管理分科会で令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れた後、当初配分数量のシェアに応じて、数量明示の道県に配分することとすると、これは既に決定しているわけですね。数量明示の道県に配分することとする、これを修正する、そういった御意見でしょうか。

○高橋委員 はい。そのとおりです。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 私もその意見に賛成です。国が留保で持っている分には、いろんな考え方できると思うんですけども、その中でまた判断をしていけるのかなと思います。

それと、私もちょっと勘違いしていたのは、今回数量明示された県ではなく、前回までに数量明示を受けているところはオーバーしていなかったのに追加配分をしないと思いましたが、今年度から青森とかが数量明示に入るんですね。数量明示に入るけれど、現行水準でオーバーしたところだから追加枠がいくのはおかしいんじゃないかということだったんですね。なるほどなと思って、それも分かるんですけども、国が留保を持った中で、これからオーバーしてくるところがいろいろと出てくる可能性がある中で、現行水準には曖昧な部分が非常に多く含んでいますので、みんなの意見がばらばらになる原因でもあるわけですから、そういったことも考えますと、やっぱり国が留保として持った中でやっていくというのが妥当かなと私も思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 すみません、ありがとうございます。

今、三浦委員が言われたように現行水準というのはちょっとグレーな部分があるわけですね。ですから、今国の留保に置いておいて、仮に現行水準のところが今度現行水準をオーバーしそうだとなったときにどういう対応するのも決めておかないと、今後また同じような問題を繰り返すのかなというような気はいたします。

配分するのであれば、数量明示のところだけじゃなくて都道府県、現行水準のところもあげるとか、そういう方法もあるのかなというふうな気がしましたので、一応。基本は国の留保の方に置いておくのかなと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、この件につきましては、2月20日に決定した事項で、当初配分数量のシェアに応じて、数量明示の道県に配分することとする、この点を修正して、国の留保に繰り入れた

ままにして、それを今後有効に活用していくことにするというので、これは一旦過去に決定したことを修正するというのは可能なんでしょうか。また新たに。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

資源管理基本方針別紙２の規定では、国の留保に繰り入れた後、都道府県に優先して配分となっています。この規定に則して、令和８管理年度の小型するめいか釣り漁業の大臣管理区分から差し引く数量については、国の留保に繰り入れたのち、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分する考えを２月の水産政策審議会に出しました。

そのため、資源管理基本方針別紙２の変更を伴うものではないですが、水産政策審議会の決定を修正するという意味では分科会長の御整理のとおりでございます。

○山川分科会長　では、資源管理基本方針の修正を伴わないということであれば、そのように決定してもいいということですね。

では、この件につきましてはそのように皆さんの御意見を頂いたということで、次回の案に反映させていただくということでよろしく願いいたします。

あと、中島特別委員が言われましたように、今後どうしていくのかという辺りもきちんとルール化しておかないと、今後も同じようなことが生じ得るということですので、その辺の整理もよろしく願いいたします。

では、今の件につきまして何かもし追加でこれだけは言っておきたいということがございましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。

では、続きまして、報告事項に移りたいと思います。事務局より報告事項が２件あるということです。

初めに、太平洋クロマグロの資源管理について事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長　資源管理推進室長です。

資料９－１をお願いいたします。

前回分科会後に生じましたくろまぐろ（小型魚）、以降、単に小型魚と申します。また、くろまぐろ（大型魚）、以降、単に大型魚と申します。これらＴＡＣ資源のＴＡＣ等の数量の変更について事後報告をさせていただきます。

まずは令和７管理年度です。１ページ目の下のスライドです。

令和７管理年度において、ここに掲げる１から６に伴う数量の変更につきましては、事

前に行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。

本日は1番、融通に伴う数量の変更と5番、相互扶助漁獲支援事業に参加する漁業者に対するものとして行う不等量交換に伴う数量の変更の二つについて報告をいたします。

次のページをお願いいたします。

令和8年3月18日付で令和7管理年度9回目となる融通として、上のスライドでお示しする譲渡が都道府県の間で行われました。

下のスライドの説明を行う前に、相互扶助漁獲支援事業について補足の説明をいたします。この事業は、小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための枠組みです。当該事業に参加する漁業者に対するものとして行う不等量交換について、この交換後の大型魚の数量は交換を行う小型魚の数量に1.6を乗じた数量とします。WCPFCで合意された措置に基づく係数は1.45ですので、この差は国の留保から上乘せします。

下のスライドの説明に移ります。今般、もともと参加する予定だった一部の漁業者の方が参加を見合わせたことから、3月30日付で上乘せしていた分を国の留保に戻し入れました。

以上によって、小型魚、大型魚でどのような数量の変更が生じたのかを一覧で示したのが3ページの上下のスライドとなります。

続けて、令和8管理年度です。4ページをお願いいたします。

上のスライドです。令和8管理年度において、1から5に掲げる数量の変更につきましては事後報告で対応させていただいているところです。

資料の修正があります。先ほど報告しました相互扶助漁獲支援事業に参加する漁業者に対するものとして行う不等量交換に伴う数量の変更につきましては令和8管理年度も引き続き事後報告で対応させていただいているところですが、このスライドからは漏れておりましたので、後刻、修正したものを水産庁ホームページに掲載します。

本日は4番のWCPFCで合意された措置に基づく係数を用いた不等量交換に伴う数量の変更と、5番の未利用分の繰越し及び国の留保からの追加配分に伴う数量の変更について報告いたします。

5ページをお願いいたします。

上のスライドになります。令和8年4月20日付で小型魚から大型魚への不等量交換をお

示した都道府県、大臣管理区分で行いました。

下のスライド、令和7管理年度の未利用分の繰越しです。4月20日付で大臣管理区分におきまして、こちらは令和7管理年度がいち早く終わりましたので、終了に伴い確定した未利用分のうち当初配分の10%までを上限として同じ大臣管理区分に繰り越しました。

また、5月7日付で、都道府県は通常6月に繰越しを予定しているところでありまして、漁期の関係、漁模様の関係から早めにやってほしいという要望があったところについては前倒して対応をしているところでして、令和8管理年度においては要望のあった宮崎県において前倒しで大型魚の未利用分を当初配分の10%を上限に繰り越したところではあります。

以上によって小型魚、大型魚でどのような数量の変更が生じたのかを一覧で示したのが6ページの下のスライドとなります。

事務局からの報告は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特になければ、続きまして、国の留保からの配分等について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料10をお願いいたします。

こちらは、くろまぐろ大型魚、小型魚以外のT A C資源の数量変更の事後報告です。

2ページをお願いします。

第144回資源管理分科会以降に行われた数量の変更の事後報告を行います。

一つ目。まさば及びごまさば対馬暖流系群です。融通が行われたことに伴って、配分数量が変更されました。

二つ目。まさば及びごまさば太平洋系群です。大中型まき網漁業であって、I Qにより管理を行う管理区分の漁獲可能期間が終了したことによる配分数量の未利用分の移転に伴って数量が変更されました。

最後です。まさば及びごまさば対馬暖流系群です。配分を受ける者の合意による数量を用いた国の留保からの配分が3月24日付、5月8日付で行われましたところ、このことに伴う数量の変更を報告させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等。

笛木特別委員。

○笛木特別委員 すみません、一つ前のクロマグロのところで水産庁の報告だけだったので、こちらの方からちょっと抗議というか、申し上げなかったんですが、遊漁のところ、先ほどの資料の方の36ページ、クロマグロ遊漁への取組のところなんですが、前回の水政審の方で昨年と今年度、数量の変更はありますかという質問をさせていただいたんですが、その際に数量の変更はありませんというふうな形で伺っていたんですが、今この数量を見ると、月当たりの数量が5トンから4.2トンに減らされています。それと、総量も60トンから51.4トンに減っているんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、私の方から。変更理由は、令和7管理年度において採捕数量の超過がありましたところ、それを踏まえた変更となっています。

○笛木特別委員 超過分の減量ということですか。

○管理調整課長 管理調整課長です。

今が総量の話、令和8年度の総量の話であって、60トンと言ってきたものが動いたという話で、その上で毎月どういうふうに令和8管理年度で月ごととか2か月ごととかいろいろな形で管理していくかということについては、この水政審の方ではなくて広域漁業調整委員会の方のくろまぐろ遊漁部会を中心にやって、その議論も経て決めていただいているというのが今現状です。

○笛木特別委員 では、くろまぐろ遊漁部会の方では月4.2トンというのはもう了承されているということですね。

○管理調整課長 はい。管理年度が始まる前に議論して了承を頂いております。

○笛木特別委員 かしこまりました。

○山川分科会長 クロマグロ以外の国の留保からの配分等についての御説明については、質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

笛木特別委員。

○笛木特別委員 すみません、またちょっと遊漁の方の先ほどのクロマグロのところの最

終ページ、37ページにクロマグロ以外のところ、今後遊漁に関してもいろいろ規制が入ることが記されているんですけども、この中で例えば魚種においてスルメイカであったりマダイであったり、そういったもので何かもう既に検討されている魚種とかあれば教えていただきたいんですが。

○山川分科会長　いかがでしょうか。

では、櫻井課長。

○管理調整課長　クロマグロは今TAC魚種になっていて、いわゆる自由漁業、遊漁も含む自由漁業もなくなって今この状態に至るということです。一方で、遊漁で利用しているようなものには、今そういうところへ向かって検討が進んでいるものとしていくつかありますが、クロマグロと同じような規制の状況にはなっていないということです。対外的にこれがクロマグロの次に来ますみたいなことはまだオープンになっていませんし、オープンにする状況にもなっていないということです。あくまで内部検討とか水産機構さんなんかとも話しているところもありますけれども、そういうところへ向かって何ができるかとかどうやるべきかというようなことをまだ内部で議論しているというような状況と想っていたいただければ結構です。

○笛木特別委員　ありがとうございます。

○山川分科会長　ほかにその他ございますでしょうか。

では、特になければ、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○漁獲監理官　次回の資源管理分科会につきましては、6月に開催予定としております。詳細につきましては、追って御連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

○山川分科会長　以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了しました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

非常に長時間にわたり審議していただき、大変お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。